

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800508 2018-1399 2018/11/08 (事故発生地) 埼玉県	白熱電球	当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、使用者が樹脂製衣装ケースを加工して自作した器具に取り付けられた状態で使用され、ケース底部に敷き詰められたヤシガラに近接していた。○当該製品は先端ガラス表面が焦げて割れていたが、出火の痕跡は認められなかった。○衣装ケース底部は当該製品が近接していた部分で溶融して穴が空き、ケース内に敷き詰められたヤシガラ及びケース下の畳が焦げ、畳上にはヤシガラが散乱していた。●当該製品は、改造した樹脂製衣装ケース内につり下げられ、可燃物に近接した状態で使用されていたため、可燃物が過熱され出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「燃えやすいものに近づけない。」旨、記載されている。	(受付:2018/11/30)
A201800558 2018-1558 2018/09/15 (事故発生地) 東京都	発電機（携帯型）	工事現場で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により11名が軽症を負った。	○換気窓がなく換気装置が運転されていない地下の作業空間で2台の発電機が使用されていた。○事故現場で使用されていた2台の発電機に破損や故障はなく、事故後もレンタル機として使用されていた。○本体の警告表示、注意表示はいずれも判読可能であった。●換気が不十分な地下の作業空間で2台の発電機を使用していたため、排気ガスによって一酸化炭素中毒を起こしたものと推定される。なお、本体には、「換気の悪い場所では、運転しない。」旨、取扱説明書には、「エンジンの排気ガス中には、人体に有害な成分が含まれているので、室内、トンネル等の換気の悪い場所では運転しない。」旨、記載されている。	(受付:2018/12/20)
A201800585 2018-1611 2018/10/30 (事故発生地) 東京都	電気トースター	当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用後、電源プラグをコンセントに接続した状態でラックに置いていたところ、発煙、発火した。○当該製品は、ほこり侵入防止用の樹脂製蓋が付属している製品であるが、上部の樹脂製外郭が熱で変形し、蓋の一部が溶融してパン挿入口に流入した痕跡が認められた。○側面に変形及び変色は認められなかったが、レバーが中間部で止まっていた。○本体内部のヒーター、制御基板、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の動作確認を行ったところ、レバーの押し下げに必要な力に同等品との差は認められず、スイッチを入れて一定時間後に正常にレバーが戻りスイッチが切れることが認められた。○取扱説明書には、「使用後は必ず電源を切り電源プラグを抜く。」旨、記載されていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の動作に異常は認められないことから、当該製品は電源に接続された状態で、外力によってレバーが下がってスイッチが入ったため、載せていた蓋が加熱されて溶融し、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2018/12/28)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201800747 2018-1962 2019/01/31 (事故発生地) 高知県	配線器具（ダクトレール用）	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、ダクトレール接続部の電線接続端子付近が著しく焼損しており、周辺の樹脂製カバーは焼失していた。○電線接続端子の焼損は著しく、端子金具は屋内配線接続側の電線差し込み口付近で溶融して一部が焼失していた。○接続していた屋内配線は、芯線が酸化してやせ細り、先端部に溶融痕が認められ、錠ばねは舌片（屋内配線の抜け止め部）が溶融していた。○内部配線、内部配線間の接続端子及びダクトレールとの接触端子に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、電線接続端子部で屋内配線の挿入が不十分であったため、接触不良が生じて異常発熱し、焼損に至ったものと推定される。なお、施工説明書には、「結線は適合電線の被ふくをゲージに合わせてむき、確実に奥まで差し込む。焼損、火災の原因となる。」旨、記載されている。	(受付:2019/02/26)
A201800773 2018-2021 2019/02/19 (事故発生地) 東京都	空気清浄機（加湿機能付）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は3口延長コードのタップ部に接続されており、当該タップ部には、別の1口延長コードのプラグも接続されていた。○当該製品は、水タンク部を除き著しく焼損していた。○当該製品内部にある基板、モーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められたが、断線部は本体内部に納められた箇所であり、周囲の樹脂部材の焼損程度は小さかった。○3口延長コードのタップ部に接続されていた1口延長コードのプラグの栓刃の1つがプラグ内のカシメ部で溶断しており、栓刃とタップ部の刃受金具が一部焼失していた。○3口延長コード及び1口延長コードの事業者名等は特定できなかった。●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、3口延長コードと1口延長コードの接続部において異常発熱して出火し、当該製品に延焼して焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/03/07)
A201800775 2018-2023 2019/02/23 (事故発生地) 群馬県	照明器具	寺院で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A201900199と同一事故）	○当該製品は環形蛍光灯用照明器具（インバーター式）であるが、蛍光灯ではなく、他社製LEDランプ（32W型及び40W型）が取り付けられていた。○本体の樹脂製カバーは焼失していた。○点灯回路ブロックの電子部品や基板のパターンに溶融等出火の痕跡は認められなかった。○電源回路ブロック、内部配線及びランプソケットに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に取り付けられていた他社製32W型LEDランプは、基板部周辺の焼損が著しく、基板上の1つのランプピンの接続穴周辺が焼失し、ランプピンの先端は溶融していた。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた他社製LEDランプの基板部から出火し、当該製品に延焼したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/03/07)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900055 2019-0160 2019/03/19 (事故発生地) 千葉県	電気ポンプ	施設で当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○宿泊施設の露天風呂を清掃していたところ、露天風呂脇に設置された当該製品から発煙した。○当該製品の樹脂製外郭は大部分が焼失していた。○モーターの回転軸は固着し、モーター一部の金属製外郭内側、羽根車を内蔵した金属製ケース内部及び回転軸に腐食が認められモーター巻線には熔融痕が認められた。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品には設置時に過負荷保護装置が取り付けられていなかった。○当該製品は事故発生の3年前に設置されてから数か月後には使用を停止し、近傍に設置した分電箱の扉のスイッチで電源をオフにし給排水管を切断した状態で設置場所に放置されていた。○事故発生直後、分電箱のスイッチはオンになっていたが、いつ、誰が操作したかは不明であった。●当該製品は、設置時に過負荷保護装置が取り付けられていなかったため、長期間使用しないまま屋外に放置していたことで腐食等によってモーター回転軸が固着し、モーター巻線に過電流が流れた際に通電が継続して異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「過負荷保護装置は内蔵していないことからモーター焼損防止のため、過負荷保護装置を設置する。」旨、記載されている。 (D1)	(受付:2019/04/18)
A201900083 2019-0251 2019/03/31 (事故発生地) 新潟県	電気冷蔵庫	寮で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は寮のミニキッチンに設置されており、電源プラグは差した状態で長期間、温度調節器つまみをオフ状態にしてあったが、事故発生当日に入寮した使用者がつまみを回し、しばらくして戻ったところ当該製品付近から出火していた。○当該製品は小型ワンドアの冷蔵庫であり、庫内上部に温度調節器と冷却器があり、温度調節器で出力の調整を行う直冷式の製品であった。○外郭は、天板以外の焼損は認められず、内部は天板側の焼損が著しく、内壁及び断熱材が焼失していたが、下側の約3分の2は原形を保っていた。○温度調節器、機械室の始動リレー、コンプレッサー等に熔融等の出火の痕跡は認められなかった○内部配線及び電源コードに熔融痕等出火の痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2019/05/07)
A201900116 2019-0329 2019/05/02 (事故発生地) 東京都	オーブントースター	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品でパンを焼いていたところ、電源プラグから異音が生じて火花が出た。○当該製品本体に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品内部の電源線、ヒーター及びその他の接続部に異常は認められず、電源コードを付け替えて動作確認をしたところ、正常に動作した。○電源プラグに変形等の異常は認められなかった。○電源コードの電源プラグ側プッシング部付近の芯線は、両極が断線しており、熔融痕が認められた。○電源コードの被覆に硬化、ひび割れ等は認められなかった。○当該製品は事故発生の4年前からキッチンラックの中に設置されていたが、設置以前も含め、電源コードの取り回し等詳細な使用状況は不明である。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、外的要因により電源コードが半断線して異常発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2019/05/21)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201900222 2019-0613 2019/06/10 (事故発生地) 北海道	電気洗濯機	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は上部樹脂部品の焼損が著しく外装も上部を焼損していた。○洗濯槽底の裏側に焼損は認められず、同箇所にある洗濯モーターに過熱の痕跡は認められず、回転軸の固着も認められなかった。○基板に焼損は認められず、部品に過熱の痕跡も認められなかった。○電源コード及び内部配線に短絡の痕跡は認められず、電源プラグにも溶融痕は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2019/06/25)
A201900258 2019-0694 2019/06/26 (事故発生地) 北海道	高压洗浄機	畜舎で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は使用者によって配水管に接続された改造状態で使用されており、事故発生当日、5～6時間程無人で運転されていたところ、当該製品及び周辺の可燃物から出火した。○当該製品の樹脂製外郭は溶融、焼失していた。○当該製品の金属製モーター外郭蓋は外側の塗装が焼失し、内側にはさすが付着し、藁が焼損していた。○ポンプ及びモーター内巻線等の焼損及びモーター軸の固着は認められなかった。○電源コードは断線し、一部の被覆が焼失していたが、断線部に溶融痕は認められなかった。○当該製品の取っ手側の壁にはさすが付着し、藁、水フィルター及びごみが焼損していた。●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2019/07/09)
A201900262 2019-0703 2019/06/27 (事故発生地) 千葉県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。○当該製品は焼損が著しく、樹脂製外郭が焼失していた。○ファンモーターコネクタ部の電源ピンは焼失し、グラウンドピンの側面に溶融痕が認められたほか、ファンモーターリード線の電源端子が溶融していた。○焼損したファンモーターコネクタ部から当該製品に使用していないエアコン洗浄剤の成分で、導電性があるカリウム、マグネシウム及びナトリウムが検出された。○ファンモーターは待機状態でもDC141Vが印加される構造であった。○当該製品は使用者の入居前に、エアコン洗浄業者による洗浄(洗浄方法は不明)が行われていた。●当該製品は、エアコン洗浄業者による不適切な作業により、洗浄剤がファンモーターのコネクタ部に浸入してトラッキング現象が発生し、出火に至ったものと推定される。なお、事業者は、再発防止のため2009年からホームページで注意喚起を掲載し、2019年12月2日にホームページの改訂及び注意事項の追加を行っており、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「もし誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながるおそれがある。」旨、注意喚起を行っている。 (D2)	(受付:2019/07/11)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900278 2019-0741 2019/07/07 (事故発生地) 宮城県	電気こんろ	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は飲酒して帰宅後、台所を離れた後に火災報知器の鳴動で火災に気付き、屋外に避難した。○使用者は普段から当該製品のラジエントヒーターの上に樹脂製水切りかごを置いていた。○当該製品のガラス製トッププレート表面に異物の付着が認められたが、内側にはキズや異物の付着等は認められなかった。○機器内部の制御基板等に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は電源スイッチを0.5秒以上長押ししてから、ラジエントヒータースイッチ又はIHヒータースイッチを押した後、火力調整スイッチを押すことで、初めてヒーターに通電する仕様となっているほか、電源スイッチ操作後、約5分間の無操作で電源が切れること、ラジエントヒータースイッチ及びIHヒータースイッチ操作後、約1分間の無操作でヒーターの選択が解除されることを確認した。○各種イミュニティ試験を実施したが、誤作動は生じなかった。●詳細な使用状況が不明のためスイッチが入った原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の上に置かれていた可燃物がヒーターの熱で加熱されて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/07/18)
A201900302 2019-0798 2019/07/10 (事故発生地) 千葉県	電気掃除機（充電式、モップ型）	事務所で当該製品を充電中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品はバッテリー部分を中心に焼損しており、樹脂製外郭は焼失し原形をとどめていなかった。○バッテリーの直列接続された2個の円筒形リチウムイオン電池セルのうち1個は破裂しており、他の1個はガス噴出して焼損していた。○事故現場から当該製品と一緒に回収されたACアダプターは、定格出力電圧12Vの他社製で、当該製品付属のACアダプター（出力電圧9.1V）より出力電圧が高かった。○当該製品の本体側DCジャックは汎用的な形状であった。○回収された他社製ACアダプターの同等品を用いて当該製品の同等品を充電したところ、バッテリーの仕様を超える電圧、電流がパルス状に繰り返し電池セルに印加され、電気用品安全法で定める上限充電電圧4.25Vを超えてもパルス状の充電は停止しなかった。○当該製品は事故発生の3週間前から他社製のACアダプターに接続されていた。●当該製品に出力電圧の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、リチウムイオン電池セルが過充電状態となり、異常発熱して出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「付属のACアダプターを必ず使用する。ほかのACアダプターを接続すると火災や故障の原因となる。」、「充電時以外は、ACアダプターをコンセントから抜く。感電、漏電、火災の原因となる。」旨、記載されている。	(受付:2019/07/25)
A201900308 2019-0802 2019/03/18 (事故発生地) 福井県	パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）	当該製品の内部部品から発煙する火災が発生した。	○当該製品の外観に焼損は認められなかった。○当該製品内部の電解コンデンサーの防爆弁が作動し、その周辺には電解液が噴出した痕跡とみられる茶色の付着物が認められた。○昇圧回路及びインバーター回路を制御する基板上のチップコンデンサー側面に、白い泡状の付着物が認められた。○当該製品内部には上方から下方にかけて液体が垂れたような白い付着物が認められ、付着物の一部から、洗剤に含まれる成分が検出された。○事故発生前に付近を清掃した等の情報はなく、当該製品内部に液体が浸入した経緯は不明であった。●当該製品内部に洗剤を含む液体が浸入し、制御基板上のチップコンデンサーの端子間が絶縁低下したため、昇圧回路の電解コンデンサーに過電圧が加わり異常発熱して、内圧上昇により防爆弁が作動し、高温の電解液が噴出したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/07/26)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201900336 2019-0868 2019/07/22 (事故発生地) 東京都	ヘアドライヤー	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源コードはコードプロテクター内で焼損しており、断線及び溶融痕が認められた。○当該製品の外觀に焼損は認められなかった。○モーター、ヒーター、イオン発生器、メインスライドスイッチ及びコンデンサーに出火の痕跡は認められなかった。○使用者は当該製品を毎日使用し、収納する際は、電源コードを本体に巻き付けていたとの申出内容であった。●当該製品の電源コード本体側プロテクター部分に屈曲、引っ張り等のストレスが繰り返し加わったため、電源コード芯線が半断線状態となり、異常発熱して出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、安全上の注意事項として、「電源コードを本体に巻き付けない。」旨、記載されている。	(受付:2019/08/05)
A201900434 2019-1032 2019/08/09 (事故発生地) 神奈川県	エアコン	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭が焼失し、原形をとどめていなかった。○ファンモーターのコネクターは、電源端子が焼失し、隣接する空き端子の先端が溶融していたが、他の端子は残存していた。○ファンモーターコネクター部の炭化物から、エアコン洗浄剤に含まれるカリウム、マグネシウム等を検出した。○当該製品は5～6年前に使用者がエアコン洗浄スプレーを用いてエアコン洗浄を行っていた。○制御基板は焼失して確認できなかった。○残存する電源プラグ、電源コード、端子盤等に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品のファンモーターコネクター部にエアコン洗浄剤が浸入したため、コネクター間でトラッキング現象が生じて発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「エアコン内部の洗浄は、販売店又はお客様相談窓口に相談する。使用者自身で内部洗浄を実施すると、故障、水漏れの恐れがある。」旨、記載されている。また、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「もし誤った洗浄剤の選定・使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損・電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙・発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。	(受付:2019/09/02)
A201900435 2019-1033 2019/08/16 (事故発生地) 東京都	プロジェクター	事務所で当該製品の周辺を溶融する火災が発生した。(A201900445と同一事故)	○当該製品は事務所天井に吊り下げて設置され、床面のコンセントボックスを経由して、他社製VGAケーブルで他社製ノートパソコンと接続されていた。○当該製品及び他社製ノートパソコンの外觀に焼損等の異常は認められなかったが、他社製VGAケーブルの途中で焼損が認められた。○当該製品のVGA入力端子周辺のダイオード及び基板表面が焼損していた。○電源系統であるフィルター基板に焼損は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。○コンセントボックス内にはAC100Vのコンセントが2個あり、金属製の蓋の表面及び内部に地絡痕が認められた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/09/02)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201900445 2019-1039 2019/08/16 (事故発生地) 東京都	ノートパソコン	事務所で当該製品の周辺を溶融する火災が発生した。(A201900435と同一事故)	○当該製品は事務所の机の上に設置され、床面のコンセントボックスを経由して、他社製VGAケーブルで他社製プロジェクターと接続されていた。○当該製品及び他社製プロジェクターの外観に焼損等はなく、VGAケーブルの途中で被覆及び芯線が溶融していた。○当該製品は正常に動作したが、外部映像が出力されず、メイン基板上のVGA出力制御ICに損傷が認められた。○コンセントボックス内にはAC100Vのコンセントが2個あり、金属製の蓋の表面及び内部に地絡痕が認められた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/09/04)
A201900461 2019-1058 2019/08/21 (事故発生地) 神奈川県	ヘアドライヤー	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中、持っていた手が熱くなったため手を離れたところ、当該製品が床に落下し、電源コードが断線して火花が出た。○当該製品の本体外観に焼損は認められなかった。○本体側電源コードブッシングは途中で破断しており、本体取付側の破断面周辺に溶融及びすずの付着が認められた。○ブッシングの破断部と同じ位置で電源コードが断線しており、芯線の先端部に溶融痕が認められた。○ヒーター、モーター等その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は引き出しに収納されていたが、電源コードの取り回し等の詳細は確認できなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の本体側電源コードブッシングが破断したことにより、電源コードに屈曲、引張り等の機械的ストレスが繰り返し加わり、電源コードの芯線が半断線状態となり、異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/09/06)
A201900466 2019-1087 2019/08/14 (事故発生地) 静岡県	液晶テレビ	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、壁に掛けて使用されており、積み上げて置かれた調理用電熱器具の約1m上に設置されていた。○当該製品は、片側の樹脂製外郭の焼損が著しかったが、反対側の外郭は焼損せず大部分が残存していた。○焼損が著しい側にあった入出力端子基板及び入出力端子基板と電源基板を接続するコネクタが焼失していたが、いずれも低電圧部品であった。○電源基板、デジタル基板、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/09/10)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201900478 2019-1121 2018/06/24 (事故発生地) 宮城県	ヘアドライヤー	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品を用いて飼い犬を乾燥させていたところ、電源コードから出火し、使用者の着衣の一部を焼損して火傷を負った。○電源コードのコードプロテクター付近の芯線はねじれており、芯線の一部が断線し、熔融痕が確認された。○当該製品本体に焼損等の異常は確認されなかった。●当該製品の電源コード本体側プロテクター部分に、屈曲やねじり等過度な機械的ストレスが繰り返し加わったため、電源コード芯線が半断線状態となり、異常発熱して出火に至ったものと推定される。なお、当該製品の取扱説明書には、「電源コードは必ずゆとりを持たせて使用する。電源コードが引っ張られたり、屈曲が繰り返されるとショートする。」旨、警告表記されている。	(受付:2019/09/12)
A201900516 2019-1169 2019/03/12 (事故発生地) 東京都	電気式床暖房	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、銀電極及び発熱体を印刷したポリエステルフィルムに別のポリエステルフィルムを貼り合わせた密閉構造のシート状ヒーターである。○事故発生現場に設置された24枚のシートのうち、当該製品を含む3枚のシートの一部が焼損し、周辺の床板裏面及び下地合板が焼損していた。○当該製品の銀電極及び発熱体が焼損し、焼損部近傍は透明な液体状の異物で覆われていた。○フィルムとフィルム間に異物が浸入した痕跡が認められ、異物によって銀電極及びフィルムに印刷されていた文字のインクが溶け出した様相が複数箇所で見られた。○異物の成分は、当該製品と床板を接着した接着剤とは異なるものであった。○当該製品が設置された後、設置場所では床鳴り防止のための補修工事が行われていたが、その詳細は特定できなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部に異物が浸入したため、銀電極から銀が溶出して抵抗が増大し、異常発熱して、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/09/25)
A201900526 2019-1128 2019/08/13 (事故発生地) 北海道	リチウム電池内蔵充電器	当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、満充電状態で高温の車内に置かれ膨張していたもので、車外に持ち出す際に地面に落とし、すぐに白煙と炎が噴出した。○当該製品の樹脂製外郭は膨張変形しており、側面に焼損による溶融、穴空きが認められた。○リチウムポリマー電池セルは、3個いずれも焼損しており、電池セルのアルミラミネートフィルム外装が焼失している箇所と樹脂製外郭側面の穴空き部の位置が一致した。○基板及び入出力部品に焼損は認められなかった。●当該製品は、満充電状態で日中の車内に置かれていたため膨張し、その後車外へ持ち出そうとした際に誤って落としたことで、外部衝撃により内部のリチウムポリマー電池セルが内部短絡して異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火やストーブなどのそば、直射日光下、高温状態の車内など、60℃以上になる場所での使用・充電・保管は絶対にしない。」旨、記載されている。	(受付:2019/09/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201900531 2019-1211 2019/09/11 (事故発生地) 沖縄県	電動工具（丸のこ、充電式）	車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A201900532と同一事故）	○当該製品は満充電のバッテリーを装着し、車内で保管中であつた。○当該製品はバッテリー装着部が著しく焼損していた。○当該製品のモーター、トリガースイッチ等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に装着していたバッテリーの焼損は著しく、内部のリチウムイオン電池セル10個のうち、4個は封口体が外れて内部電極が噴出し、電極には熔融痕が認められた。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていたバッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/09/30)
A201900667 2019-1418 2019/04/20 (事故発生地) 三重県	電気ストーブ（ハロゲンヒーター）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は壁コンセントに接続されていたが、使用されていなかった。○当該製品は、台座の電源コード出口付近の焼損が著しく、台座樹脂、支柱樹脂及び頭部樹脂が焼損していた。○電源コードは、台座出口付近で手より接続されており、別製品のものに交換されていた。○電源コードは、手より接続部付近で片側の芯線が断線しており、断線部及び両側の手より接続部の芯線端部に熔融痕が認められた。○当該製品のヒーター、モーター、電源スイッチ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。○電源コードが交換された経緯は特定できなかった。●当該製品は、電源コードが途中で手より接続されていたため、手より接続部で絶縁破壊が生じて短絡し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/10/21)
A201900705 2019-1473 2019/10/17 (事故発生地) 茨城県	電気こたつ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は著しく焼損していたが、サーモスタット、電源コード等全ての電気部品が残存していた。○当該製品のヒーターガードがヒーター側に変形し、こたつ布団のものと思われる布が張り付いていた。○ヒーターユニット及び中間スイッチに出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは被覆が一部焼損し、素線の一部に熔融痕が認められたが、半断線、屈曲等の外力が加わった痕跡は認められなかった。○こたつ布団の焼損状況及び事故発生時の使用状況については確認できなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/10/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201900737 2019-1512 2019/10/11 (事故発生地) 宮城県	ヘアドライヤー	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品はホテルの備付けドライヤーとして使用されており、業務用に使用しない旨の警告表示を取り外して使用されていた。○事故発生時、使用者は手に火傷を負った。○当該製品本体に焼損等の異常は認められなかった。○電源コードは電源プラグ根部で芯線が断線及び半断線しており、断線箇所には溶融痕が認められた。○当該製品は製造後14年経過していた。●当該製品本体に出火の痕跡は認められず、電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/10/31)
A201900802 2019-1619 2019/11/04 (事故発生地) 愛知県	エアコン（室外機）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が爆発音に気づき、外から当該製品が置かれている2階ベランダを見たところ、発煙していた。○当該製品は、ファンモーター側の焼損が著しく、ファン及び樹脂製外郭は焼失していた。○ファンモーターは焼損していたが、モーター配線に断線はなく、モーター基板は原形をとどめており、溶融等の出火の痕跡は認められなかった。○インバーター基板、圧縮機、端子台等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○事故発生時の当該製品の運転状態は不明であった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/11/13)
A201900822 2019-1665 2019/11/07 (事故発生地) 愛知県	配線器具（ダクトレール用）	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は溝形の配線器具で、電源線に接続されたフィードインボックスを当該製品に接続することで、両側の内部にある電極板からスポットライトやコンセント等に電源を供給する製品である。○当該製品は、フィードインボックスとの接続部付近が焼損していた。○フィードインボックスの端子と接触する電極板は、両極に焼損が認められ、片側が溶断していた。○当該製品には自動販売機2台及びデジタルコピー機1台（合計最大電流約36A）が接続され、同時使用された場合に接続可能な最大電流（15A）を超えることがあった。●当該製品は、接続可能な最大電流を超えて多数の電気製品を接続し、使用していたため、過電流によりフィードインボックスとの接続部が異常発熱して出火したものと推定される。なお、当該製品本体には定格電圧、電流が表示されており、包装袋には「定格電流を超えての施工や使用は火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2019/11/21)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201900823 2019-1666 2019/11/03 (事故発生地) 愛知県	リモコン（電気式浴室換気乾燥暖房機用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が浴室内からの発煙に気付いて確認したところ、天井付近に火がついていた。○洗面所に設置されていた当該製品本体は焼損しておらず、出火の痕跡は認められなかった。○浴室換気乾燥暖房機につながる当該製品の配線は、被覆が一部焼失していたが、芯線に断線及び溶融痕等は認められなかった。○天井に取り付けられていた浴室換気乾燥暖房機は表面パネル等樹脂の一部が溶融していたが、電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/11/21)
A201900839 2019-1588 2019/10/22 (事故発生地) 青森県	空気清浄機（加湿機能付）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の運転を開始して外出し、約2時間半後に火災が発生した。○当該製品は、上面の吹出口及び前パネル周辺の焼損が著しかった。○電源基板、ファンモーター、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められず、当該製品に通電したところ、正常に動作した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められず、正常に動作したことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/11/26)
A201900856 2019-1718 2019/11/20 (事故発生地) 岩手県	電気毛布	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中、毛布に接続された電源コードのコネクターのコードプロテクター付近から出火した。○コードプロテクター付近の芯線片側に断線及び溶融痕が認められ、もう一方の芯線は半断線し、屈曲の痕跡が認められた。○電気毛布本体、コントローラー、電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は20年以上前に購入し、冬期間は毎日使用していた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の毛布本体に接続された電源コードのコネクターのコードプロテクター付近に繰り返し外力が加わったことにより、芯線が断線したため、接触不良によるスパークが生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/11/28)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201900888 2019-1793 2019/11/24 (事故発生地) 静岡県	電子レンジ	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観に焼損等の異常は認められなかった。○導波管カバーの一部が焼損していた。○庫内に著しい汚れは認められなかったが、導波管カバーの焼損部付近に食品汚れと推定される付着物が認められた。○マグネトロンアンテナの先端の一部が熔融していた。○基板、高圧トランス等の他の電気部品に異常は認められなかった。●当該製品の庫内の導波管カバーに食品カス等が付着し、繰り返し使用により炭化していたため、使用中に導波管カバーとマグネトロンアンテナ間でスパークが発生したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「庫内に汚れが付着したまま使用しない。発火の原因となる。」旨、記載されている。	(受付:2019/12/05)
A201900955 2019-1883 2019/12/15 (事故発生地) 愛知県	電気冷温風機	店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は電源コードプロテクター付近に焼損が認められた。○当該製品は、外観に塗装剥がれやこすり傷が多数認められた。○電源コードは、焼損箇所の芯線に断線及び溶融痕が認められた。○同等品を用いて、電源コードのコードプロテクター付近で電気用品安全法の技術基準に基づき、屈曲試験を実施したが、芯線に断線は認められなかった。○その他の電気部品に異常は認められず、電源コードを交換して動作確認した結果、正常に動作した。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、電源コードに過度な屈曲等の機械的ストレスが加わって半断線状態となり、半断線部が異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/12/19)
A201900959 2019-1887 2019/12/07 (事故発生地) 東京都	エアコン	当該製品を清掃中、当該製品を焼損する火災が発生した。(A201901029と同一事故)	○使用者が市販の洗浄スプレーを運転停止中の当該製品の内部に向けて数十秒間噴射したところ、当該製品から出火した。○当該製品は外郭樹脂の一部、ファンモーター周辺の樹脂部品等が焼損していた。○ファンモーター、制御基板、電源端子台、接続配線、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○洗浄に使用された洗浄スプレーの噴射剤には可燃性ガス(LPガス)が使われていた。●使用者が当該製品に可燃性ガスを含む洗浄スプレーを噴射したため、可燃性ガスが当該製品内部に滞留し、静電気等の火花が可燃性ガスに引火して焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「洗浄は自身で実施せず、販売店又は事業者修理相談窓口にご相談する。誤った使用方法で内部洗浄を行うと、発煙、発火する恐れがある。」旨、記載されている。また、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は高い専門知識が必要です。もし誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。	(受付:2019/12/20)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900971 2019-1928 2019/12/13 (事故発生地) 岐阜県	電気ミニマット	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を毛布の下に入れて就寝時に足下で使用し、起床時に異常を感じたので確認すると、ヒーターマット本体の一部が焼損して穴が空いていた。○マット内部で接着固定されているヒーター線は、正常の配線位置から外れており、焼損部で密集して重なり合っていた。○ヒーター線は断線しておらず、抵抗値に異常は認められなかった。○電源コード、電源スイッチ部等、その他の電気部品に異常は認められなかった。●当該製品を就寝時の暖房器具として使用していたため、寝返り等による過度の屈曲により、ヒーター線がずれて重なる等して部分的に過熱し、焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び当該製品本体には、「就寝用暖房器具として使用しない。折り曲げて使用しない。火傷や火災の恐れがある。」旨、記載されている。	(受付:2019/12/26)
A201900972 2019-1929 2019/12/04 (事故発生地) 神奈川県	エアコン	当該製品を使用中、当該製品の連絡配線及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の本体に焼損は認められなかった。○屋外の壁に設置された当該製品の室内機と室外機を結ぶ冷媒配管の断熱材等が65cm程度焼損していた。○断熱材等の焼損部では、内外連絡線が切断され差込み型コネクタにより途中接続されており、差込み型コネクタの残存物が赤線（通信線）及び白線（電源線）に認められ、黒線（電源線）では焼失していた。○内外連絡線の途中接続部では、白線に板バネ様の金属製部材が溶着して溶融痕が生じており、黒線には著しい線径の減少及び表面に著しい荒れが認められた。○冷媒配管は焼損していたが、穴空き及び破損は認められなかった。○施工事業者の名称等の詳細については不明であるが、事業者との関連はなかった。●当該製品は、据付工事の際に施工事業者が内外連絡線を途中接続したため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、据付工事説明書には、「内外連絡線は、途中接続はせず、所定のケーブルを使用して確実に接続する。接続や固定が不完全な場合は、故障や発熱、火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2019/12/26)
A201900976 2019-1831 2019/12/06 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ（オイルヒーター）	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が軽症を負った。	○当該製品の外観は焼損が著しく、キャスト及びフロントパネル等の樹脂製部品は全て焼失していた。○電源基板は、フィルムコンデンサーの破裂が認められたが、電流ヒューズは切れておらず、付近にあった内部配線のシリコン被覆の焼損は弱かった。○電源基板に焼け抜け等の出火の痕跡は認められなかった。○ヒーター、電源コード等、その他の電気部品に溶融等の出火の痕跡は認められなかった。○電源基板の部品面は、金属製外郭ケースで覆われており、基板に接続されている内部配線は大部分が残存し、被覆の焼損は弱かった。○事故現場では、当該製品の他、複数の電気製品が焼損していた。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/12/26)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900984 2019-1939 2019/08/21 (事故発生地) 東京都	換気扇（ダクト用）	事務所で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の金属製外郭に変色、変形、焼損等の異常は認められなかった。○外郭の内側に多量のほこりが堆積していた。○内部のモーター巻線は焼損しており、断線及び溶融痕が認められた。○モーターの軸と軸受けは固着していた。○モーター用進相コンデンサーに焼損等の異常は認められなかった。○当該製品は天井裏に設置され、点検口を設けておらず、設置後31年間、保守点検が行われていなかった。●当該製品は、点検口を設けていない場所に設置され、保守点検が行われにくい状態であったため、長期使用（31年）に伴い、モーター軸受の潤滑用オイルが枯渇したことでモーター軸が固着し、モーター巻線が異常発熱してレイヤショートし、焼損に至ったものと推定される。なお、取付説明書には、「換気扇を取り付けた天井には、必ず点検口を設ける。」、「長期使用した換気扇は、使用上支障がなくても安全点検をする。」旨、記載されている。	(受付:2019/12/27)
A201900990 2019-1956 2019/12/19 (事故発生地) 北海道	エアコン	当該製品とエアコン（室外機）をつなぐ配管を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中、「バチバチ」という音が聞こえたため確認すると、当該製品の電源コードを覆う配管カバーから炎が見えた。○当該製品の本体に焼損は認められず、付近の配管カバーが焼損していた。○配管カバー内で、当該製品の電源コードが断線しており、断線部の先端に溶融痕が認められた。○電源コードの断線部で、芯線に折り返し及びねじりが認められた。○電源コードは、本体側と電源プラグ側で外径及び素線数に違いが認められ、電源プラグは他社製のものが取り付けられていた。○当該製品は、事故発生の約15年前に使用者の父親が設置したものであるが、設置状況等の詳細は不明であった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードを切断して途中で手より接続していたため、手より接続部で接触不良が生じ、異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/01/07)
A201900998 2019-1961 2019/12/18 (事故発生地) 静岡県	電気ホットプレート	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該事故現場は床面にゴミが散乱しており、事故発生後、当該製品はゴミの下に埋まり、電源スイッチが入った状態で発見された。○当該製品は樹脂製外郭が焼損し、上部のヒーター付近に焼損した可燃物が付着していた。○ヒーター、内部配線、電源コード及び電源プラグに溶融、変形等の出火の痕跡は認められなかった。○電源スイッチに異常は認められず、電源を入れたところ、ヒーターが正常に動作した。○ヒーターの抵抗値に異常は認められなかった。○当該製品を最後に使用したのは事故発生当日の2週間前であり、電源プラグを抜かず放置していた。●当該製品に異常は認められず、使用者が当該製品の電源プラグを接続した状態で、堆積したゴミの下に放置していたことから、堆積したゴミに押し込まれて電源スイッチが入り、付近の可燃物が加熱されて出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「収納の際には電源プラグを抜く、可燃物の近くで使わない。発火する恐れがある」旨、記載されている。	(受付:2020/01/08)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A201901009 2019-1996 2019/12/20 (事故発生地) 佐賀県	エアコン（室外機）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火 災)	○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。○当該製品は前面及び天面の焼損が著しく、樹脂製前面グリル及び樹脂製ファンが焼失していたが、ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。○制御基板、圧縮機、リアクター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F 2)	(受付:2020/01/14)
A201901012 2019-1998 2019/12/26 (事故発生地) 埼玉県	食器洗い乾燥機	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火 災)	○当該製品に食器を1/3程度入れて乾燥モードで使用を開始してから約1.0分後、背面左側下部の電源コードブッシング部周辺焼損した。○焼損部位の近傍にある電気部品は、庫内下部左奥に位置するファンモーター、電源コード、アース線、給水弁及び給水弁のコネクターであった。○電源コードの被覆は溶融していたが、溶融痕等出火の痕跡は認められなかった。○ファンモーター、ヒーター線、ヒーターリレー等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F 2)	(受付:2020/01/15)
A201901014 2019-1999 2019/11/21 (事故発生地) 埼玉県	換気扇	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火 災)	○当該製品は、天井裏に設置された24時間換気システムで、常時運転していた。○当該製品の焼損は著しく、吸排気口、断熱材等の樹脂製部品は焼失していたが、内部配線、モーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F 2)	(受付:2020/01/15)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201901015 2019-2000 2019/12/28 (事故発生地) 東京都	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、充電器のACアダプター側が焼損しているのみで、本体は正常に動作した。 ○充電器のACアダプターの樹脂製外郭は焼損していたが、内部部品に焼損等の異常は認められず、出力電圧は適正であることが確認できた。●当該製品本体に出火の痕跡はなく、樹脂製外郭の焼損が認められた充電器の出力電圧が適正であったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/01/15)
A201901022 2019-2017 2019/12/30 (事故発生地) 新潟県	照明器具	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は、パネルと右エンドカバーが溶融し、LEDユニット及び本体がすすけており、本体の天面側は変色していた。○電源部分は、すすが付着し樹脂製絶縁カバーが溶融していたが、基板、コネクター及びその他の電気部品に焼損は認められなかった。○2台あるLEDは、片側の外装にすすの付着が認められたが、内部に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/01/16)
A201901037 2019-2049 2020/01/01 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ（オイルヒーター）	幼児（1歳）が当該製品とともに転倒し、当該製品の下敷きになり、右手指を負傷した。	○幼児が振り向いたときにバランスを崩して、当該製品を押し倒すように転倒し、右人差し指がフローリング床とフィンの下敷きになり負傷した。○当該製品のフィンのエッジは、丸く加工されており、シャープエッジテスターを用いて、UL-1439規格に準拠した試験を実施した結果、鋭利ではないと評価された。○電気用品安全法の技術基準に基づき、本体を15度傾斜させたが、転倒せず、安定性は基準を満たしていた。○当該製品はキャスターが付いており、側面を押したときは横に移動し転倒しなかったが、キャスターの動きを制限した状態で側面を押すと転倒した。○キャスターにロック機構はなく、変形、破損等の異常も認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため当該製品が転倒した原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/01/20)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201901040 2019-2051 2020/01/04 (事故発生地) 長崎県	照明器具	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生の約1時間前に、室内にろうそくが溶けるようなにおいが立ちこめ、事故発生時、ブレーカーが切れたため復帰させたところ、約15秒後に再度ブレーカーが切れて天井裏に炎が上がっていた。○当該製品は天井に穴を開けて設置し、天井裏に専用の別売り電圧変換用トランスを接続するダウンライトである。○当該製品及びトランスの外郭に塗装の焼損や熱変色が認められたが、電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○天井裏の屋内配線及び断熱材の防湿フィルムが部分的に焼損していた。○当該製品点灯時の外郭表面温度は天井裏の断熱材の防湿フィルムが溶融する温度であったが、発火に至る温度までは上昇しなかった。○施工説明書には、「断熱材を被せて使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/01/21)
A201901061 2019-2082 2019/12/31 (事故発生地) 東京都	電気掃除機(充電式、スティック型)	当該製品を充電中、当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生した。	○当該製品にACアダプターを接続して充電していたところ、当該製品に取り付けられていたバッテリーのみが焼損した。○モーター、ACアダプター等、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○バッテリーはリチウムイオン電池セルの接続板の形状及び制御基板の形状より、非純正バッテリーであることが確認された。○バッテリー内部の電池セル1個が焼損していた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリー以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーのみが焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/01/23)
A201901066 2019-2085 2020/01/04 (事故発生地) 宮城県	エアコン	当該製品を使用中、当該製品内部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品内部のファンモーターは全体的にすすが付着しており、接続端子部が著しく焼損していた。○ファンモーター端子部は、端子間が著しく焼損していた。○使用者は4～5年前に市販のスプレー式洗浄剤で清掃を行ったことがあるとの申出内容であった。○当該製品内部からリンと塩素が検出されており、リンはエアコン洗浄剤由来と考えられる成分で、当該製品には含まれていない物質であることから、十分な養生が施されない状態で洗浄剤による内部洗浄が行われた可能性があった。●当該製品の外部から洗浄剤成分が浸入し、ファンモーターのコネクター部に付着したことにより、端子間でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「洗浄は自身で実施せず、販売店又は事業者修理相談窓口にご相談する。誤った使用方法で内部洗浄を行うと、発煙、発火する恐れがある。」旨、記載されている。また、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は専門知識が必要です。もし誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。	(受付:2020/01/24)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201901067 2019-2086 2019/12/21 (事故発生地) 千葉県	電気掃除機（充電式、スティック型）	店舗で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は店舗で試用ができる展示品で、他社製ACアダプターを接続していたところ出火した。○当該製品はリチウムイオンバッテリー部分を中心に焼損しており、樹脂製外郭が焼失していた。○バッテリーに内蔵された円筒形リチウムイオン電池セルは、著しく焼損し、一部の電池セルに内部の電極体が残存しているものの、ガスが噴出した状態であった。○バッテリーの制御基板は焼損して電気部品が脱落していたが、銅箔パターンの溶融は認められなかった。○当該製品とともに回収された他社製ACアダプターの出力電圧はDC35Vであり、純正ACアダプターのDC17Vより高かった。○回収された他社製ACアダプターの同等品を、当該製品のバッテリーの同等品に接続し、充電を行ったところ、過充電検知機能が働かず、満充電状態から約3時間で出火に至った。●当該製品に出力電圧の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、バッテリーの保護ICが故障し、過充電検知機能が働かなくなり、リチウムイオン電池セルが過充電状態となって異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ACアダプターは製品専用の付属品のみを利用する。」旨、記載されている。	(受付:2020/01/24)
A201901082 2019-2106 2020/01/04 (事故発生地) 東京都	電気温風機（セラミックファンヒーター）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、前面の樹脂製外郭が溶融し、衣類が付着していた。○吸気フィルター及びPTCヒーターの放熱フィンに多量のほこりが付着していた。○転倒オフスイッチ、サーモスタット等の安全装置の動作に異常は認められなかった。○電源コード、モーター、PTCヒーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○事故発生時、使用者は当該製品の目の前に衣類を積んだ状態で置いており、当該製品の電源を入れたまま外出していた。●使用者が当該製品の前に衣類等の可燃物を積み上げて置いていたため、通電中の当該製品に可燃物が接触した、又は放射熱により出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「乾燥等の他の目的で使用しない。燃えやすいものの近くで使用しない。外出するときは電源プラグをコンセントから抜く。火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2020/01/28)
A201901083 2019-2107 2020/01/16 (事故発生地) 東京都	電子レンジ	当該製品を使用中、当該製品を溶融する火災が発生した。	○当該製品付属の金属製角皿に汚れ防止のためのアルミホイルを敷いて鶏肉を置き、手動で「グリル両面中段」（下面はレンジ加熱、上面はヒーター加熱）に設定して調理したところ発煙した。○当該製品は、前面左下部に焼損が認められ、同部位のクリーントレーが焼損溶融しており、ドア内側及び本体に油污等が付着とスパーク跡が認められた。○当該製品内部は、一部に汚れの付着や油の堆積が認められるが、マグネトロン、ファンモーター、インバーター基板等の電装部品に発火した痕跡は認められなかった。●当該製品のドア内側に油污等の付着が認められ、付属の金属製角皿にアルミホイルを使用してレンジ加熱していたことから、加熱時に電波が角皿とアルミホイルに反射され、ドアと本体に付着していた油等に電波が集中して炭化、スパークが発生し発煙したものと推定される。なお、取扱説明書には、「レンジ（電波）を使う加熱は、金属容器などは使わない。」「付属の角皿は、「オープン」（発酵）や「グリル」上面以外では使わない。」旨、記載されており、角皿には、「角皿（レンジでは使用不可）」との注意表示の刻印がされている。	(受付:2020/01/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201901085 2019-2108 2020/01/17 (事故発生地) 千葉県	加湿器（超音波式）	当該製品の電源を入れたところ、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。	○事故発生日の朝、使用者は当該製品を使用するため、電源プラグをコンセントに差し当該製品の電源をオンにしたが、起動しなかったため、コンセントから電源プラグを抜き、別のコンセントに差ししたところ、数時間後、音とともに吹出口から発煙した。○電源基板上の電界効果トランジスタ周辺のはんだ面が焼損しており、銅箔パターンの一部が溶融し、抵抗等の部品が焼損していた。○送風ファン側面の回転軸下部に浸水線のような白色付着物が認められた。○使用者は事故発生前に台所用塩素系漂白剤を使用して汚れを落とし、当該製品全体に水を掛けるなどして清掃していた。○同等品の電源基板上に塩素系漂白剤を含んだ水道水を付着させ、通電する実験を行ったところ、発煙及び発火し、基板が焼損した。●使用者が当該製品を本体ごと洗浄したため、電源基板が浸水により短絡し、銅箔パターンに過電流が流れ、基板の焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「当該製品を水に浸したり、丸洗いはしない。底部の電気部に水が入ると、ショートや故障の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2020/01/29)
A201901088 2019-2125 2020/01/17 (事故発生地) 長崎県	電気こんろ	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、システムキッチンに内蔵された2口のラジエント式電気こんろで、切り忘れ防止機能によりスイッチを入れて強火モードで20分、保温、弱火及び中火モードで30分経過するとヒーターの通電が停止する構造であった。○使用者は強火モードでこんろに鍋をかけたまま外出し、30分経過して戻ってきたところ、近くに置かれていた樹脂製まな板及び樹脂製袋に入った食品が焼損し、切り忘れ防止機能によりスイッチがオフになっていた。○当該製品はトッププレート、操作部及び側面左側が焼損していた○当該製品内部の焼損は僅かであり、サーモスタット等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は電磁ノイズ試験に適合しており、ノイズによる誤動作が発生しないように設計されている。●当該製品の電気部品に異常は認められなかったことから、使用者が調理中にその場を離れたため、近くに置かれていた可燃物が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「調理をする時はそばを離れない。トッププレートの上にもものを置かない、可燃物を近づけない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2020/01/30)
A201901098 2019-2131 2020/01/05 (事故発生地) 東京都	レンジフード	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、約30年前に住宅の新築時に設置され、フード本体の入口に設置されていた金属製のフィルターは、10年以上前に廃棄されていた。○金属製のフィルターの内側に配線のコネクタが設置されていた。○電源コードが挿入されたコネクタのハウジングが焼損しており、コネクタに挿入したピンコンタクトの電源コード被覆を押しやるカシメ部分に溶融痕が認められた。●当該製品は、使用者が純正の金属製フィルターを10年以上前に廃棄した後も、金属製フィルターを取り付けず継続使用していたため、長期使用（10年以上）によりフード内に油污れ等が付着し、電源コードのコネクタ部分で絶縁不良が発生して出火したものと推定される。	(受付:2020/01/31)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201901118 2019-2093 2020/01/14 (事故発生地) 兵庫県	充電器（電動工具用）	倉庫で当該製品でバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○作業員は、使用していた純正バッテリーを当該製品で充電し、倉庫を施錠して帰宅したところ、充電開始から約1時間後に出火した。○当該製品の内部基板に出火の痕跡は認められず、バッテリーが接続される二次側よりも、電源が接続される一次側が著しく焼損していた。○電源コードは本体口出部で断線しており、断線部に熔融痕及び疲労破断と考えられる垂直な破断面を持った芯線が認められた。○バッテリーは、外郭樹脂が焼失していたが、内部のリチウムイオン電池セルは全て一様に焼損しており、電極体の噴出等も認められなかった。○当該製品は壁コンセントから延長コードを介して常時通電されており、棚の代わりになっていた足場の踏板上に設置され、電源コードは足場の支柱に引っ掛ける様に引き回されていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は本体口出部の電源コードに繰り返し屈曲等の外力が加わったため断線し、短絡して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/02/06)
A201901129 2019-2032 2020/01/19 (事故発生地) 長崎県	除湿機	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電源プラグが他社製延長コードのタップに接続された状態で洗濯物を乾燥するために使用されていた。○事故現場の床板の焼けの状態を確認したところ、当該製品の電源プラグが接続されているタップ付近の床板の焼損が著しかった。○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品の大部分が焼失していた。○当該製品電源プラグの栓刃の一方が湾曲し、もう一方が熔融し、接続されていたタップ刃受金具の一部が溶着しており、栓刃と刃受金具間での接触不良の痕跡が認められた。○オーバーロードリレー及び電磁弁コイルは確認できなかった。○表示基板、フラップファンモーター及びセンサー類が確認できなかったが、低圧部品であった。○圧縮機、電源基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品電源プラグの栓刃と接続されていた延長コード刃受金具間が使用に伴い接触不良となり、異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/02/07)
A201901148 2019-2227 2020/01/05 (事故発生地) 大阪府	エアコン（室外機）	当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、冷媒配管等の内外連絡配管及び内外連絡線を収納している樹脂製配管カバーが焼損していたが、本体に出火の痕跡は認められなかった。○内外連絡線は、速結端子で中間接続されており、焼損部は速結端子接続部付近であった。○焼損部では、内外連絡線に速結端子接続部への挿入不足及び熔融痕が認められ、速結端子の錠ばねには熔融、焼失が認められた。○当該製品をエアコン室内機と接続し運転させたと、動作に異常は認められなかった。○当該製品は、使用者の所有物ではなく、住宅の付帯設備であり、設置施工事業者は不明であった。●当該製品は、設置施工の際に、内外連絡線が中間接続されたため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、据付工事説明書には、「出火のおそれがあるため、配線を途中で接続しない。」旨、記載されている。	(受付:2020/02/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201901151 2019-2230 2020/01/31 (事故発生地) 大阪府	電気冷蔵庫	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者の就寝中、当該製品の背面下部にある機械室の側面付近から出火した。○機械室内部は冷媒ガスの放熱フィン付近が焼損していたが、出火元になり得る配線等の電気部品は配置されていなかった。○圧縮機、制御基板、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○マイコンの記録から、事故発生時に当該製品は正常に動作しており、出火に至る異常を示すようなエラーも記録されていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/02/14)
A201901157 2019-2253 2020/02/07 (事故発生地) 東京都	エアコン（室外機）	駅の休憩室で当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観に焼損は認められなかったが、天板及び右側板に変形が認められた。○内部でたて置きされた制御基板は、電解コンデンサーの直下が焼損して、プラス端子の銅箔パターンが焼失し、基材に穴空きが認められたほか、周辺の部品にすずが付着していた。○天板の内側、電装品箱及び制御基板に液体の付着痕跡が認められた。○電解コンデンサー、圧縮機等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。●事故発生前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の金属製外郭が変形したことにより、製品内部に外気が侵入し、外郭天板内部に生じた結露水が基板に滴下してコンデンサー端子部の基板で銅箔パターン間の絶縁が低下して異常発熱し、トラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/02/17)
A201901179 2019-2292 2020/02/09 (事故発生地) 岐阜県	電気ストーブ	当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者はスイッチを入れた当該製品を掛け布団の近くに置いて就寝していた。○当該製品は、外郭の一部に溶融及びすずの付着が認められたが、大部分が焼損していなかった。○ヒーター管に焼損はなく、電気的な異常も認められなかった。○電源プラグ、電源コード及びスイッチに焼損は認められなかった。●当該製品は、掛け布団と近接した位置に設置して使用していたため、掛け布団が過熱されて出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「燃えやすいものの近くでは使用しない。事故の原因となる。」旨、記載されている。	(受付:2020/02/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201901180 2019-2293 2020/01/31 (事故発生地) 東京都	携帯電話機（スマートフォン）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の充電用コネクタの電源端子の周辺がわずかに焼損していたが、端子に溶融等の異常は認められなかった。○当該製品は、正常に動作し、事故発生後も使用者により継続使用されていた。○事故発生時に使用されていたACアダプターは、マイクロUSBコネクタのコネクタ端子部分が焼損し、樹脂製外郭の一部が溶融し電源端子が溶断していたが、詳細は確認できなかった。○充電器の事業者によれば、充電器の焼損は使用時にほこり等の異物がコネクタに付着したことによるものとのことであった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/02/27)
A201901181 2019-2294 2020/02/12 (事故発生地) 神奈川県	電子レンジ	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグは、壁のコンセントに3口マルチタップを介して接続されていたが、このマルチタップは定格容量が1kWのもので、消費電力が1.4kWの当該製品を使用するには容量が不足していた。○当該製品の電源プラグの絶縁樹脂が焼損して一部露出した電源コードの芯線に断線及び溶融痕が認められたほか、背面板の凸部のエッジ部にすずが付着する等していた。○電源プラグは中子よりコード側の樹脂製外郭が著しく溶融、焼損して栓刃の一部が露出しており、中子はコード側の焼損が著しく、炭化物による導通が認められた。○電源プラグの一方の栓刃及びその栓刃が接続されていた3口マルチタップの刃受金具に著しいスパーク痕が認められた。○当該製品内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の電源プラグを接続していた3口マルチタップの容量が不足していたため、通電時に異常発熱し、電源プラグの栓刃と刃受金具が接触不良となり、電源プラグの絶縁樹脂が炭化して絶縁性能が低下し、プラグ内部の電源コードが短絡して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「電源は、延長コードを含め、定格15A以上、交流100Vのコンセントを必ず使う。」旨、記載されている。	(受付:2020/02/27)
A201901191 2019-2314 2020/02/24 (事故発生地) 熊本県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品にACアダプターを接続して充電を行っていたところ、当該製品から出火した。○当該製品には非純正バッテリーが取り付けられており、バッテリー取付け部周辺が焼損していた。○バッテリー内部のリチウムイオン電池セル6個のうち、3個が破裂して内部電極が飛散及び焼損していた。○当該製品本体のモーター、内部配線等のその他の電気部品に異常は認められなかった。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリー以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/03/03)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201901198 2019-2320 2020/01/25 (事故発生地) 愛知県	装飾用電灯器具（LEDイルミネーションライト）	施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電源コードが継ぎ足され、継ぎ足しの箇所で、他社製の電灯器具が並列になるように接続される改造が施されていた。○当該製品の整流器、コネクター及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に継ぎ足された他社製の電源コードは、途中部で断線し、先端に溶融痕が認められた。○他社製の電灯器具の整流器に、パターンの焼失等の出火の痕跡が認められた。●当該製品に出火の痕跡は認められず、改造して取り付けられていた電源コード又は他社製の装飾用電灯器具用の整流器から出火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/03/03)
A201901214 2019-2350 2020/02/23 (事故発生地) 福岡県	電気こんろ	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、約1年前から当該製品を使用していなかった。○当該製品は、システムキッチンに内蔵された2口（小ヒーター及び大ヒーター）のラジエント式電気こんろで、切り忘れ防止機能によりスイッチを入れてから約45分でヒーターの通電が停止する構造であった。○当該製品は本体外郭全体が焼損していたが内部の焼損は僅かであり、サーモスタット等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品下部に取り付けられていたコントロールボックスの焼損が著しく、スイッチつまみ等の樹脂部品が焼失していたが、内部のタイマー基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○小ヒーターのスイッチはオフの状態、大ヒーターのスイッチは、オンの最大火力状態であったが、当該製品の天板上に可燃物が焼損した痕跡は認められなかった。○システムキッチンの収納庫内部の焼損が著しい状態であったが、収納庫内部に出火源は発見されなかった。●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/03/09)
A201901227 2019-2377 2020/02/24 (事故発生地) 大阪府	空気清浄機（加湿機能付）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○就寝中に火災警報器が鳴動してスプリンクラーが作動した際、使用者は当該製品から火が出ているところを確認した。○使用者は、事故発生の1週間前に当該製品を購入し、当該製品を24時間連続運転させていた。○当該製品は、本体背面左下から右上にかけて燃え広がった痕跡が認められた。○メイン基板は複数枚に割れて焼損していたが、基板の銅箔パターン及び実装部品の残存が認められた。○当該製品内部に引き回された電源コードは、メイン基板付近で断線が認められ、断線部には溶融痕が認められたが、断線部は外郭樹脂が残存している背面右に位置しており、負荷側の電流ヒューズは切れていた。○ファンモーター、各種センサー、イオン発生基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/03/16)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201901231 2019-2381 2019/12/06 (事故発生地) 東京都	電気毛布（敷毛布）	当該製品を使用中、右膝に低温火傷を負った。	○当該製品の使用開始から6日目の起床後に、水ぶくれに気付いた。○事故発生時の温度設定は不明であったが睡眠中に長時間使用していた。○当該製品は生地にしわが認められたが、焦げ及び変色は認められず、ヒーター線に重なり等の異常は認められなかった。○当該製品の動作に異常は認められず、著しい温度むらは認められなかった。○取扱説明書には、「40℃～60℃の比較的低い温度でも、皮膚の同じ箇所が長時間触れていると、赤い斑点や水ぶくれができることがある。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/03/17)
A201901251 2019-2416 2020/03/02 (事故発生地) 三重県	テレビ受信機用ブースター	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はテレビ受信用に用いられる機器であり、製品内部に基板等の受信用の電気部品の他、他製品に給電するためのサービスコンセントが搭載されている。○当該製品は、電源コード引出し部分及びサービスコンセント部分が焼損していた。○電源コードは、本体引出し部分から4cmの箇所まで断線し、先端に溶融痕が認められた。○サービスコンセントに接続された電源プラグ内の栓刃カシメ部付近に溶融痕が認められた。○サービスコンセントの刃受金具に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○電源プラグ、内部の基板、配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○サービスコンセントに差し込まれていた電源プラグの製品について詳細は不明である。●当該製品の電源コードに溶融痕が認められたが、より負荷側であるサービスコンセントに差し込まれていた他製品の電源プラグ内の栓刃カシメ部付近に溶融痕が認められたことから、他製品の電源プラグが異常発熱し、延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/03/24)
A202000001 2020-0013 2020/03/17 (事故発生地) 京都府	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○事故発生時の当該製品の使用状況は不明であるが、当該製品の電源プラグは専用の壁コンセントに接続されていた。○当該製品本体は全体的に焼損しており、電源コードの本体口出部、制御基板等の電気部品が位置していた正面右側が著しく焼損していた。○制御基板、ファンモーター等の当該製品内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードに3か所の断線が認められ、最も負荷側の断線箇所には球状の溶融痕が認められた。○電源コードの溶融痕は金属製据付板の端面付近にあり、通常使用において外力が加わらない位置であった。●詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電源コードの断線、溶融痕以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/02)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000004 2020-0035 2020/03/08 (事故発生地) 埼玉県	ヘアドライヤー	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者が幼児の髪を乾かすため当該製品の電源スイッチを入れたが、動作しなかったため3回くらい電源スイッチを入れ直したところ、電源コード引出部から火花が出て、幼児の髪が焦げた。○当該製品本体は、外郭表面に変形及び複数の傷が認められた。○吸込口側に設けられた回転コネクタと電源コードブッシングの接続部分においてモールド樹脂が焼損し、穴が空いていた。○回転コネクタ内部の片方の端子金具が溶断し、もう片方の端子金具にも、同様の位置で内部に亀裂が認められた。○回転コネクタ部以外の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、落下等の外力が繰り返し加えられたため、電源コード引出部の回転コネクタの端子金具が損傷して抵抗が増大し、使用時に異常発熱して出火したものと推定される。なお、取扱説明書には「感電や発火の原因となるため、落としたり、ぶつけない。」、「感電やショートによる火災の原因となるため、電源コードを傷めない。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2020/04/02)
A202000010 2019-2396 2020/03/17 (事故発生地) 愛知県	電動工具(ドライバー、充電式)	作業場で当該製品にバッテリーを装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202000011と同一事故) (火災)	○当該製品は、グリップ部の樹脂製外郭が焼失していた。○スイッチはオフの状態、動作に異常は認められなかった。○グリップ内部の配線及び結線状態に異常は認められなかった。○モーター巻線に出火の痕跡は認められなかった。○グリップ下部に取り付けられているコントロール基板及び基板上の部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/04/06)
A202000013 2020-0011 2020/03/21 (事故発生地) 大阪府	シュレッダー	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、書類の細断を開始してから約10分後に突然「ボン」という異音とともに爆発し、当該製品の細断部がくず箱から浮き上がった。○当該製品は、モーター、制御基板、配線等の電気部品に異常発熱の痕跡は認められなかった。○当該製品は、細断紙投入口とくず箱内の紙くずが一部焼損していた。○細断刃に残っていた紙くずから、当該製品に使用していないシリコン成分が検出された。○事故発生時、スプレー類は使用していなかったとの申出内容であった。○取扱説明書には、「爆発するおそれがあるため、細断部にオイル及びスプレーを使用しない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は潤滑剤スプレーが噴射されたため、含有する可燃性ガスがくず箱内にたまり、モーターから出た火花が可燃性ガスに引火して焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/04/06)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000015 2020-0050 2020/02/05 (事故発生地) 神奈川県	空気清浄機（加湿機能付）	施設で当該製品を使用中、幼児（1歳）が当該製品の蒸気口で、右手に火傷を負った。	○当該製品は保育所で使用され、周囲には柵が設置されていたものの、幼児が柵の内側に入り蒸気口に手を触れ、右手指に火傷を負った。○当該製品を加湿運転させたところ、蒸気口付近の最高温度は約95℃であった。○床から蒸気口までの高さは約64cmあり、身長約70cmのダミー人形で確認したところ、当該製品につかまり立ちした場合には、ダミー人形の手が当たり得る位置であった。○当該製品の周囲には柵が設置されていたが、詳細な設置状況及び幼児がどのように柵の内側に入ったのかは不明である。○当該製品の取扱説明書には、「蒸気口に手や顔を近づけない。やけどの恐れがある。特に乳幼児には注意する。」旨、本体表示には、「幼児の手の届く場所では使わない。やけどのおそれがある。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、施設管理者は当該製品の蒸気口が高温であることを認識し、周辺に柵を設置していたものの、幼児が柵の内側に入り、蒸気口に手を触れてしまい火傷を負ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/07)
A202000020 2020-0054 2020/03/29 (事故発生地) 東京都	プリンター（複合機）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○火災報知器が鳴動し、使用者の家族がにおいに気付き、当該製品を確認したところ、当該製品付近から炎が5cm上がっていた。○当該製品は、左側面及び左上面が著しく焼損したほか、背面側の壁にすすが付着していた。○メイン基板、電源基板、電源プラグ及びその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○インクカートリッジ及びプリンターヘッドはホームポジションに位置しており、ロックが掛かっていたことから、事故発生時、当該製品が印刷、コピー等の動作をしている稼働状態ではなかった。○当該製品以外の出火源の有無及び可燃物の配置状況は不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/08)
A202000030 2020-0068 2020/03/25 (事故発生地) 宮崎県	エアコン（室外機）	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は運転されていなかった。○当該製品は制御基板や圧縮機等が内蔵されていない側が著しく焼損していた。○制御基板や圧縮機等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/10)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000039 2020-0084 2020/03/16 (事故発生地) 東京都	布団乾燥機	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ部及び周辺を溶融する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグ及び電源プラグを差し込んでいた他社製延長コードの差込口に焼損が認められた。○電源プラグは栓刃の片側が外れて他社製延長コードに差し込まれたままになっていた。○電源プラグから外れた栓刃には変形が認められたほか、芯線とのカシメ部の端部付近で断線し、断線部に溶融痕が認められた。○電源コードのプラグ側プロテクター部分の芯線によじれが認められた。○当該製品本体に出火の痕跡は認められず、電源コードを交換したところ正常に動作した。○取扱説明書には、「電源コード、電源プラグを破損するようなことはしない。傷んだまま使用すると、火災の原因になる。」旨、記載されている。●当該製品の詳細な使用状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、電源コードに過度な外力が加わったため、電源コードの芯線が断線し、局所的に異常発熱して焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/14)
A202000041 2020-0086 2020/04/03 (事故発生地) 大阪府	パワーコンディショナ (太陽光発電システム用)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺から発煙する火災が発生した。(A202000042と同一事故)	○当該製品は、外観に異常は認められなかったが、内部の直流入力側等の電解コンデンサーは防爆弁が開いていた。○主回路基板のスイッチング素子が短絡故障し、電流ヒューズが切れていた。○リアクトル、端子台等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○直近でのエラー履歴には、直流入力の過電圧を示すエラーが複数回記録されており、事故発生後も直流入力の過電圧を示すエラーが表示されていた。○当該製品の前段に接続されていた昇圧ユニットは、出力側電解コンデンサーの防爆弁が開いており、出力電圧検出回路のダイオードが破損していた。●当該製品は、入力側に接続されていた昇圧ユニットが故障して過電圧が出力されたため、電解コンデンサーが内部で発熱し、電解液が気化して防爆弁が開き、外部に噴出したものと推定される。	(受付:2020/04/14)
A202000045 2019-2360 2020/02/11 (事故発生地) 岡山県	加湿器 (スチーム式)	当該製品を使用中、幼児が手に火傷を負った。	○当該製品に破損及び動作不良等の異常は認められなかった。○当該製品は家族で就寝中に幼児の手の届くところで使用されていた。○加湿運転時の蒸気吹出口付近の温度を測定したところ、蒸気吹出口で80～90℃であった。●当該製品を幼児の手の届くところで使用していたため、幼児が当該製品の蒸気吹出口に手を触れて火傷したものと推定される。なお、取扱説明書には、「幼児の手の届くところで使わない。けがの原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2020/04/15)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000048 2020-0097 2020/03/17 (事故発生地) 福岡県	接続ケーブル (太陽光 発電システム用)	当該製品及び周辺を焼損する火災が 発生した。	○住宅の屋根に設置した太陽電池モジュールとパワーコンディショナ間を接続していた当該製品7系統が引き込まれていた屋根裏内で焼損していた。○当該製品は別のケーブルと中間接続するために樹脂製接続ボックス内で差込コネクタ7個を使用して接続されていたが、接続ボックスが焼失していた。○当該製品は差込コネクタ一部で被覆が焼失した状態で断線しており、素線の多くに火災熱による脆化及び折損が認められた。○差込コネクタ7個のうち、6個は確認できず、1個は焼損が著しいことから異常の有無は確認できなかった。○接続ボックス内には他に電気部品は内蔵されておらず、屋根裏内の他のケーブル等に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品とパワーコンディショナへの接続が不適切であったため、接続箇所において異常発熱し焼損したものと推定される。なお、施工方法については、住宅建築業者毎に独自に方法を定めているため、施工要領書等は添付していないが、建築業者が作成した施工手順書には、「工具を用いて被覆をむき出す。むき出し長さが不適切な電線の接続は、接触不良、絶縁不良等発熱焼損の可能性がある。」旨、記載されている。	(受付:2020/04/16)
A202000060 2020-0139 2020/03/28 (事故発生地) 兵庫県	電気冷温風機	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火 災が発生した。	○当該製品は、コンプレッサー方式による冷風機能とセラミックヒーターによる温風機能を有した製品で、事故発生時は温風を出していた。○当該製品は、正面パネルの大部分が残存していたが、背面及び両側面の外郭樹脂部は焼損して溶融し、本体背面は下部から上方に向かって焼損していた。○電源コードは焼損が著しく、本体背面下部の口出部付近では、片極側芯線が手より接続されており、異極側芯線は焼失していた。○電源基板、セラミックヒーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○手より接続の施工者は不明であった。●当該製品は、電源コードが途中で手より接続されており、手より接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/20)
A202000071 2020-0157 2020/04/11 (事故発生地) 埼玉県	エアコン (室外機)	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火 災が発生した。	○当該製品の外観は右側下部の焼損が著しく、右側のベース台が全焼していたが、左側はベース台に焼損は認められず、他の部分一部にすずの付着が認められたのみだった。○インバーター基板、端子台等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○熱交換器の冷媒配管に開裂が認められたが、圧縮機、電磁弁等の冷媒回路部品に異常は認められなかった。○使用者によれば、事故発生当時、当該製品は運転していなかったとの申出内容であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/23)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000076 2020-0166 2020/04/14 (事故発生地) 愛知県	食器洗い乾燥機	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の運転を開始して30分後、当該製品内部に炎が見えたため、消火器で消火した。○当該製品は、ヒーター上部の樹脂製かごの一部が焼損し、下部のヒーターカバー及びヒーターに熔融した樹脂が付着していた。○ヒーターに異常発熱の痕跡は認められず、電気的な異常も認められなかった。○ファンモーター、制御基板、配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/27)
A202000081 2020-0169 2020/04/04 (事故発生地) 兵庫県	電気洗濯機	当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、納屋の軒下に設置されており、風雨に当たらないようにベニヤ板の囲いが設けられていた。○当該製品の電源プラグは、ふだんからコンセントに接続されていた。○事故発生時に当該製品は使用されていなかった。○当該製品は、天面のトップカバー部が焼損していたが、トップカバー手前側の電源基板及び操作基板に出火の痕跡は認められなかった。○内部配線は、一部絶縁被覆が焼損していたが、断線等の出火の痕跡は認められなかった。○洗濯用モーター、運転コンデンサー等、その他製品内部の電気部品に焼損は認められなかった。○電源プラグ及び電源コードに焼損は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/28)
A202000086 2020-0187 2020/04/18 (事故発生地) 千葉県	エアコン（室外機）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用中の当該製品付近から出火し、当該製品及びベランダの壁等を焼損した。○当該製品は、樹脂製のファンカバー、プロペラファン等が焼失していたほか、熱交換器のアルミフィンほとんど熔融し、銅製配管が変形していた。○圧縮機、制御基板、リアクター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○電流ヒューズは切れていなかった。○家族は、日頃から当該製品の左横に置かれた水槽の水で、たばこの火を消していたが、事故直前の喫煙については情報が得られなかった。○当該製品の底部に、たばこの吸い殻と思われる焼損物が数本入り込んでいた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/05/07)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000090 2020-0197 2020/05/01 (事故発生地) 大阪府	電気洗濯機	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○事故発生時、当該製品は使用中ではなかった。○当該製品本体は、前面右下の部分に著しい焼損が認められた。○電源基板、モーター用コンデンサー、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○本体の前面右下の部分に出火要因となり得る電気部品等は存在していなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/05/11)
A202000092 2020-0199 2020/04/22 (事故発生地) 大阪府	オーブントースター	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は、当該製品でパンを焼いていたところ、庫内のパンが燃えたため、急いでドアを開けてパンを取り出したが、その1〜2分後にドアのガラスが割れて炎が出たため、消防に通報した。○当該製品本体の上下に雑誌が置かれており、雑誌も焼損していた。○当該製品の庫内は、約2年前から掃除されていなかった。○庫内のくず受皿には堆積した大量の調理くずが焼損しており、一部の調理くずは下ヒーターに接触していた。○ヒーター管、庫内温度調節器等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○使用者は、病気に伴う歩行困難のため、ヘルパーによる介護を受けていた。○取扱説明書には、「出火に至るおそれがあるため、本体の上に物を載せて使用しない。本体の下の隙間に物を入れて使用しない。使用後は必ず手入れをする。調理物が燃えた場合は、すぐにドアを開けず、タイマーを切り、電源プラグを抜く。」旨、記載されている。●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、くず受皿に堆積した多量の調理くずが下ヒーターに接触して燃えたため、本体付近の可燃物に延焼し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/05/11)
A202000096 2020-0209 2020/04/22 (事故発生地) 大阪府	オーブントースター	当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は、当該製品の焼網に揚げ物2個を載せて加熱を開始し、その場を離れたところ、当該製品から異音とともに炎が上がった。○当該製品は、本体天板に置かれていた樹脂製モップのものと考えられる溶融物が付着していた。○庫内には炭化した揚げ物2個が残存していたが、受皿は使用されていなかった。○タイマーの動作に異常は認められなかった。○ヒーター、サーモスタット、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●使用者は、当該製品で受皿を使用せずに揚げ物を加熱したため、加熱中にヒーターに滴下した油分等が受熱して出火し、本体付近に置かれていた可燃物に延焼したものと推定される。なお、取扱説明書には、「出火に至るおそれがあるため、油の出るものを受皿なしで加熱しない。」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2020/05/14)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202000100 2020-0213 2020/05/07 (事故発生地) 大阪府	ノートパソコン	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202000188と同一事故)	○使用者が当該製品にACアダプターを接続して使用していたところ、バッテリー付近から出火した。○当該製品は、光学ドライブ、マザーボード等の内部部品に動作異常は認められず、バッテリーの充電制御にも異常は認められなかった。○当該製品の焼損は非純正バッテリーに集中しており、バッテリー以外の箇所に焼損は認められなかった。○当該製品に取り付けられていたバッテリーは非純正品であり、バッテリーの6個のリチウムイオン電池セルのうち、4個は電極体が噴出していた。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/05/15)
A202000107 2020-0223 2020/03/13 (事故発生地) 東京都	電気湯沸器	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品の近傍で喫煙した使用者が外出してから約20分後、当該製品付近から出火し、当該製品、天井及び内壁を焼損して、在宅していた使用者の家族が足に火傷を負った。○当該製品は、ふた、底部等の樹脂部品の大部分は焼失していた。○容器内側及びヒーターセットに異常発熱の痕跡は認められず、電源基板、表示基板、内部配線、プラグ受けセット、ポンプセット、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/05/19)
A202000108 2020-0224 2020/05/06 (事故発生地) 兵庫県	除湿機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用中の当該製品から異音が出たため、使用者が確認したところ、当該製品から約1mの高さの炎が上がっていたため、水を掛けて消火した。○当該製品の外郭は背面側が著しく焼損していたが、ヒーター、電源基板等の製品内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは本体外部の途中で断線しており、断線部には溶融痕が認められた。●当該製品は、電源コードが断線して出火したものと考えられるが、電源コードの断線部は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/05/19)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000111 2020-0236 2020/05/15 (事故発生地) 埼玉県	アンプ	当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。(A202000157と同一事故)	○当該製品がCDプレーヤー及び他社製スピーカーに接続された状態で音楽を聴いていたところ、右スピーカーから出火した。○当該製品は、外殻及び内部に変色、焼損等の痕跡は認められなかった。○別のスピーカーを用いて、使用者と同一の接続構成、音量、音質及びバランス設定で音楽を再生したところ、異常は認められなかった。○他社製スピーカーの左右のスピーカーのウーファー用ボイスコイルが変形して焼損し、事故発生時に出火したとされる右スピーカーのウーファー用ボイスコイルはボビンが焼失していた。○当該製品と他社製スピーカーをつなぐケーブルに変色、焼損は認められず、正常に動作した。○他社製スピーカーの左スピーカーは、以前から僅かにしか音が出ない故障状態であった。●当該製品に異常は認められず、当該製品に接続されていたスピーカーはボイスコイルが突出し、正常に音が出ない故障状態で使用されたため、当該製品からの入力に対してボイスコイルが適切に振動することができずに異常発熱して絶縁破壊し、レイヤショートにより過電流が流れて出火に至ったものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/05/21)
A202000117 2020-0239 2020/05/12 (事故発生地) 静岡県	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵)	当該製品を充電中、当該製品を溶損し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、リチウムポリマー電池セルを内蔵するイヤホン及びリチウムイオン電池セルを内蔵する充電ケースで構成される製品であり、事故発生時、充電ケースがキッチンカウンターに置かれて充電されていた。○当該製品のイヤホン本体に焼損は認められなかった。○当該製品の充電ケースはUSBコネクター接続部が焼損しており、端子間の抵抗値が低下していたが、内部配線、リチウムイオン電池セル等、その他の電気部品に焼損は認められなかった。○USBコネクター接続部の接続ピンに変形及び痩せは認められなかった。○USBコネクター接続部付近の基板上から、マグネシウム及び塩素が検出された。●当該製品は、USBコネクター接続部に導電性の液体などの異物が浸入、付着していたため、充電ケースに充電ケーブルを接続して充電した際に、電源出力ピンと接地ピンとの間で短絡が生じて異常発熱し、焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「内部に水や異物を入れない。火災や感電の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2020/05/21)
A202000149 2020-0292 2020/05/26 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、事故発生の1か月前に使用した後、電源スイッチがオンの位置で電源プラグがコンセントに接続されたまま放置されていた。○当該製品は、使用開始から3時間たつと、自動的にヒーターへの通電を停止するタイマー機能を有していた。○当該製品は、上部を中心に焼損していたものの、原形をとどめていた。○内部の電気部品に焼損及び出火の痕跡は認められず、転倒時オフスイッチ及び過熱防止用サーモスタットは正常に動作することを確認した。○当該製品の15～20cm離れたところに置かれていた段ボールが焼損していたほか、当該製品の上部には焼損した衣類が認められた。○電力会社の情報から、事故発生の約20分前に1分間の停電の記録があった。●当該製品は、電源プラグがコンセントに接続された状態で電源スイッチがオンの位置のまま放置されたため、タイマー動作によりヒーターに通電が停止したものの、停電後にタイマーがリセットされヒーターに再通電して近傍の可燃物を加熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書の注意には、「使用時以外は、電源プラグをコンセントから抜く。絶縁劣化による感電、火災などを防ぐ。」旨、記載されている。	(受付:2020/06/05)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000155 2020-0305 2020/04/03 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ（カーボンヒーター）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、上面に衣類を置いた電気洗濯機の前に置かれていた。○当該製品は電気洗濯機の上に置いていた衣類が付着して焼損していた。○事故発生前はオフにしていた当該製品の電源スイッチが、消火の際にはオンになっていたとの申出内容であった。○電源スイッチは、押しボタン式で当該製品の天面にあった。○当該製品の天面の電源スイッチに焼損は認められず、その他の電気部品にも出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、当該製品に可燃物が接触し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/06/09)
A202000172 2020-0340 2020/06/01 (事故発生地) 神奈川県	温水洗浄便座	事業所で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、便座上板に貼り付けられたヒーター線が焼損断線し、上板に焼損による直径約7mmの穴が空いていた。○穴の直下の便座底板に大きな破損が生じ、破損した部分が便座上板のヒーター線を押し潰す状態となっていた。○ヒーター線の焼損断線部等からアンモニア窒素の反応が認められた。●当該製品は、便座部に繰り返し応力が加わり、使用に伴い底板が割れていたものの、継続使用したため、割れた底板が内部のヒーター線を押し潰して断線し、更に、液体が浸入して導通が継続したことで、近傍の樹脂が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「製品にひびや割れが入っている状態で使い続けない。」旨、記載されている。	(受付:2020/06/15)
A202000197 2020-0376 2020/03/00 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○事故現場は、当該製品が転倒し、周囲の床が焼損している状態であった。○当該製品の前面ガードに、焼損した可燃物の付着が認められた。○当該製品は、電源コード被覆等の一部が焼損していたが、電気部品に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は約41年前に製造された製品で、転倒時OFFスイッチは搭載されていなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められず、使用中に当該製品が転倒し、周囲の可燃物に接触し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/06/24)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000210 2020-0413 2020/06/09 (事故発生地) 茨城県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品の電源プラグはコンセントに接続されていたが運転していなかった。○樹脂製カバーが焼損していたが、内部の電気集塵ユニット及び電気集塵用電源基板に焼損は認められなかった。○制御基板に銅箔パターンの熔融痕及び穴空きは認められなかった。○電源コードの被覆の一部及び電源プラグの樹脂製外郭が焼損していたが、芯線に断線及び熔融痕は認められず、栓刃に異常は認められなかった。○電流ヒューズは切れておらず、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/06/29)
A202000226 2020-0446 2020/06/06 (事故発生地) 大阪府	発電機（携帯型）	車両内で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生場所はマンホールの点検車両内で、当該車両は、下水管検査用のカラーテレビ装置と当該製品が搭載された架装車であった。○作業員がカラーテレビ装置の操作をしていたところ、焦げ臭いにおいがして電源が切れそうになり、当該車両の格納庫から白煙と炎が発生した。○当該製品は外観上、天面が一部焼損し、車両のウレタン製防音材の焼損物が付着していたが、その他の箇所に焼損は認められなかった。○制御ユニット、内部配線、端子台等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○エンジンは、プロアファン等の複数の樹脂部品に熔融が認められたが、焼き付きは認められず、出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は改造されて外側にダクトが取り付けられており、荷室にある送風機で排気するようになっていた。○取扱説明書には、「安全性が損なわれるため、改造しない。」、「出火に至るおそれがあるため、車載用として使用しない。車に載せて走行中に使用しない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/07/06)
A202000231 2020-0450 2020/05/14 (事故発生地) 埼玉県	空気清浄機（加湿機能付）	当該製品を使用中、乳児（9か月）が当該製品の蒸気口で、右手に火傷を負った。	○当該製品を使用中、保護者が目を離した際に、乳児が右手に火傷を負った。○当該製品は、水を加熱し水蒸気を発生させる加湿機能を有した空気清浄機である。○当該製品の外観に異常は認められず、当該製品は正常に動作した。○加湿運転時の蒸気吹出口付近の温度は、温度が一番上がりやすい条件で約98℃であった。●保護者が当該製品を乳児の手の届くところで使用していたため、目を離した際に乳児が蒸気口に触れてしまい、火傷を負ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体の蒸気口付近には、「蒸気口に手や顔を近づけない、火傷のおそれがある。幼児の手の届く範囲では使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2020/07/07)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000236 2020-0453 2020/06/15 (事故発生地) 和歌山県	ACアダプター（スマートフォン用）	当該製品に他の電気機器を接続したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品はコンセントに接続されていたが、マイクロUSBコネクタに電気製品は接続されていなかった。○当該製品は、マイクロUSBコネクタの樹脂に溶融及び焼損が認められ、端子ピン及びコネクタシェル内面にも焼損が認められた。○当該製品本体及びDCケーブルに異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、マイクロUSBコネクタ内の端子ピンに導電性異物が侵入し、スパークが生じてコネクタ樹脂が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/07/08)
A202000255 2020-0484 2020/07/01 (事故発生地) 兵庫県	電子レンジ	店舗で当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品は、ダイヤル式のタイマーつまみを時計方向に回して加熱時間を設定し、ドアを閉じるとすぐに加熱が開始される構造である。○店舗のカウンター横に設置された当該製品で、客が弁当を加熱し、弁当を取り出してから6分後に庫内でスパークが発生した。○当該製品は、庫内の回転ローラーの一部が焼損し、ガラス製ターンテーブルの一部にひび割れ及び溶融が認められた。○回転ローラーの焼損部に炭化した異物が付着していた。○当該製品で空だき試験を行ったところ、回転ローラーに付着していた異物付近からスパークの発生が認められた。○マグネトロン、ファンモーター等の電気部品に焼損は認められなかった。○店舗では、当該製品の調子が悪いという認識はあったが、不具合の内容は把握しておらず、庫内等の清掃をした記憶はないとの申出内容であった。●当該製品は、店舗の従業員が庫内の清掃を怠っていたため、回転ローラーとターンテーブルの間に異物が挟まった状態で使用されており、空だき運転となった際、異物にマイクロ波が集中し、異物が炭化して出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「出火に至るおそれがあるため、庫内やドアに食品かす等を付けたまま放置したり、加熱したりしない。空だき運転しない。」旨、記載されている。	(受付:2020/07/15)
A202000257 2020-0486 2020/06/29 (事故発生地) 兵庫県	オーブントースター	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を汚損する火災が発生していた。	○手作りしたポテトチップスを当該製品で加熱していたところ、加熱開始から約1分で炎が上がったとの申出内容であった。○当該製品の外郭に焼損は認められなかった。○庫内のポテトチップスは炭化しており、使用されていた受皿には変色が認められた。○くず受皿に焦げ等の汚れの付着は認められなかった。○ヒーター、操作基板、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○診断機能によるマイコンの動作確認を行ったところ、異常は認められなかった。○市販のポテトチップ스에油を塗布して加熱する検証実験の結果、出火には至らなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/07/15)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000271 2020-0529 2020/07/08 (事故発生地) 東京都	オーブントースター	当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品庫内の焼き網にパンを乗せ、トーストモードで加熱中にその場を離れたところ庫内から出火した。○当該製品の外部に焼損は認められず、庫内の天面及び上ヒーターにすすが付着し、底面及び下ヒーターには油污れ及び炭化物が付着していた。○当該製品のヒーターは破損しておらず、抵抗値は正常であり、電源コード、内部配線及びその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品をトーストモードで動作させたところ、正常に動作した。●当該製品の電気部品に異常は認められず、庫内の底面及びヒーターに油污れ及び食品かすとみられる炭化物が付着していたことから、庫内の食品かす等がヒーターで過熱されて出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用中は本体から離れない。調理くずや油分が残ったまま調理すると発煙、発火の原因となるため、使用後は必ず手入れする。」旨、記載されている。	(受付:2020/07/20)
A202000291 2020-0557 2020/07/08 (事故発生地) 埼玉県	ノートパソコン	当該製品に当該製品の付属品ではないACアダプターを接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202000292と同一事故)	○当該製品は、DCジャック周辺の樹脂部品に焼損が認められた。○DCジャック内部にDCプラグの樹脂が焼損したものとみられる異物が認められ、その異物を観察したところ赤色の粒子及び液滴が認められ、元素分析の結果リンを検出した。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められず、バッテリーを充電したところ、当該製品は正常に起動した。○当該製品に接続されていたACアダプターは製造上の不具合によりDCプラグの絶縁性能が低下し発火するおそれがあるとしてリコールされている機種であった。○ACアダプターのDCプラグ内部に金属粒が認められ、絶縁樹脂にはリンが認められた。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、接続されていた付属品ではないACアダプターのDCプラグからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/07/28)
A202000297 2020-0514 2020/07/13 (事故発生地) 石川県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はファンモーターが収納されている電装部を中心に焼損が認められた。○ファンモーターのコネクター部に著しく焼損が認められた。○当該コネクター部のファンモーター側の端子表面は荒れており、リード線側の端子は変形し一部欠損が認められた。○ファンモーターのコネクター部、ドレンパン等の付着物から、エアコン洗浄剤由来と考えられる成分が検出されたが、エアコン洗浄の有無については確認できなかった。○端子盤、制御基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○取扱説明書には、「エアコンを水洗いしない。殺虫剤・可燃性スプレーなどつけない。」旨、記載されている。また、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「もし誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながる恐れがある。」旨、記載されている。●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の外部から洗浄剤成分が浸入し、ファンモーターコネクター部に付着したことにより、端子間でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/07/29)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000303 2020-0583 2020/07/10 (事故発生地) 奈良県	ルーター（パソコン周辺機器、充電式）	当該製品の蓋が外れ、破片が飛散し、目を負傷した。	○当該製品の充電中、使用者が近付いた際、どこからか破片が飛んで目に入ったため、視界が白い霞がかかったような状態になったとの申出内容であった。○当該製品は、本体とバッテリーの接続部付近の樹脂が焼損しており、本体の背面カバーは、焼損していない中央部から焼損部側にかけて湾曲していた。○バッテリーの接続端子部に溶融痕等の異常は認められなかった。○バッテリーに内蔵されたリチウムポリマー電池セルに膨張や内容物の噴出等の異常は認められなかった。○バッテリーの保護回路基板に出火に至る異常は認められなかった。○本体に別のバッテリーを装着して動作確認をした結果、正常に動作した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のバッテリーに膨張や内容物の噴出等の異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/07/30)
A202000308 2020-0585 2020/07/09 (事故発生地) 東京都	換気扇	当該製品のスイッチを押したところ、当該製品を溶融する火災が発生した。	○当該製品は、賃貸集合住宅の台所に設置され、押しボタン式スイッチを備えた換気扇であり、当該製品の風量切替えスイッチの操作ボタンを押したところ発火し、スイッチの一部を溶融した。○スイッチカバーは、内側の焼損が著しくボタンスイッチ「強」と「中」の間が炭化して、ボタンスイッチ「強」と「中」は、溶融変形していた。○スイッチ基板の電気接点の固定側、可動側ともに出火の痕跡は認められなかった。○換気本体に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/07/30)
A202000317 2020-0607 2020/06/29 (事故発生地) 東京都	電気掃除機	公共施設で当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品は、ダストメーターの指針が『赤』の位置で、フィルターの目詰まりを知らせる状態になっていた。○フィルターは、多量のほこりが付着し、目詰まり状態であった。○モーターの整流子片の2か所が飛び出し、隙間が摩擦粉で目詰まりし、表面に焦げが認められ、カーボンブラシは表面が著しく摩耗していた。●当該製品は、ダストメーターの指針が「赤」の位置で使用されていたため、モーターへの熱的負荷が慢性的に掛かり続け、モーターの整流子とカーボンブラシ間での異常摩擦が生じて、発煙したものと推定する。なお、取扱説明書には、ダストメーターについて、「指針が『赤』を指したときはゴミを捨てる。連続して使用するとモーター過熱や故障の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2020/08/04)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000319 2020-0608 2020/07/02 (事故発生地) 静岡県	LEDランプ(環形)	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。(A202000376と同一事故)	○当該製品は、蛍光灯用照明器具対応として販売されている30W型LEDランプであり、他社製の蛍光灯用照明器具に取り付けられて使用されていた。○当該製品は全体的に焼損しており、口金のピン付近以外の樹脂部分は焼失していた。○口金のピンに短絡痕等の出火の痕跡は認められず、ピンと電源基板をつなぐ配線の途中にある電流ヒューズも切れていなかった。○電源基板は全体的に焼損しており、コンデンサーが破裂していたが、基板上の電流ヒューズは切れていなかった。○内部配線及びLED素子に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/04)
A202000322 2020-0611 2020/07/18 (事故発生地) 愛知県	電子レンジ	社員寮で、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の外観は、樹脂製タイマーツマミ及び食品庫扉の外側下部に焼損が認められた。○高圧トランス、電源基板、電源コード等、内部にある電気部品はいずれも焼損しておらず、出火の痕跡は認められなかった。○タイマースイッチの接点に溶着は認められず、導通は切れていた。○庫内に著しい汚れは認められず、庫内の樹脂部品は焼損していなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明なことから事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/04)
A202000327 2020-0614 2020/07/23 (事故発生地) 神奈川県	電気洗濯機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○共同住宅1階屋外廊下に設置された当該製品が焼損した。○事故発生時、使用者は不在で、当該製品の電源プラグはコンセントに差し込まれていたが、使用されていなかった。○電源コードは、本体側の被覆が焼損し、2本の芯線が露出した箇所ので1本のみ断線し、溶融痕が認められたが、焼損の著しい本体左側ではなく右側からコードが引き出される仕様であったことから、二次痕と考えられた。○洗濯モーター、排水モーター、洗濯モーター用コンデンサー、電源基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000328 2020-0615 2020/07/23 (事故発生地) 大阪府	電子レンジ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、焦げ臭いにおいがしたため台所に行ったところ、使用中ではなかった当該製品が焼損していたため、ペットボトルの水を掛けて消火した。○当該製品は4段スチールラックの上から2段目に置かれており、1段目に置かれていたトースターや3段目に置かれていた雑品も焼損していた。○当該製品は、前面の焼損が著しく、ドア枠の樹脂は下側が焼失しており、本体底部のゴム製の足も焼失していた。○庫内は食品かすが付着しており、導波管カバーの庫内側に焼損が認められた。○フィルター基板、高圧トランス、タイマースイッチ等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○トースターの詳細は不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/05)
A202000350 2020-0674 2020/08/03 (事故発生地) 京都府	照明器具	店舗で当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品のスイッチを入れたところ、約5分後に当該製品から発煙したため、スイッチを切った。○スイッチを切った後、当該製品から液体が垂れてきたため、使用者がティッシュペーパーで拭き取った。○当該製品は電源ボックスの外郭樹脂の一部に変色が認められたが、その他の箇所に異常は認められなかった。○電源ボックス内部にあるプリント基板の電源(高圧)側に焼損が認められ、焼損部には炭化も認められた。○プリント基板に実装されていたアルミ電解コンデンサーは、防爆弁が開いておらず、その他の実装部品についても出火の痕跡は認められなかった。○当該製品内部から垂れた液体を拭き取ったティッシュペーパーについて、成分分析を行ったところ、当該製品由来ではない成分が検出された。●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に液体が浸入してプリント基板に付着したため、トラッキング現象が生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/13)
A202000353 2020-0675 2020/07/22 (事故発生地) 千葉県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかったが、事故発生の3日前から運転中に風が急に強くなるがあったとの申出内容であった。○当該製品は著しく焼損し、樹脂製外郭は焼失していた。○ファンモーターは樹脂製外郭が焼損し、電源用リード線がコネクタから脱落し、コネクタ接続部(DC140V)は欠損し先端に溶融痕が認められたが、制御用リード線は残存していた。○脱落したファンモーターの電源用リード線の一方の極は溶断して端子が欠損し、他方の極の端子には溶融痕が認められた。○ファンモーターのコネクタ接続部付近からカリウム及びナトリウムが検出された。○電源ターミナル、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○事故発生の1年2か月前にエアコン洗浄業者が、高圧洗浄機を用いて当該製品の洗浄を行っていた。●当該製品は、エアコン洗浄業者による不適切な作業により洗浄液がファンモーターコネクタ部に付着し、端子間でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと推定される。なお、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながるおそれがある。」旨、注意喚起を行っている。	(受付:2020/08/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000357 2020-0588 2020/07/28 (事故発生地) 神奈川県	テレビ受信機用ブースター	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者の外出中に出火し、当該製品付近の家具が著しく焼損していた。○当該製品本体の樹脂製外郭及び電源コードに焼損が認められた。○焼損した樹脂製外郭近くに電解コンデンサーが設置されており、コンデンサー外郭に一部焼損が認められたが、内容物の噴出等の異常は認められなかった。○本体内部の基板上のその他の電気部品、及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/14)
A202000358 2020-0678 2020/08/02 (事故発生地) 埼玉県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。（20200659と同一事故）	○当該製品本体の外観に溶融、焼損等の異常は認められなかったが、バッテリーの端子部及びリチウムイオン電池セル収納部周辺の樹脂製外郭に溶融、穴空き等が生じていた。○バッテリー内蔵の電池セルに膨脹、破裂等の著しい異常は認められなかったが、バッテリー内部の電源接続端子と制御基板との接続部分に溶融痕が認められ、制御基板に焼損が認められた。○当該製品のモーター、制御基板及びバッテリーとの接続端子に出火の痕跡は認められず、純正品のバッテリーを取り付けたところ、正常に動作した。○当該製品に取り付けられていたバッテリーは、インターネット通販で購入した非純正品であった。○取扱説明書には、「交換できるバッテリーは自社製の交換用バッテリーのみである。それ以外のバッテリーを使うと、火災あるいは爆発の危険がある。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、当該製品に取り付けられていた非純正バッテリー内部の電源接続端子部の周辺で異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/14)
A202000363 2020-0692 2020/08/07 (事故発生地) 宮城県	携帯電話機（スマートフォン）	店舗で、当該製品を焼損する火災が発生した。	○店舗で修理業者が当該製品のバッテリー交換作業を行ったところバッテリーから出火した。○当該製品は外郭に焼損及び破損は認められなかったが、内部のバッテリー組み込み部の下部側に焼損が認められた。○内蔵のリチウムポリマー電池セルは焼損が著しく、負極板銅箔の幅方向端部に周期的な損傷痕が認められた。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○修理業者は、当該製品の輸入事業者が作成した修理手順書に記載された手順とは異なる方法でバッテリー交換作業をしていた。●当該製品は修理業者がバッテリーを交換作業時に、内蔵のリチウムポリマー電池セルを誤って損傷させてしまったため、内部短絡が生じて、出火に至ったものと推定される。	(受付:2020/08/18)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000365 2020-0694 2020/08/03 (事故発生地) 神奈川県	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の周辺には蚊取り線香及び灰皿用2Lペットボトルが置かれていた。○当該製品は全体的に焼損が著しく、フロントパネル及びファン等の樹脂製部品が焼失し、熱交換器のアルミフィンのひとつが溶融し、配管が数か所破裂していた。○インバーター基板は焼損していたが、基材に欠損、穴空き等の出火の痕跡は認められなかった。○圧縮機、ファンモーター、内部配線、接続端子台等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/18)
A202000366 2020-0695 2020/08/05 (事故発生地) 神奈川県	エアコン	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の左側面及び背面の左側面側に焼損が認められ、ファンの一部が溶融していたが、周辺には電源コード以外の電気部品は配置されていなかった。○電源コードに溶融痕が認められ、断線部にはテープが巻かれており、電源プラグ側と機器側で異なる電源コードが使用されていた。○基板、モーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードが途中接続された経緯等は確認できなかった。○取扱説明書及び工事説明書には、「電源コードを破損したり加工したりしない。」旨、記載されている。●当該製品は、電源コードを切断し、別の電源コードを接続していたため、接触不良により異常発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/18)
A202000375 2020-0726 2020/07/30 (事故発生地) 千葉県	食器洗い乾燥機	当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電源コードの電源プラグの片側の栓刃にスパーク痕が認められ、その極のプラグ絶縁樹脂が焼損、溶融していたが、栓刃の湾曲及び変形は認められなかった。○電源プラグ内部の芯線に断線は認められず、カシメ部近傍の芯線に著しい酸化は認められなかった。○電源プラグを接続していた壁コンセントは、スパーク痕が認められた栓刃側の刃受金具周辺が焼損しており、刃受金具の間隔が他方に比べて広がっていた。○当該製品本体に焼損等の異常は認められず、電源プラグを交換して通電したところ正常に動作した。●当該製品の電源プラグが接続されていた壁コンセントの刃受金具の間隔が広がっていたため、栓刃と刃受金具との間で接触不良が生じて異常発熱し、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/20)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000423 2020-0808 2020/07/25 (事故発生地) 兵庫県	携帯電話機（スマートフォン）	店舗で当該製品のバッテリーを交換中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品のバッテリーを交換するため、修理担当者が当該製品にへらを挿入したところ出火した。○当該製品本体ケースの外側に焼損及び破損は認められなかったが、内側のバッテリー組込位置に焼損が認められた。○バッテリーのリチウムイオン電池セルは焼損し、背面側の上部右端部を中心とした亀裂が認められた。○負極板は残存していたが、亀裂の発生箇所は焼失しており、当該箇所を中心とした放射状の熱変色が認められた。○メイン基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○修理店は、事業者の認定を受けておらず、修理手順書等の技術資料を事業者から提供されていなかった。○修理担当者は、修理店が定めた修理手順ではなく、独自の手順で修理していた。○取扱説明書には、「バッテリー交換は事業者の認定を受けた修理店に依頼する。」旨、記載されている。●当該製品は、修理事業者がバッテリーを交換する際に、リチウムイオン電池セルを誤って損傷させてしまったため、内部短絡が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	(受付:2020/09/10)
A202000430 2020-0815 2020/08/24 (事故発生地) 宮城県	配線器具（コードリール）	倉庫で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、コンセント部を電流容量の大きい既設フォークリフト用の平型コネクターに使用者の依頼で販売業者によって改造されていた。○ドラム内部の摺動接点部に著しい焼損及び溶融痕が認められた。○相対する集電絶縁ユニットが焼損し、溶融痕が認められた。●当該製品は、コンセント部が改造され、規格電流値以上の状態で使用されたため、内部の摺動接点部に過電流が流れ異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「分解、改造しない。」旨、記載されている。	(受付:2020/09/11)
A202000439 2020-0834 2020/08/26 (事故発生地) 東京都	発電機（携帯型）	工事現場で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒で8名が軽症を負った。	○当該製品及び他社製発電機は階下へ通じる箇所を除いて密閉された状態で室内で使用されており、建物の外壁の周囲は養生シートで覆われていた。○当該製品に破損、変形、部品の欠落、燃料漏れ等の異常は認められなかった。○事故発生後の当該製品及び他社製発電機の運転状態に異常は認められなかった。●当該製品に異常は認められず、十分な換気がない屋内で当該製品を使用したため、排気ガスにより屋内の一酸化炭素濃度が上昇し、一酸化炭素中毒に至ったものと推定される。なお、本体及び取扱説明書には、「排気ガス中毒のおそれがあるため、屋内など換気の悪い場所で使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2020/09/16)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000454 2020-0868 2020/09/08 (事故発生地) 神奈川県	エアコン	当該製品を焼損し、居室周辺を汚損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、左側面部の樹脂製外郭及びクロスフローファンの一部が焼損していたが、制御基板、ファンモーター等が配置された右側面に焼損は認められなかった。○コンセントから分電盤に接続された屋内配線は、コンセント裏から外壁の間で絶縁被覆が焼損し、芯線が断線しており、断線した芯線の先端部に溶融痕が認められた。○屋内配線は、冷媒管、内外連絡線及びドレンホースの束と共に外壁の穴に通じてあった。○当該製品、内外連絡線、室外機等に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、壁内部の屋内配線が短絡して出火したことにより、内壁の穴を通じて左背面が延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/09/25)
A202000472 2020-0900 2020/09/18 (事故発生地) 東京都	発電機（携帯型）	車両内で当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。 (火災)	○車両に搭載された当該製品を約1時間使用したところ、当該製品の排気ダクト付近から出火し、車両の収納庫から当該製品を引き出したところ、約20cmの炎が発生した。○事故発生日の前日に、当該製品にエンジンオイルが継ぎ足されていた。○エンジンオイル及び点火プラグが黒く変色していた。○エアクリナーケース及びキャブレター内部にスラッジが付着していた。○当該製品は、マフラー排気ガス出口を排気ダクトで覆い、収納庫外にある送風機で排気するように架装事業者によって改造されており、排気ダクトと送風機との接続部から収納庫の天井にかけてずすが付着していた。○樹脂製のエンジンファンが溶融及び破損していた。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○取扱説明書には、「エンジンオイルは、100時間ごとに交換する。」、「当該製品を改造しない。」、「当該製品は車載用ではない。」、「排気ガスの出口方向に壁等の障害物があると火災のおそれがある。」、「当該製品の周囲は、1m以上スペースを確保する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/09/30)
A202000494 2020-0908 2020/09/16 (事故発生地) 愛知県	リチウム電池内蔵充電器	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者が、電池セルの膨張により外郭が浮いた当該製品を元に戻そうと力を加えたところ、当該製品から出火したとの申出内容であった。○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は焼失し、制御基板及びリチウムポリマー電池セル2個がむき出しになっていた。○制御基板は、全体的に焼損していたが、局所的な焼損等の出火の痕跡は認められなかった。○電池セル2個はいずれも焼損が著しく、アルミラミネートフィルム外装の焼失及び電極体の焼損が認められた。●当該製品は、使用者が膨張した当該製品の外郭に外力を加えた際に、内部のリチウムポリマー電池セルに外力が加わったため、電池セルが内部短絡し、異常発熱して出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「過度な衝撃を与えない。」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2020/10/12)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000501 2020-0980 2020/07/09 (事故発生地) 大阪府	ヘアドライヤー	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、コードプロテクター端部の電源コードに焼損が認められたが、その他の箇所に焼損は認められなかった。○電源コードは焼損部で断線しており、断線部には微小な溶融痕が認められた。○使用者は、電源コードを当該製品本体に巻き付けて収納していた。●当該製品は、繰り返し電源コードが本体に巻き付けられたため、電源コードがコードプロテクター端部で断線し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源コードが断線して出火するおそれがあるため、収納時に電源コードを本体に巻き付けない。」旨、記載されている。	(受付:2020/10/13)
A202000505 2020-0991 2020/10/03 (事故発生地) 愛知県	マルチタップ	当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202000493と同一事故)	○当該製品の栓刃は延長コードのコードコネクターボディに接続されており、接続部を中心に焼損が認められた。○当該製品は、可動式栓刃が根本付近で溶断していた。○栓刃の可動部や刃受金具に接触不良及び溶融痕等の異常は認められなかった。○当該製品の栓刃は、延長コードの刃受け金具に溶着していた。○当該製品には電子レンジが接続されていたが、事故発生当時は使用されておらず、それ以前の詳細な使用状況は不明である。●詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は可動式栓刃が根本付近で溶断しており、栓刃可動部に溶融痕等の接触不良の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/10/15)
A202000506 2020-0992 2020/05/12 (事故発生地) 東京都	オーブントースター	当該製品を使用中、当該製品を汚損する火災が発生した。	○当該製品のゼンマイ式タイマーを5分にセットしてクッキーを焼き始めた後、その場を離れ、タイマーが鳴ったため戻ったところ、クッキーが燃えていたとの申出内容であった。○当該製品の外部に焼損は認められなかったが、庫内背面上部に著しいすすの付着が認められた。○当該製品のタイマー及びサーモスタットは正常に動作し、ヒーターの抵抗値は正常で、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○クッキーの材料、形状、予熱の有無等の詳細は不明であった。○本体表示及び取扱説明書には、「使用中は本体から離れない。」、本体表示には、「焼きすぎると発火する可能性がある。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常及び出火の痕跡は認められないことから、使用者が調理中にその場を離れている間にクッキーが過加熱となり出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/10/15)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000507 2020-0669 2020/07/19 (事故発生地) 愛知県	電気ケトル	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は下側の焼損が著しく、電源プレートは樹脂性外郭が全て焼失し、本体は底部の樹脂性外郭が焼失してヒーター部が露出していた。○ヒーター線に断線等の異常はなく、配線接続端子に溶融痕等の異常は認められなかった。○空だし安全装置、蒸気を検知して切れる電源スイッチ等、安全装置に接点の溶着等の異常は認められなかった。○電源プレートの本体との接続端子部及び電源コードに溶融痕等の異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡や出火に至る異常は認められず、製品に起因しない事故と推定される。 (F 2)	(受付:2020/10/15)
A202000517 2020-1016 2020/10/08 (事故発生地) 東京都	ヘア 드라이ヤー	当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災)	○当該製品は、電源コードの本体側付け根部でプッシングが破断し、電源コードの芯線が断線して絶縁被覆が焼損していた。○電源コードの一部は市販の巻き取り具で束ねられた状態で日常的に使用されていた。○破断したプッシングの一部は巻き取り具より電源プラグ側に移動しており、焼損は認められなかった。○本体外觀に変形及び焼損は認められなかった。○事故当日の朝、使用時に風が出たり出なかつたりする不具合があった。●当該製品は、電源コードの本体側付け根部のプッシングが破断した状態で使用を継続したため、電源コードに屈曲等のストレスが加わり、電源コードの芯線が断線してスパークし、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「本体が部分的に変形しているときは使用しない。」「電源コードを傷つけたり、破損したり、無理に曲げたりしない。」「使用中本体を動かすと風が出たり出なかつたりする場合、直ちに使用を中止する。」旨、記載されている。 (E 2)	(受付:2020/10/19)
A202000518 2020-1017 2020/09/04 (事故発生地) 栃木県	草刈機	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品のマフラー開口部近傍に汚損が認められ、開口部に炭化した植物の残さが認められた。残さを除去したところ正常に動作した。○マフラー開口部は内部に異物が入り込まないようカバーが装着されていた。○製造事業者を通じエンジンの製造事業者へエンジンの点検を依頼したが、異常は認められなかった。●当該製品に異常は認められず、使用者がマフラーに草が詰まったまま当該製品を運転させたため、マフラーの熱と排気により詰まった草が燃えたものと推定される。なお、取扱説明書には、「マフラー周辺部にほこり、草くずがたまってると火災の原因になるため、きれいに取り除く。」旨、警告表記され、定期点検・交換一覧表でもマフラー周辺の清掃は毎作業前におこなう旨、記載されている。 (E 1)	(受付:2020/10/20)

<small>経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日</small>	品名	事故通知内容	事故原因	<small>経済産業省又は消費者庁 受付年月日</small>
A202000523 2020-0787 2020/09/07 (事故発生地) 鹿児島県	発電機（携帯型）	一酸化炭素中毒で1名が死亡、2名が重症を負った。	○窓及び玄関が施錠された一般住宅で3名が一酸化炭素中毒で倒れているのが発見され、玄関に当該製品があった。○当該製品はコードリールを介し、複数の電気製品が接続されていたが、発見時は停止しており、燃料のガソリンは残っていなかった。○当該製品に破損や使用に支障をきたす損傷等は確認できず、運転状況に異常は認められなかった。●当該製品に異常は認められず、換気が十分に行えない屋内で使用したため、排気ガスにより室内の一酸化炭素濃度が上昇し、一酸化炭素中毒になったものと推定される。なお、本体及び取扱説明書には、「排気ガス中毒のおそれあり。」、「屋内など換気の悪い場所で使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2020/10/22)
A202000535 2020-1055 2020/10/07 (事故発生地) 千葉県	送風機（携帯型）	店舗で当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、インターネット通販で購入した他社製の非純正バッテリーが取り付けられた状態で使用されており、バッテリーを当該製品から取り外した約1分後にバッテリーから出火した。○他社製非純正バッテリーの樹脂製外郭の側面部に直径1cm程度の穴空きが認められた。○当該製品に出火の痕跡は認められず、純正品のバッテリーを装着して運転したところ、正常に動作した。○取扱説明書には、「指定した専用バッテリー以外使用しない。また、改造したバッテリーを使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/10/27)
A202000549 2020-1069 2020/10/14 (事故発生地) 静岡県	ヘアドライヤー	施設で当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は施設で使用されており、不特定多数の人に使用されていた。○当該製品は、電源プラグの栓刃の片極が電源プラグ内部で溶断し、栓刃出口部分の樹脂が焼損していた。○本体及び電源コードに焼損は認められなかった。○溶断した栓刃のカシメ部に溶融痕等の異常は認められなかった。○溶断していない栓刃は内側方向に変形していた。●当該製品は、電源プラグの栓刃に過度な外力が繰り返して加わったため、栓刃が電源プラグ内部で破損し、接触不良が生じて焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源プラグや電源コードが傷んでいたり、熱くなったりするときは使用しない。火災などの原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2020/10/29)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000553 2020-1081 2020/09/24 (事故発生地) 東京都	ACアダプター（スマートフォン用）	当該製品及び周辺を焼損し、1名が死亡する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品にUSBケーブルが接続されていたが、USBケーブルに他の機器は接続されていなかった。○当該製品の樹脂製外郭は著しく焼損していた。○基板及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に接続していたUSBケーブルの一部が焼損していたが、端子及び芯線に溶融、断線等の異常は認められなかった。○当該製品の周辺に複数の電気製品があったが、焼損状況等は不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/11/04)
A202000554 2020-1082 2020/10/16 (事故発生地) 宮崎県	介護ベッド	施設で使用者（80歳代）が当該製品のベッドフレームと可動部との間に挟まった状態で発見され、死亡が確認された。	○事故発生日の6時頃、老人ホームの居室で、当該製品の下のベースフレームと昇降フレームの間に挟まれた状態で使用者が死亡しているのを、居室を訪れた施設関係者が発見した。○事故発生時、使用者の体ほぼ全体が当該製品の下に入り込み、仰向けの姿勢でベースフレームの横パイプに頭を乗せた状態で、昇降フレームの横パイプに胸部が圧迫されており、手元スイッチを持って操作していた痕跡があった。○昇降フレームの昇降操作等を行う手元スイッチは、ボタンを押している間のみ可動し、離すと停止する設計であった。○当該製品に、破損や変形等の異常はなく、手元スイッチ操作時の動作にも異常は認められなかった。○昇降フレームの下に障害物が入り込んだ場合、昇降フレームの横パイプから障害物に加わる力の大きさは、ベッドの自重と昇降用アクチュエーターの駆動力により、2,000N以上になる可能性があるとして推定された。○取扱説明書及び本体表示には、「ベッドの下にもぐり込んだり、ベッド内に頭や腕、足を入れない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/11/04)
A202000590 2020-1142 2020/10/31 (事故発生地) 神奈川県	ヘアドライヤー	当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電源コードが本体接続部の根元で断線し、断線部に溶融痕が認められた。○電源コードは全体的にねじれており、断線部以外でも数か所で芯線が数本断線していた。○当該製品の本体に焼損は認められず、内部配線、モーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の本体側コードブッシュ部に過度なストレスが繰り返し加えられたことで、電源コードの芯線が半断線し、スパークを生じて出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源コードが傷んだときは使用しない。電源コードを傷つけたり、ねじったりしない。」旨、記載されている。	(受付:2020/11/13)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000604 2020-1097 2020/10/24 (事故発生地) 長崎県	延長コード	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は他の延長コードの6口タップに接続され、樹脂製ごみ箱に巻き付けられた痕跡があり、当該製品の3口タップに接続されている電気製品はなかった。○当該製品の電源コードに断線箇所があり、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わらない位置であった。○電源コードは、断線箇所以外に出火の痕跡は認められなかった。○電源コード断線箇所の溶融痕について解析した結果、一次痕と考えられた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にコードの断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力の加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/11/18)
		(火災)	(F2)	
A202000605 2020-1163 2020/09/22 (事故発生地) 埼玉県	照明器具	店舗で当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。	○電気工事業者が店舗に設置した当該製品に取り付けられた3本のLEDランプのうちの1本で、コネクタの樹脂製外郭の一部が焼損し、一方の接続ピンの先端が溶融して他のピンより短くなっていて、当該製品の設置以降、LEDランプは交換していないとの使用者の申出内容であった。○残存するピンの太さ及び当該製品側コネクタの刃受金具の形状に同等品との著しい差異はなく、特段の取り付けにくさは認められなかったが、コネクタの取付けが不完全な場合、接続ピンの一方のみが接触する状態になることがあった。○電源基板に出火の痕跡は認められなかった。○コネクタを接続し直して通電したところ、3本のLEDランプは正常に点灯した。○同等品を使用した接触不良状態での長期間使用実験において、コネクタの接続ピンの近傍に当該製品と酷似した変色が認められた。●当該製品は、LEDランプとのコネクタに取付不良があったため、接触不良により異常発熱して焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「LEDランプを取り付ける際には、本体側コネクタをランプ側コネクタに確実に差し込む。」旨、記載されている。	(受付:2020/11/18)
		(火災)	(D1)	
A202000625 2020-1206 2020/08/07 (事故発生地) 愛知県	エアコン（室外機）	当該製品の連絡配線を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、樹脂製閉鎖カバーの一部と内外連絡線の一部が焼損し、当該製品の上に置かれていた可燃物が焼損していた。○焼損した内外連絡線に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の内部から出火した痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/11/26)
		(火災)	(F2)	

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202000638 2020-1240 2020/11/19 (事故発生地) 大阪府	エアコン（室外機）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○11時30分頃、使用者の外出中にベランダに置かれていた当該製品付近から出火する事故が発生した。○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。○当該製品は、全体的に著しく焼損しており、ファン及び外郭樹脂部品の大部分が焼失していた。○圧縮機、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は木製カバーで覆われており、天板上には木製かご、1.5L水入りペットボトル2本、灰皿、ライター等が置かれていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/12/03)
A202000656 2020-1265 2020/10/11 (事故発生地) 三重県	延長コード	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(20201089と同一事故)	○当該製品は、電源コードの途中が断線し、断線部に熔融痕が認められたが、当該箇所は通常の使用時に屈曲等による外力が加わる位置ではなかった。○電源プラグ及び三口タップに焼損等の異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に電源コードの断線、熔融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力の加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/12/09)
A202000690 2020-1318 2020/12/07 (事故発生地) 滋賀県	電気ストーブ（カーボンヒーター）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、掃除のために四つ折りのバスタオルを当該製品に掛けて、当該製品を移動させた後、その場を離れたところ、当該製品から出火した。○当該製品は、反射板及びガードを含む上半分が熱変色しており、正面及び両側面に焼損が認められた。○運転スイッチ、転倒時オフスイッチ及びヒーターの動作に異常は認められなかった。○四つ折りのバスタオルは部分的に焼失しており、反射板の下に繊維の炭化物が付着していた。○事故発生時、使用者は当該製品を使用しておらず、運転スイッチに触れていないとの申出内容であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/12/18)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000727 2020-1393 2020/11/30 (事故発生地) 兵庫県	電気式浴室換気乾燥機	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○使用者の就寝中、浴室を中心に1階部分39㎡を焼損する事故が発生し、浴槽内に当該製品を含む浴室天井設置物が落下していた。○当該製品は、排気用パイプや固定金具とともに、多量の樹脂溶融物に埋没している状態であった。○メイン基板、ファンモーター、ヒーター、電源線等の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/12/28)
A202000729 2020-1395 2020/12/08 (事故発生地) 大阪府	ヘアドライヤー	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、本体のプッシングから約4cm離れた位置で電源コードが断線しており、断線部に溶融痕が認められた。○断線部付近の電源コード芯線に緩みやほつれは認められなかった。○ヒーター、ファンモーター等の本体内部の電気部品に異常は認められなかった。○取扱説明書には、「出火に至るおそれがあるため、電源コードを傷付けたり、引っ張ったりしない。」旨、記載されている。●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電源コードの溶融痕以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/12/28)
A202000741 2020-1402 2020/12/16 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が帰宅したところ、玄関から煙が出ており、ドアを開けると火が出て、廊下に置かれていた当該製品が焼損していた。○当該製品は正面左側の焼損が著しく、右側面にある電源スイッチ付近に焼損は認められなかった。○電源スイッチは可動切片が脱落し固着していたため、オンオフの判別が困難な状態であったが、接点に溶融は認められなかった。○ヒーター、転倒時オフスイッチ等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○使用者は外出前に当該製品の電源をオフにしたとの申出内容であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000758 2020-1421 2020/10/10 (事故発生地) 神奈川県	加湿器（スチーム式）	当該製品を使用中、火傷を負った。 (重傷)	○満水にした当該製品の運転を開始してから約15分後、当該製品から大きな沸騰音がしたため、使用者が近付いて上蓋ロックレバーを動かそうとしたところ、突然上蓋が開き、湯が噴出したとの申出内容であった。○当該製品の上蓋は、上蓋ロックレバーをロック解除方向に押しながら、上蓋開閉つまみを引き上げなければ開かない構造であった。○当該製品は上蓋のロック機構部に変形、破損等の異常は認められなかった。○蒸気経路に変形、破損、詰まり等の異常は認められなかった。○当該製品での動作確認の結果、運転開始から水の供給表示まで正常に動作し、異常は認められなかった。○同等品での検証実験の結果、蒸気経路を塞ぎ、満水表示以上の水を入れない限り、上蓋が勝手に開いて湯が噴出する現象は起きなかった。○取扱説明書には、「火傷になるおそれがあるため、使用中及び使用直後は上蓋の開閉を行わない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2021/01/08)
A202000759 2020-1422 2020/12/31 (事故発生地) 静岡県	エアコン	動物病院で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品の大部分が溶融していた。○電源コードは複数個所で断線しており、先端に溶融痕が認められた。○電源コードは、最も負荷側に認められた溶融痕の付近で手より接続されており、別製品の電源プラグに交換されていた。○電源基板、ファンモーター及びルーバーモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、電源コードが途中で手より接続されていたため、手より接続部で絶縁破壊が生じて短絡し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2021/01/08)
A202000764 2020-1436 2020/12/11 (事故発生地) 大阪府	電気温風機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者が当該製品の電源を入れた後に隣の部屋でテレビを見ていたところ、電源を入れてから約20分後に当該製品付近から出火した。○当該製品は、台座部から本体にかけて背面側が著しく焼損していた。○電源コードは、台座部背面の中央にある口出部から14cm離れた箇所断線しており、断線部に溶融痕が認められたが、その他の箇所に異常は認められなかった。○ヒーター、送風モーター、転倒時オフスイッチ等の電気部品に出火の痕跡は認められず、内部配線の断線も認められなかった。●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に電源コードの断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2021/01/12)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000809 2020-1523 2020/12/28 (事故発生地) 奈良県	電気あんか	当該製品を使用中、右足に火傷を負った。	○使用者は、当該製品を使用して就寝したところ、翌朝に右足の脛が火傷していることに気付いた。○当該製品の外観に異常は認められず、JIS C 9209「電気こたつ類」に基づく温度試験を行ったところ、異常発熱は認められなかった。○事故発生時の就寝時間、温度設定等の詳細な使用状況は不明であった。○取扱説明書には、「低温火傷のおそれがあるため、長時間使用する場合は、身体から離して使用する。温度を低めに設定する。」旨、記載されている。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/25)
A202000855 2020-1573 2021/01/04 (事故発生地) 大阪府	空気圧縮機	作業場で当該製品を始動させたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用したところ、当該製品が始動せず、ガソリンとエンジンオイルを補給して再度始動を試みたところ、エアフィルター部から白煙が発生して炎が見えたため、屋外へ搬出したところ、ガソリンがこぼれて当該製品本体も焼損した。○当該製品は10年前に中古で購入されたもので、直近の3年間は点検及び整備はされていなかった。○エアフィルターとキャブレター付近の板金は塗装が焼けて、地金が露出していた。○オイルゲージ栓を開けるとオイルがあふれ出し、粘性が著しく低い状態であった。○点火プラグの放電部表面は汚れが付着していた。○キャブレターの混合気室内にすすの付着が認められた。●当該製品は、点検不足に伴うキャブレター内部のオーバーフローや点火プラグの着火不良が生じたため、始動時に逆火が発生して出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「定期的にエンジンオイルを交換し、点火プラグを清掃する。長期保管をする場合、燃料を抜いてオイル交換しない」と始動不良等が生じるおそれがある。」旨、記載されている。	(受付:2021/02/08)
A202000872 2020-1637 2021/01/14 (事故発生地) 奈良県	タップ	当該製品に延長コードを介して電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生日に使用者が寝室で焦げ臭いにおいを感じたところ、翌々日にコンセント付近が焼損していることに気付いた。○当該製品はコンセントに接続されており、当該製品に接続された他社製3口延長コードを介して、オイルヒーター(1200W)及び電気毛布(180W)がコンセントに接続されていた。○当該製品は、延長コードの可動式電源プラグとの接続部を中心に内部が著しく焼損しており、刃受金具は間隔が広がっていた。○延長コードの電源プラグは、内部のカシメ接続部に異常発熱の痕跡は認められなかったが、両極とも栓刃が変形していた。○使用者は、当該製品の使用を開始してから事故発生に至るまで、コンセント付近の接続状況の確認及び清掃を行っていなかった。●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に接続されていた延長コードの可動式電源プラグの栓刃に変形が認められたことから、当該製品の刃受金具と電源プラグの栓刃との間で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/12)

製品区分： 01.家庭用電気製品

No. 0053

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202000898 2020-1685 2021/01/19 (事故発生地) 大阪府	タブレット端末	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の液晶面及び背面に装着されていた本体カバーに焼損が認められた。○本体内部の回路基板、バッテリー等の電気部品に焼損は認められなかった。○事故発生時に当該製品が充電されていたかどうかは不明であるが、スリープ状態であり、使用されていない。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/18)
A202000930 2020-1728 2021/02/13 (事故発生地) 兵庫県	電気ストーブ (オイルヒーター)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、使用者宅は無人であり、使用者は当該製品を購入後、最大電力で常時通電させていた。○当該製品の外郭は全体的に焼損し、樹脂製部品の大部分が焼失していた。○サーモスタット、タイマー、電源コード、ヒーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/03/03)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202000091 2020-0198 2019/12/09 (事故発生地) 神奈川県	瓶	ワインが入っている当該製品をコルク 抜きで開栓しようとしたところ、当該製品 が破損し、手を負傷した。 (重傷)	○事故発生時、缶切り栓抜ききの口部に付随したコルク抜きは、当該製品の口天部に接触する 位置まで深く差し込まれていた。○コルク抜きに当該製品の口天部と接触した際に付いたと見 られる擦過痕が認められたが、成形工程等を由来として発生した残留熱ひずみは認められな かった。○当該製品の首部の口天部が欠損しており、強い衝撃を受けたことを示す破面模様があ り、亀裂の伸展方向を示す破面模様が口天部から胴部方向に認められたことから、当該欠損部 が破壊起点と判断された。○破断面は、口天部からの亀裂合流部を境界として、逆方向に亀裂 が伸展した様子が認められた。●当該製品に製造工程上発生する異常が認められなかったこと から、製品に起因しない事故と推定される。 (F 2)	(受付:2020/05/11)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900811 2019-1645 2019/11/06 (事故発生地) 埼玉県	薪ストーブ	屋外で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用して1～2時間後に、本体と煙突の継ぎ目付近から出火したとの使用者の申出内容であった。○当該製品は屋外用の組立式薪ストーブであるが、事故発生時、使用者はテント内で使用していた。○当該製品外郭及び煙突に変形や欠損は認められなかったが、背面に著しい焼損が認められた。○ウォータータンクの蓋の裏側及び後脚部に炭化物が付着していた。○煙突は本体側の3本が加熱により変色し、煙突の接合部に焼き付き防止耐熱潤滑剤が塗られていた痕跡が認められたが、煙突内部にすすやタールの付着は認められなかった。○煙突に巻き付けていた遮熱シート2枚に焼損は認められなかった。○当該製品を用いた再現実験の結果、当該製品から火が漏れ出すことはなく、煙突の接合部に塗った焼き付き防止耐熱潤滑剤は着火しなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められず、再現実験においても当該製品から火が漏れ出す異常は認められなかったことから、屋外用の当該製品をテント内で使用したため火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「この製品は屋外用ストーブとして製作されているので屋内、テント内又は換気の不十分な場所では使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2019/11/18)
A201900819 2019-1660 2019/11/15 (事故発生地) 新潟県	ガスこんろ(都市ガス用)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用した約3時間後、通行人が台所から出火しているのを発見した。○当該製品はガス用ゴム管が製品の下に入り込んだ状態で使用されていた。○左こんろ調節つまみは「止」であり、右こんろ及びグリルは調節つまみがとれていていたが、調節つまみに溶融等はなく、軸部の向きから調節つまみの位置はいずれも「止」であった。○右こんろ側の焼損した配線に溶融等の異常は認められなかった。○当該製品の天板の上にふきん等の焼損した可燃物があつた。○当該製品の右側面及び背面(右側後方部)の焼損が著しく、ガス用ゴム管の一部が焼失しており、製品内部も全体的に焼損していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/11/21)
A201900942 2019-1861 2019/11/15 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ(LPガス用)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品の上に水の入ったフライパンを置き、当該製品を点火した後に居眠りをし、目覚めて確認したところ当該製品及び周囲が焼損していた。○当該製品、まな板、換気扇及びガス栓に接続したガスホースの一部が焼損しており、まな板は溶融して周囲に薄く広がりが、機器内部にも流れ込んで焼損していた。○天板右側が焼損してシールパッキンの大部分が焼失していた。○内部は、右側、後側及び器具栓周辺にすすの付着と焼損の痕跡が認められた。○点火つまみは、焼損及び溶融しており、根元にあるビスの位置から事故発生時は燃焼状態であったと考えられた。○混合管は、内部にすすが付着していたが、詰まり等の異常は認められなかった。●使用者がフライパンに水を入れて当該製品の上に置き、当該製品を点火後居眠りしたため、フライパンが空だき状態となって高温になり、ふく射熱で樹脂製のまな板が溶融してフライパンに近接し、発火して周辺に延焼したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま就寝しない。」、「機器の周囲に燃えやすいものを近づけない。」旨、記載されている。	(受付:2019/12/17)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A201901038 2019-2038 2019/12/30 (事故発生地) 滋賀県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○家族が留守中に火災、当該製品とその周辺が著しく焼損した。○室内に6匹の猫が放し飼いされており、4匹が室内で死亡していた。○当該製品は全体が著しく焼損し、樹脂部品が焼失していた。○当該製品内部に火災の痕跡は認められなかった。○左右の器具栓は溶融及び変形しており、オン/オフを確認できなかった。○グリル内部から出火した痕跡は認められなかった。○操作ボタンにロック機能はあるが、事故発生時に使用されていたかは不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に内部から出火した痕跡は認められないことから、当該製品の操作ボタンが押されたことで点火して火災に至った可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/01/21)
A201901146 2019-2223 2020/01/11 (事故発生地) 東京都	ガストーチ	飲食店の厨房で当該製品を使用後、当該製品を焼損する火災が発生した。	○飲食店の厨房で従業員が当該製品で食材をあぶり、使用後に当該製品を棚に戻そうとしたところ、当該製品からガスが噴出して炎が上がった。○当該製品の外観は、火口に使用時の熱による変色があるが、樹脂部品やその他に傷等の異常は認められなかった。○内部のバルブ本体は、中央下部が上下に破断していた。○バルブ本体の材質に異常は認められなかった。○破断面は脆性破壊の様相を呈しており、成形不良、粒界腐食等の異常は認められなかった。○当該製品の中心部に足を置いて体重（約70kg）をかけたが、バルブ本体は破断しなかった。○同等品を用いてバルブ本体の破壊強度を求めた結果、平均値72.6Nとなり、通常締付け時の力（8.5N）に対して約8.5倍の強度であった。○当該製品はリコール対象機種であるが、事故はリコール事象ではないと考えられた。●当該製品は、バルブ本体に成形不良等の異常は認められず、同等品のバルブ本体が通常締付け時の力に対して約8.5倍の強度を有していたことから、事故発生以前に何らかの原因で火口に過大な荷重が加わったことでバルブ本体が破断し、使用時に破断部からガスが漏れて火口の炎が引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/02/13)
A201901154 2019-2224 2020/02/01 (事故発生地) 千葉県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○衣類が天板上に乗った当該製品を使用中、当該製品付近から火が出たとの使用者の申出内容であった。○当該製品の前方の床に焼損した衣類があった。○当該製品の外観は、フロントパネル上方及び天板前面が黒く焼損し、フロントパネル上方の操作パネルが内部に焼け落ちていた。○カートリッジタンクの油量計及び給油口の口金は破損しておらず、膨張もしていなかった。○外筒、燃焼リング、下部燃焼筒及び送風筒にすずの付着は認められなかった。○基板の一部に焼損痕が認められたが、欠損はなく、基板から出火した痕跡は認められなかった。○カートリッジタンク内に残存していた燃料は灯油であった。○過熱防止装置の導通に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部に火災の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/02/14)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201901167 2019-2261 2020/01/25 (事故発生地) 大阪府	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。 (火災)	○使用者が当該製品を使用中、カートリッジタンクを抜いて給油し、カートリッジタンクを当該製品まで運ぶ途中で転倒した際、カートリッジタンクの蓋が開き、灯油が当該製品に掛かったとの申出内容であった。○カートリッジタンクは蓋が閉まった状態で当該製品の左奥で発見された。○天板の裏面、反射板の上部及び燃焼筒の外炎筒と内炎筒下部にすずの付着は認められず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しんは消火位置まで降下しており、異常は認められなかった。○カートリッジタンクと油受皿に腐食等による油漏れの痕跡は認められなかった。○置台の表裏面に吹き返し現象の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼や油漏れの痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/02/20)
A201901174 2019-2286 2019/12/13 (事故発生地) 新潟県	石油ふろがま	施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は、家庭用のふろの追い焚き用の当該製品を錦鯉の越冬用施設で水槽の水の保温に用いており、独自のセンサーを用いて自動で動作するように改造していた。○煙突の設置や当該製品の土台に不燃材を用いない等、工事説明書に遵守した取付けは行われていなかった。○当該製品は全体的に焼損しているが、缶体下側のステンレス部分に光沢があり、バーナー側の缶体側面に変色及び焼損は認められなかったことから、空だきはなかったものと推定された。○バーナー部の燃焼筒部の垂鉛ダイカストが溶融しており、缶体とバーナー部を固定するための固定金具は認められなかった。○機器内部及びバーナー口塞ぎ板の内側に白い繊維状の異物が付着していた。○接続管等の穴空きや袋ナットの緩みはなく、油漏れの痕跡は認められなかった。○送風用モーター等、その他確認された部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の残存部品に出火の痕跡は認められなかったことから、工事説明書通り設置されておらず、家庭用ふろの追い焚き用の当該製品を錦鯉用水槽の保温に使用し、水温をセンサーで調整できるように改造していたことから事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ふろ以外の目的に使用しない。」、「分解修理及び改造を禁止する。」、「この機器は上水道用である。」旨が、工事説明書には、煙突の設置方法の他に、「機器を取り付ける土台には不燃性又は金属製のものを使用する。」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2020/02/27)
A201901194 2019-2308 2020/02/16 (事故発生地) 佐賀県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。 (火災)	○当該製品を点火して就寝し、約5時間半後に使用者が当該製品及び周辺が燃えていることに気付いた。○外観は全体的に焼損が著しく、点火つまみ等の樹脂部品は焼失していた。○しん調節つまみはほぼ最大点火位置であったが、しんが劣化しており、しんの高さは火力を絞った状態となっていた。○燃焼筒は右側底部が点火ヒーターに載って傾いた状態で使用されており、ガラスが溶融していたが、すずの付着は認められなかった。○燃焼筒及び天板の裏側に、すずの付着は認められなかった。○カートリッジタンクの焼損は著しかったが、膨らみは認められなかった。○油受皿に腐食は認められず、底部にすずの付着は認められなかった。また、しん調節器の右背面側にあるガス抜き弁（対震自動消火装置作動時の固定タンクの内圧開放弁）周辺に、すずの付着は認められなかった。○置台表面にほこりやマッチ等はなく、異常燃焼を示す痕跡は認められなかった。○当該製品は1986年製造で、使用者は当該製品を2020年1月に譲り受けた。●当該製品は、燃焼筒が正常に載っていない状態で、火力が絞られた状態で燃焼を続けたことで油受皿が熱せられ、しん調節器のガス抜き弁から出た未燃ガ스에引火し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「燃焼筒が正しくセットされていることを確かめる。」、「就寝時は火が完全に消えていることを確かめる。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2020/03/03)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201901267 2020-0023 2020/03/23 (事故発生地) 和歌山県	ガスカートリッジ	当該製品をガスカートリッジ直結型ガスこんろに装着して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A201901268と同一事故)	○使用者が自宅倉庫内に10年以上保管していた当該製品とガスカートリッジ直結型ガスこんろを接続し、試しに使用したところ、当該製品を覆うような異常燃焼となった。○使用者は、ガスこんろのバルブを閉めてタオルで火をはたき消し、ガスこんろにタオルをかけて放置したが、しばらくして当該製品が破裂し、使用者の衣服が燃えて火傷を負った。○当該製品は、ガスこんろとは別の場所で発見され、底板は外れ、上部も大きく変形していた。○当該製品の5山あるねじ部の3山と4山の間の谷部に亀裂が生じて内部の樹脂が見えていたことから、こんろ側の接続部の先端がこの位置にあったものと考えられる。○ガスこんろのねじ部に、当該製品のねじ部の一部が線状に残っていた。○ガスこんろのガスカートリッジ接続部は、○リングに異常は認められなかった。○類似品を事故発生時に使用されたガスこんろに接続したところ、ガス漏れは認められなかった。●当該製品は、ガスカートリッジ直結型ガスこんろとの接続が不十分であったため接続部からガスが漏れ、漏れたガスに火口の炎が引火したものと推定される。なお、当該製品本体の注意表示には、「当該製品はガスこんろの取扱説明書に従って正しく使用する。」旨、記載されており、ガスこんろの取扱説明書には、「ガスカートリッジ先端のバルブがバルブ受けに入るよう正しくセットしてねじ込む。」旨、記載されている。	(受付:2020/03/30)
A201901268 2020-0024 2020/03/23 (事故発生地) 和歌山県	ガスカートリッジ直結型ガスこんろ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A201901267と同一事故)	○使用者が自宅倉庫内に10年以上保管していたガスカートリッジを当該製品に接続し、試しに使用したところ、ガスカートリッジを覆うような異常燃焼となった。○使用者は、当該製品のバルブを閉めてタオルで火をはたき消し、当該製品にタオルを掛けて放置したが、しばらくしてガスカートリッジが破裂し、使用者の衣服が燃えて火傷を負った。○当該製品のねじ部には、ガスカートリッジのねじ部の一部が線状に残っていた。○当該製品のガスカートリッジ接続部は、○リングに異常は認められなかった。○ガスカートリッジは、ガスこんろとは別の場所で発見され、底板は外れ、上部も大きく変形していた。○ガスカートリッジの5山あるねじ部の3山と4山の間の谷部に亀裂が生じており内部の樹脂が見えていたことから、こんろ側の接続部の先端がこの位置にあったものと考えられる。○ガスカートリッジの類似品を当該製品に接続したところ、ガス漏れは認められなかった。●当該製品は、ガスカートリッジとの接続が不十分であったため接続部からガスが漏れ、漏れたガスに火口の炎が引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガスカートリッジ先端のバルブがバルブ受けに入るよう正しくセットしてねじ込む。」旨、記載されている。	(受付:2020/03/30)
A202000006 2020-0030 2020/03/05 (事故発生地) 東京都	屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○ベランダに設置された当該製品の周辺が燃えているとの通行人からの連絡を受け、使用者は床に落ちて燃えていた洗濯物に水を掛けて消火したが、当該製品及び周辺の外壁や雨どい等が焼損した。○事故発生時、当該製品の前方にある物干しざおに洗濯物を干しており、過去にも物干しざおに掛けた樹脂製ハンガーが溶損することが何回かあったとの使用者からの申出内容であった。○当該製品の排気口前方に固定式の物干し台があり、溶断した樹脂製ハンガーの一部が掛かっていた。○当該製品の底面、左側面及びその周辺の外壁に著しい焼損が認められ、天板上に金属製のリング状の残留物があり、天板及び排気口に溶損した樹脂の付着が認められた。○送風ファンの羽根、バーナー及び熱交換器のフィンに著しいすすの付着は認められなかった。○リレーケースの外郭、電源コード及びリモコンコードの被覆に溶融が認められたが、リレーケース内の電流ヒューズは切れておらず、電装基板に異常は認められなかった。○ガス通路の気密性に異常は認められなかった。○気象庁のHPで気象情報を確認したところ、事故発生時の事故現場周辺の風速は7.0～9.6mであった。●当該製品は、内部に出火の痕跡は認められないことから、排気口前方に固定式の物干し台が設置されていたため、洗濯物を干すことにより、洗濯物が当該製品の排気口を覆ったことで燃焼不良が発生し、排ガスに含まれる未燃ガスにバーナーの火が引火して、洗濯物に着火し、事故に至ったものと推定されるが、過去にも物干しざおに掛けた樹脂製ハンガーが溶損することが何回かあり、排気口前方に洗濯物を干すと火災の原因となり得ることを認識していた可能性が高いにもかかわらず、使用者が排気口前方に洗濯物を干したことも事故発生に影響したものと考えられる。	(受付:2020/04/02)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202000033 2020-0059 2020/03/30 (事故発生地) 大阪府	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	○使用者が当該製品の燃焼筒を持ち上げてライターマッチで点火したところ異常燃焼したとの申出内容であったが、詳細については不明であった。○当該製品は、反射板と燃焼筒内部にすずの付着は認められず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しんは消火位置で固着していた。○給油時自動消火装置のスプリングが少し緩んでいたことから、事故発生時、カートリッジタンクは本体内にあったものと考えられる。○カートリッジタンクと油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼や油漏れの痕跡はなく、事故発生時、カートリッジタンクは本体内にあり、しんは消火位置で固着していたことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/10)
A202000035 2020-0077 2020/03/09 (事故発生地) 群馬県	石油ストーブ（開放式）	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は分解された状態で発見され、天板、油受皿、電磁ポンプ、送油管、タンクケース内の燃焼室側鋼板、操作表示板、制御基板及び内部配線は発見されなかった。○当該製品にガソリン誤給油や燃焼不良等の痕跡は認められず、残存する電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○警察は、当該製品は分解され、製品としての機能を有していないため、正常な使用はできなかったものと推定している。○当該製品の使用状況について、供述は得られなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の残存する部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/13)
A202000049 2020-0095 2020/03/22 (事故発生地) 愛知県	石油ストーブ（開放式）	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品をマッチで点火し、火がついたマッチを置台に置いたところ、置台から火が上がった。○当該製品は置台が焼損し、内部全体に多量のすずが付着していた。○燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクの口金は閉まっていたが、緩みが認められ、油受皿の上部に灯油のこぼれた跡が残っていた。○しんは、対震自動消火装置が作動した位置に下がっており、異常は認められなかった。○油受皿に孔食はなく、置台に油漏れは認められなかった。○置台に焼損したほこりが残存していた。●当該製品は、置台が焼損した状態であり、燃焼部に異常燃焼の痕跡はなく、油受皿に油漏れは認められないことから、点火に使用したマッチの火が置台に置かれた使用済みマッチや堆積していたほこりに着火し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「マッチの燃えかすを、置台の上に置かない。火災原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2020/04/17)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000067 2020-0153 2020/04/11 (事故発生地) 兵庫県	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を消火した約1時間後、当該製品と当該製品背面の食器棚が燃えているのを発見し、消火した。○当該製品の背面側及び左側の床面に焦げ跡が認められた。○天板の裏面、反射板及び燃焼筒内部にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクと油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○しんは消火位置でしん案内筒に固着していた。○置台に吹き返し現象の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼や油漏れの痕跡はなく、当該製品の背面と左側の床面に焦げ跡があることから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/23)
A202000130 2020-0258 2020/05/10 (事故発生地) 静岡県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○カートリッジタンクに変形はなく、口金は閉まっていた。○制御基板は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。○燃焼室に異常燃焼の痕跡は認められず、油受皿に油漏れは認められなかった。○火災発現時、当該製品の後側が燃えていたとの申出内容であった。○当該製品は著しく焼損していたが、背面側の塗装は残っており、電源コード、電源プラグ及び対流用ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/05/28)
A202000144 2020-0286 2020/05/24 (事故発生地) 北海道	石油給湯機	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○使用者は事故発生2か月以上前から点検修理処置の必要なエラーが表示されて湯が出なくなり、メインリモコン付近に熱を感じていたが、電源プラグを接続し直して使用を継続していた。○当該製品はプリント基板上の気化器ヒーターリレー付近の焼損が著しかった。○気化器ヒーターリレー付近ではリレーの右下端子部周囲にグラファイト化の痕跡が認められた。○気化器ヒーターリレー付近の基板のはんだは残存しており、また銅箔パターンに特異な焼損は認められず、はんだ付け不良及び銅箔パターンの異極間導通等により出火した痕跡は認められなかった。●当該製品は、事故発生以前に気化器ヒーターリレー付近で何らかの要因によりトラッキング現象が発生したことにより、湯が出なくなり気化器に関するエラーが表示されていたが、当該製品のエラーや異常を認識しながら使用を継続していたため、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書の「モニターサインによる見分け方」には、エラー表示「14」の処置方法として「このまま使用を続けると、修理ができなくなるため、使用を中止し販売店に連絡する。」旨、記載され、当該製品前面パネルに貼付された「異常表示と処置方法」には、「下記モニターサイン（14 気化器サーミスタ断線、気化器ヒータ断線）が表示されたときは、販売店に修理を依頼する。」旨、記載されている。	(受付:2020/06/04)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000154 2020-0301 2020/05/24 (事故発生地) 千葉県	屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器（LPガス用）	当該製品で湯張り後、浴槽に入ったところ、左足に火傷を負った。	○当該製品の追いだきは、高温水（90℃）の差し湯方式であり、「ふろあつく」スイッチを押すと使用者が再度スイッチを押すまで、最大100Lの熱湯が差し湯される仕様であった。○浴槽を泡風呂にしていたため、湯気が見えなかったとの申出内容であった。○当該製品の燃焼は正常で、給湯温度もリモコンで設定された温度の湯が出ており、異常は認められなかった。○当該製品本体とリモコンはスタンダード用であったが、ふるアダプターは本来のスタンダード用ではなくデラックス用であり、正規の組合せではなかったが、当該型式品は、組合せの間違ひに対してエラー等が表示される仕様ではなかった。○本体、リモコン及びふるアダプターが正規の組合せではないため、安全装置が作動しない状態になっており、浴槽に湯がない状態で、「ふろあつく」スイッチを押すと高温水（90℃）が差し湯され、浴槽に湯が張られた。○当該製品の本体、リモコン及びふるアダプターを設置した業者は不明であった。●当該製品は正常に動作していたが、本体、リモコン及びふるアダプターが正しい組合せで設置されていなかったため、浴槽の湯がない状態で差し湯ボタンを押した際に安全装置が作動せず、浴槽に高温水が差し湯されたために、足を入れた際に火傷を負ったものと推定される。	(受付:2020/06/08)
A202000166 2020-0314 2020/06/04 (事故発生地) 東京都	開放式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	飲食店の厨房で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を不使用時に、その下部にあった業務用ガスこまろで寸胴鍋を加熱中に当該製品が燃えたとの申出内容であった。○当該製品の直下に業務用ガスこまろに設置されていた寸胴鍋の上端の一部が当該製品に近接する状況であった。○当該製品は、内部の右方にある樹脂製のダイヤルが焼失し、その周辺が著しく焼損していた。○フロントカバー表裏及び熱交換器フロントカバー側にすずの付着が認められた。○熱交換器の背面側に位置する温度ヒューズは切れていなかった。○当該製品を簡易的に設置して点火させたところ正常に燃焼し、ガスの漏れも認められなかった。○取扱説明書には、「燃焼排ガスの上昇する位置（こまろ及びレンジ上方など）に設置しない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められず、当該製品直下にガスこまろが設置されており、火にかけられていた鍋を伝って当該製品が熱せられ、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/06/11)
A202000171 2020-0338 2020/05/15 (事故発生地) 神奈川県	屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○2階のベランダに当該製品が設置された集合住宅の1階にいた事務所職員が、使用者の留守中、通行人にベランダから煙が出ていると言われ、消火器で初期消火を行うとともに消防へ通報した。○当該製品のリレーケースに溶融が認められたが、リレーケース内の電流ヒューズは切れておらず、電装基板及び電装ケーブルに出火の痕跡は認められなかった。○ガス通路にガス漏れに至る異常は認められなかった。○当該製品下方の配管カバー内にある屋外コンセント、リモコンコード取出口の樹脂ケース、配管断熱材、電源コード及びリモコンコードに著しい焼損が認められた。○当該製品の底面から屋外コンセントへ延びる電源コードが7か所断線し、うち1か所の断線部に溶融痕が認められたが、いずれの断線部も通常使用において外力が加わらない位置であった。○屋外コンセントと電源プラグの接続部にすずの付着及び溶融は認められなかった。○当該製品近傍の床に焼損した段ボール箱等があったが、火源となる物はなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品本体に出火の痕跡は認められず、本体底面から屋外コンセントへ延びる電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常使用において応力が加わらない位置であることから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/06/15)

<small>経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日</small>	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000195 2020-0366 2020/06/04 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。 (火災)	○使用者は、当初事故発生の数日前に当該製品に給油した燃料（混合燃料（ガソリン含む））が引火したと証言していたが、その後証言が変わってきており、事故発生時の状況は不明である。○当該製品の給油口部及び燃料だまりから液体をぬぐって検知を行ったが、ガソリン、灯油等の燃料は検知されなかった。○当該製品は内外部とも全体的に著しく焼損し、事故から日数が経過していたことで多量のさびが認められた。○燃燒筒、しん及びしん保持筒から異常燃焼の痕跡は認められなかった。○操作部のしん上下レバーは消火位置にあったことが確認された。○カートリッジタンクに膨張はなく、給油口はしっかり締まっていたことが確認された。○油受皿の底面側は、さびが認められたものの、穴空き等は認められなかった。○置台は表裏ともに一様に焼損しており、燃焼部からの吹き返しといった異常につながるような痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼等の出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/06/24)
A202000199 2020-0386 2020/06/18 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ（L P ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の右こんろで調理を行い、消火して外出したとの申出内容であった。○当該製品は天板上部が焼損していたが、内部に出火の痕跡は認められなかった。○操作ボタンは右こんろ及びグリルが点火状態、左こんろが消火状態であった。○右こんろ上の鍋の中に、炭化物が残っていた。○グリル内部に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、使用者が右こんろを消火する際に誤ってグリル操作ボタンを押し、そのまま外出したため、右こんろの燃焼が継続し、調理物等が過熱して出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用後の消火を必ず確かめる。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2020/06/26)
A202000243 2020-0462 2020/06/24 (事故発生地) 東京都	カセットこんろ	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者が調理のため当該製品のごとく上に樹脂製の皿を載せ、その上にフライパンを載せて点火したところ樹脂製の皿が燃え出し、カセットボンベが破裂した。○ボンベ装着レバーは装着状態の位置であったが、カセットボンベはキャップ部分が外れ、底部が外側にめくれるように変形した状態で当該製品から外れていた。○器具栓の圧力感知安全装置が作動していた。●当該製品は、使用者が当該製品のごとく上に樹脂製の皿を載せた状態で使用したため、当該製品の炎で着火して燃え続けたことにより、圧力感知安全装置が作動した後もカセットボンベが加熱されて破裂したものと推定される。 (E1)	(受付:2020/07/09)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000244 2020-0397 2020/06/21 (事故発生地) 広島県	ガストーチ	当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生し、火傷を負った。 (火災)	○当該製品のハンドルを回してガスを出した際、当該製品側面からガスが漏れるような音があり、点火しなかったため、空気孔を調整しながら繰り返し点火操作を行ったところ、空気孔付近から出火した。○当該型式品は、燃焼バランスのためバルブボディの外側と火口のパイプの間に隙間が設けられていた。○圧縮空気による当該製品の通気及び漏気確認を行った結果、ガスの噴出口である火口先端からの通気はなく、空気孔からの漏気が確認された。○当該製品は、箱等に入れず倉庫に保管されており、バルブボディのガス通路に昆虫の巣が詰まって完全に塞がれていた。●当該製品を倉庫内にそのまま放置していたため、バルブボディ内のガス通路に昆虫の巣が詰まり、ハンドルを回してガスを出した際にガスが逆流して、ガス漏れのような異常を認識したが、その状態で点火ボタンを繰り返し操作したことにより、逆流したガスに着火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「長時間使用しない場合は、そのまま放置すると虫や、ほこり等がガス通路に入り込み、異常燃焼や点火不良の原因になる。」、「故障、破損と思われるときは使用しない。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2020/07/09)
A202000260 2020-0496 2020/06/13 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○事故発生時、当該製品が設置された部屋は使用者不在で施錠されていた。○出火箇所は台所の当該製品部分で、当該製品周囲が焼損し、当該製品背面左側のガス接続口（ホースエンド）とガス栓付近から焼けが広がっていた。○使用者は当該製品が設置された部屋で猫を4匹飼っており、事故発生前日に猫に餌を与えるため部屋に入ったが、当該製品は使用しなかった。○当該製品は、左こんろの操作ボタンが点火状態であり、左こんろのバーナーヘッド周囲に炭化物の付着が認められた。○製品内部は、操作部の樹脂が熱損している程度で、著しい焼けは認められなかった。○左こんろの操作ボタンのロックつまみは解除状態であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/07/16)
A202000261 2020-0497 2020/07/06 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を汚損する火災が発生した。 (火災)	○使用者が当該製品を使用して魚を調理するため、他社製のグリル容器に少量の油を入れ、蓋をせずにグリル焼き網に乗せてグリルで予熱していたところ、グリル容器内の油が発火した。○当該製品は、グリル過熱防止装置を搭載し、グリル焼き網を別売の専用受け台に付け替えることで、専用グリル容器を使用することができるガスこんろであった。○当該製品のグリル庫内は、すす及び消火剤で汚損していた。○グリル過熱防止装置及びガス通路部の気密性に異常は認められなかった。○他社製のグリル容器の事業者名及び型式の特定はできなかった。●使用者が他社製のグリル容器に少量の油を入れ、蓋をしないまま当該製品のグリル焼き網の上で加熱したことにより、グリル容器内の油が過熱し、発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリルに指定以外の容器やプレートを入れて使用しない。異常過熱のおそれがある。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2020/07/16)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000290 2020-0548 2020/07/06 (事故発生地) 福岡県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品のグリルで食パンを焼いている状態で外出し、その約10分後に火災となった。○外観は、正面側はほとんど焼損していなかったが、背面側は著しく焼損しており、ガス接続口は溶融及び焼損して脱落していた。○グリル庫の裏面に紙が焼損した炭化物が付着しており、機器の下に可燃物を敷いて使用していた痕跡が認められた。○グリルの器具栓は最大火力の点火位置で固着しており、出火時に使用中であった痕跡が認められた。○内部のガス導管に穴空き等は認められなかった。●当該製品にガス漏れ等の異常は認められず、当該製品の下に紙が敷かれて使用されていた痕跡が認められたこと及びグリル器具栓が使用状態で焼損していたことから、使用者がグリルを消し忘れて外出したため、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま使用場所を離れない。近くに燃えやすいものを置かない。」旨、記載されている。	(受付:2020/07/28)
A202000336 2020-0624 2020/07/29 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○使用者は、安否確認の際に台所で倒れており、検視の結果、焼死と判断された。○点火操作部は、正常に点火及び消火することができ、立ち消え安全装置が正常に作動することを確認した。○右こんろの操作レバーは燃焼位置であったことが認められ、右ごとく周囲に焼損物が認められた。○ガス通路部の気密試験を行ったが、異常は認められなかった。○使用されていたガスボンベにガスは残っていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/06)
A202000356 2020-0670 2020/03/05 (事故発生地) 兵庫県	カセットこんろ	火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者は、湯を沸かそうとして水を入れた電気ケトルを当該製品のごとく上に置き、当該製品を点火したところ、カセットボンベが破裂して火災になった。○当該製品は、操作つまみの軸が燃焼位置であったことから、事故発生時は点火されていたと考えられた。○電気ケトルの本体は底面を残して焼損、溶融し、電源プレートは上部が焼損溶融していたが、裏面は焼損していなかったことから、事故発生時は本体のみが当該製品のごとく上に置かれていたと考えられた。○電気ケトルの電源プラグはコンセントに接続されておらず、溶融した樹脂に固着していた。○電気ケトルの取扱説明書には、「直火にかけない。火災の原因になる。」旨、警告表示がある。●当該製品は、ごとく上に電気ケトルが置かれた状態で点火されたため、電気ケトルが焼損、溶融し、当該製品の容器カバーに電気ケトルの溶融した樹脂が付着して燃焼したことでカセットボンベが過熱されて破裂し、多量に放出されたLPガスに引火して周囲に延焼したものと推定される。なお、取扱説明書には、「カセットこんろの周囲に燃えやすいものを置かない。」旨、記載されている。	(受付:2020/08/14)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000477 2020-0912 2020/09/27 (事故発生地) 沖縄県	屋外式（R F式）ガス 瞬間湯沸器（L Pガス 用）	店舗で当該製品を使用中、周辺を焼損 する火災が発生した。	○コインランドリーに設置された当該製品の排気口から出火し、上方に設置されたエアコン 室外機の一部が焼損した。○当該製品は屋外の壁面に設置され、左側120cm離れた位置に コインランドリーの排気ダクトが設置されており、日常的にほこりが滞留する環境だった。○ 外観は、排気口にすずの付着が認められたことを除き異常は認められず、フロントカバー裏側 及びケースの内側にも異常は認められなかった。○給気ファンに焼損の痕跡は認められなかつ たが、フィン及びメッシュにほこりの堆積が認められた。○バーナー部に異常は認められなかつ たが、缶体内部の熱交換器に多量のすすが付着していた。○その他の部品に異常は認められ なかった。●当該製品は、日常的にほこりが滞留する場所に設置されていたため、吸い込まれ た綿ほこりが機器内部に蓄積して通気経路を閉塞し、異常燃焼を生じたものと推定される。 なお、工事説明書には、「ほこりのたちやすい場所には設置しない。」旨、記載されている。	(受付:2020/10/01)
A202000588 2020-1137 2020/10/30 (事故発生地) 宮崎県	ガスこんろ（L Pガス 用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発 生した。	○使用者が荷物の整理中、遊んでいた猫により当該製品が点火し、近くにあった書類が燃え たとの申出内容であった。○当該製品の操作ボタンは押し下げ式で、最近では当該製品を使用 していなかった。○操作ボタンにロック機能はあるが、事故発生時に使用されていたかは不明で あった。○使用者宅は屋内飼いの6匹の猫がおり、ふだんはゲージに入れているが、事故発生 日は入れていなかった。●当該製品は、ガス栓を閉めていなかったため、猫が操作ボタンに触 れた際、操作ボタンが押されてバーナーに点火し、当該製品の上に置いていた可燃物に着火し たものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器の周囲に可燃物を置かない。」旨、記 載されている。	(受付:2020/11/13)
A202000631 2020-1219 2020/11/18 (事故発生地) 兵庫県	草焼きバーナー	当該製品から灯油が漏れ、使用者に付 着し火傷を負い、死亡した。	○使用者は、当該製品から灯油が漏れていることを認識しながら使用したため、炎が漏れた 灯油に引火して使用者の着衣に燃え移り、火傷を負った。○当該製品は、継手パイプとホース の接続部が改造されており、ばねが継手パイプ側にあり、ホースの周囲にテープが巻かれ、ホ ースの端部にホースバンドが装着されていた。○ホースと継手パイプの接続部周辺に巻かれた テープをはがすと、ホースに多数の亀裂が認められた。○ポンプとバーナーに異常は認められ なかった。●当該製品は、継手パイプに接続されたホースがオゾン等による経年劣化で亀裂を 生じて灯油が漏れるようになり、使用者がテープを巻いて継続使用していたため、事故発生時 に漏れた灯油に火口の炎が引火し、使用者の着衣に燃え移ったものと推定される。なお、取 扱説明書には、「油漏れがないか確認する。」、「ホースの劣化に気づいた場合は交換する。 」旨、記載されている。	(受付:2020/11/30)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000641 2020-1192 2020/11/08 (事故発生地) 愛知県	半密閉式（CF式）ガスふろがま（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。（A202000705と同一事故）	○数日前から浴室内の点火ハンドルの動きが悪く、点火に時間が掛かっていた。○当該製品は、バーナー差し込み口周辺が焼損しており、差し込み口前面のガスバーナーの混合管部に、ホースのような焼損物が認められた。○熱交換器は空だき状態でなく、空だき防止装置は正常に作動した。○ガスバーナーは樹脂製の操作つまみ及び外郭パネルが焼損しており、ワイヤーリモコン機構部も焼損による影響で熱変形していた。○ガスバーナーのガス通路にガス漏れは認められなかった。○ガスバーナーのガスつまみ軸の作動は円滑で、パイロットバーナーは正常に着火し、メインバーナーへの火移りも正常で、異常燃焼は認められなかった。○事故発生7か月前の点検で、異常は認められなかった。●当該製品に異常は認められないことから、当該製品近傍に使用者が可燃物を置いていたため、可燃物が着火し、火災に至ったものと推定される。	(受付:2020/12/04)
A202000645 2020-1254 2020/11/17 (事故発生地) 群馬県	石油温風暖房機（開放式）	建物1棟を全焼、5棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○事故発生現場から、電源プラグがコンセントに差さっていない状態の当該製品が発見された。○電源コードは、電源プラグから1.7m付近（機外）で断線していたが、断線部に熔融痕は認められなかった。○操作基板は焼失し、制御基板は焼損して脱落、内部リード線の被覆は焼失していたが、熔融痕等の異常は認められなかった。○送風用ファンモーター、燃焼用ファンモーター及び電磁ポンプの巻線にレイヤーショート等の異常は認められなかった。○外筒、炎筒内部及び、バーナーヘッドにすすの付着等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクの蓋は口金開閉スプリングの状態から、事故発生時は閉じていたと判断された。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/12/07)
A202000646 2020-1255 2020/11/26 (事故発生地) 群馬県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品及び建物1棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡、2名が火傷を負った。	○使用者が居室内で火が出ている中、見覚えのない容器から液体を撒いており、液体が撒かれたところに火が着いていたのを家人が目撃していた。○当該製品のカートリッジタンクは当該製品から抜かれた状態で発見され、蓋は半開きの状態で、蓋開閉機構スプリングは半分開いた状態で焼き固まっていた。○タンクケース内の給油時自動消火装置のばねは開いた状態で焼き固まっていた。○内部の電気部品に熔融痕等出火の痕跡は認められなかった。○送油経路に油漏れは認められず、燃焼部にすすの付着等、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○電源コードに熔融痕が認められたが、二次痕であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/12/07)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000705 2020-1342 2020/11/08 (事故発生地) 愛知県	ガスふろがま用バーナー (LPガス用)	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。(A202000641と同一事故)	○数日前から浴室内の点火ハンドルの動きが悪く、点火に時間が掛かっていた。○当該製品は、ガス機構部とバーナーの混合管部が焼損しており、混合管上部にホースのような焼損物が認められた。○ワイヤーリモコン機構部は、焼損による影響で熱変形していた。○ガス通路にガス漏れは認められなかった。○ガスつまみ軸は円滑に作動し、パイロットバーナーへの着火及びメインバーナーへの火移りは正常で、異常燃焼は認められなかった。○事故発生7か月前の点検で、異常は認められなかった。●当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品近傍に使用者が可燃物を置いていたため、可燃物が着火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器の周囲には燃えやすいものを置かない。」旨、記載されている。	(受付:2020/12/23)
A202000722 2020-1375 2020/12/20 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ(都市ガス用)	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品で調理を終えて4時間後、自然鎮火している当該製品及び周辺の焼損に気付いたとの申出内容であった。○右こんろ側の流し台に置いていた電気ケトルが焼損していた。○当該製品は右こんろ側が焼損しており、グリル及び右こんろの操作ボタンが焼失していたが、器具栓に溶融はなく、製品内部から出火した状況ではなかった。○右こんろ側の天板及びごとくに、電気ケトルの外郭と考えられる白い樹脂が付着していた。○調理油過熱防止センサーに異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に出火の痕跡はなく、安全装置に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/12/25)
A202000733 2020-1377 2020/11/13 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(半密閉式)	建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○出火箇所は1階居間中央に設置された当該製品付近と判断された。○使用者は当該製品から少し離れた部屋の隅で一酸化炭素中毒により死亡(検死結果)していた。○対震自動消火装置のセットレバーは、点火する際の位置であった。セットレバーは非点火時にも同位置に設定することはできるが、周辺状況から当該製品は事故発生時に点火状態であったと考えられた。○電磁弁、点火トランス、送風機等の主要な電気部品に溶融痕等の異常は認められなかった。○のぞき窓や燃焼筒等の製品内部に、若干のすすの付着が認められたが、目詰まり等は認められず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○ホームタンクにつながる灯油の給油ホース(ゴム管)が切れていたが、人為的に切られたような切断面であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼等の出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000753 2020-1413 2020/12/22 (事故発生地) 愛知県	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	○事故発生前、当該製品の天板で沸かしたやかんの湯をステンレスポットに入れていた。○火災発見時、当該製品の天板上にステンレスポットがあり、ステンレスポットの底面から炎が上がっていた。○燃焼筒に異常燃焼の痕跡はなく、しんは消火位置まで下がっていた。○カートリッジタンクの蓋は閉まっており、油受皿に油漏れは認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、天板上に誤ってステンレスポットを置いたため、ステンレスポット底面の樹脂が焼損し、出火に至ったものと推定される。	(受付:2021/01/07)
A202000757 2020-1416 2020/12/08 (事故発生地) 千葉県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を点火したら、燃焼筒及びしん調整つまみから炎が立ち上がったので、当該製品を庭に出して鎮火した。○置台付近に紙又は布のようなものが認められた。○本体前面、前板の操作部付近の損傷が著しく、緊急消火ボタン、しん調整つまみ、側面の取っ手、電池ケース等の樹脂製部品は焼損していた。○本体外郭背面下部が著しく焼損していた。○カートリッジタンクの油量計の樹脂部分とバッキンが溶融し、油量計の樹脂が内圧で外側に膨らんでおり、カートリッジタンク内部に灯油は残っていないかった。○燃焼筒のガラス外筒の表面にすすが附着しているが、内炎筒及び外炎筒にすすは附着しておらず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○油受皿の背面、左面及び底部にすすが附着していたが、腐食等によるピンホールは認められなかった。○置台に著しい焼損は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/08)
A202000788 2020-1472 2020/12/26 (事故発生地) 愛知県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A202000945と同一事故）	○当該製品は全体が焼損しており、天板が落下物により変形していた。○カートリッジタンクに変形はなく、口金は閉まっていた。○制御基板に出火の痕跡は認められなかった。○内部配線の被覆は残っており、電源コードに断線は認められなかった。○バーナーヘッド及び気化器に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○温風用及び燃焼用送風機に出火の痕跡は認められなかった。○油受皿に灯油漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/20)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000801 2020-1427 2021/01/02 (事故発生地) 愛知県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中、異音がして当該製品の前面から火がはしり、付近の掛け布団に火が着いて火災になったとの申出内容であった。○使用者は、掛け布団等に水を掛けて消火中、当該製品が燃焼中であることに気付き、消火ボタンを押して消火した。○当該製品は全体が焼損しており、上部よりも下部の焼損が強く、前面パネルの焼損が著しかった。○燃焼筒に異常燃焼の痕跡はなく、しん調節つまみは消火位置になり、しんは消火位置まで下がっていた。○カートリッジタンクの口金は閉まっており、油受皿に油漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/21)
A202000816 2020-1518 2021/01/14 (事故発生地) 沖縄県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観に焼損の痕跡は認められず、アルミ製のレンジガードにも出火の痕跡は認められなかった。○グリル皿に油脂類の堆積は認められず、グリル内部からの出火の痕跡は認められなかった。○天板裏側にすずの付着や出火の痕跡は認められず、内部にも出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/27)
A202000945 2020-1755 2020/12/26 (事故発生地) 愛知県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A202000788と同一事故）	○当該製品は全体が焼損していたが、前面パネル内側に著しい焼損は認められなかった。○制御基板は焼損、落下していたが、部品は残存していた。○カートリッジタンクに変形はなく、口金は閉まっていた。○バーナーヘッドに異常燃焼の痕跡は認められなかった○バーナーのシール部から火災が漏れた痕跡は認められなかった。○油受皿に油漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/03/09)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事 故 原 因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000979 2020-1814 2021/03/07 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ (L P ガス用)	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品の左こんろで揚げ物調理中、使用者がその場を離れ、異臭に気付いて戻ると、鍋が火で包まれていた。○当該製品に調理油過熱防止装置は搭載されていなかった。○当該製品は天板が焼損していたが、内部に焼損は認められなかった。●使用者が当該製品で揚げ物調理中、その場を離れたため調理油が過熱され発火し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま就寝、外出は、絶対にしない。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2021/03/18)
A202100029 2021-0086 2021/04/03 (事故発生地) 岐阜県	迅速継手 (都市ガス用)	当該製品に接続しているガスこんろを点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○ガスこんろを持ち上げて掃除した後、ガス臭さを感じ、ガスこんろの点火操作を行ったところ、ガス栓付近から火が出た。○当該製品は外郭樹脂が溶融していたが、内部に焼損はなく、ガス栓のプラグ (迅速継手口) に接続したところ、接続は可能で異常は認められなかった。○当該製品に接続されていたガス用ゴム管は表面が焦げていたが、当該製品との接続状態に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガスこんろの背面が引っ掛かり、接続が不完全な状態になったため、ガス漏れが生じ、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2021/04/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900769 2019-1575 2019/08/24 (事故発生地) 大阪府	椅子（ソファー）	当該製品に着座したところ、臀部を負傷した。 (重傷)	○使用者は、当該製品の背もたれ端部に腰掛け、背もたれから滑り落ちるように座面に座ろうとした際に側面の木製フレームで臀部を強打し、尾骨を骨折した。○当該製品は、金属製フレーム、木製フレーム及び座面クッションが発泡ウレタン樹脂で覆われており、その上に布製カバーがかぶせられていた。○背もたれの下段は上段に比べ前方に凸となっており、木製フレーム側板の背もたれ下段に該当する部分も前方に凸となっていた。○当該製品を触ると布製カバーや厚さ約40mmの発泡ウレタン樹脂越しに厚さ約8mmの木製フレーム側板の凸部が確認できた。○当該製品に破損等の異常は認められなかった。●使用者が当該製品の背もたれに腰掛け、背もたれから滑り落ちるように座面に座ろうとした際、背もたれ内部の木製フレーム側板の凸部に臀部が接触し、尾骨を骨折したものと推定される。なお、取扱説明書には、「座面以外のところに座らない。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2019/11/07)
A201900773 2019-1579 2019/05/27 (事故発生地) 鳥取県	ポータブルトイレ	病院で使用者（90歳代）が当該製品の手すり枠に頭部が挟まった状態で発見され、死亡が確認された。 (死亡)	○使用者が当該製品を使用後、何らかの身体的な問題によりバランスを崩して倒れ、手すり枠に頭部が挟まった。○便ふた曲面中央部と立体的な手すり枠との最小間隔は173mmであり、AIST人体寸法データベースによれば、頭部が縦向きの場合は容易に抜け出せない寸法（頭長200.6mm）であるが、頭部を横向きにすれば容易に抜け出せる寸法（頭幅168.0mm）であった。○当該製品に不具合等は確認されなかった。●当該製品に不具合等は確認されなかったことから、使用者が当該製品を使用後、当該製品上に倒れ、手すり枠に頭部が挟まり窒息に至ったものと推定されるが、頭部を横向きにすれば容易に抜け出せることから、何らかの要因で抜け出せなかったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2019/11/07)
A201900887 2019-1792 2019/10/17 (事故発生地) 東京都	脚立（アルミニウム合金製）	当該製品を使用中、転落し、負傷した。 (重傷)	○当該製品の天板に乗って木のせん定作業をしていた際、突然当該製品がぐらついて揺れだし、当該製品ごと転倒し負傷した。○当該製品の開き止め金具等に傷が付いていたが、変形等の異常は認められなかった。○事故発生後、当該製品の4本の支柱は確実に固定でき、正常に使用できる状態であった。○当該製品はSG基準及び軽金属製品協会基準に適合した製品である。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2019/12/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900956 2019-1884 2019/09/18 (事故発生地) 熊本県	はしご(伸縮式、アルミニウム合金製)	当該製品を使用中、転落し、負傷した。 (重傷)	○玄関ひさしに立て掛けていた当該製品が急に縮んでひさしから外れ、前方に倒れたため使用者が転落した。○当該製品の左支柱の一部が、昇降面から見て前方向に曲がって変形していた。○左右の上部端具及び左右の滑り止め端具の裏面側(昇降面から見て背面側)に擦れ傷が認められた。○ロック機能は、踏さんのロックピンが、支柱のロックピン穴に入りロックされる構造で、ロック機能のある全ての踏さんは正常にロックされ、事故発生時に荷重が掛かっていた支柱のロックピンに変形はなく、作動性にも異常は認められなかった。○事故発生時に荷重が掛かっていた支柱ロックピン穴周辺に、ロックが外れたような痕跡は認められなかった。○当該型式品の強度及び滑り止め端具の摩擦係数は、SG基準に準じて定めた製品規格により設計を行い、適合することを確認している。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2019/12/19)
A201901021 2019-2020 2019/11/29 (事故発生地) 香川県	はしご(天井用、折りたたみ式)	天井に設置された当該製品を使用しようとしたところ、当該製品及び蓋板が落下し、負傷した。 (重傷)	○使用者が、当該製品をスライドさせて引き下げたところ、当該製品と蓋板が落下した。○当該製品の枠板は、左右枠板(長手側)2面と前後枠板(短手側)2面で枠を構成しており、当該製品と蓋板は、短手側面の枠板に取り付けられていたが、枠板が破断したことで天井から脱離していた。○長手側面は、片側に3本、反対側に1本の計4本の木ねじで固定されていたが、前後枠板(短手側面)に、補強根太に固定するための木ねじの痕跡が認められなかった。○施工説明書には、「前後枠板(短手側)は各2本、左右枠板(長手側)は各3本の木ねじで補強根太に固定する。」旨、記載されていた。○当該製品の枠板は、破断した前側の枠板以外に変形や損傷等は認められなかった。●当該製品は、枠板を補強根太に固定するための木ねじが、施工説明書で指示された箇所と本数で施工されず固定強度が不足していたため、使用に伴って枠板が剥離し、事故に至ったものと推定される。 (D1)	(受付:2020/01/16)
A201901103 2019-2146 2020/01/22 (事故発生地) 兵庫県	ベッド用落下防止柵	乳児(5か月)が当該製品とマットレスの隙間に挟まり、死亡した。 (死亡)	○事故発生時、使用者(母親)は家事のため別室におり、被害者(乳児)の兄が使用者へ被害者がぐったりしていると話したため、寝室を確認したところ、被害者が当該製品とマットレスの間に挟まっている状態であった。○当該型式品は、乳幼児用ベッドガードのSG基準(CPSA 0136)の基準を満たしていた。○当該製品のベッドへの取付けに問題は認められず、ぐらつきや目立った隙間は認められなかった。○同等品を類似のベッド及びマットレスに取り付けて確認した結果、柵とマットレスの隙間は約3cmであり、マットレスを軽く押すと隙間は6cmまで広がり、強く押すと隙間は12cmまで広がった。○生後6か月の乳幼児を模したダミーを同等品の柵部分とマットレスの隙間に軽く押しつけたところダミーが隙間に落ち込むことはなかったが、強く押し込んだところ身体の2/3程度まで隙間に入り込み、顔がマットレスに埋もれた。○他社品(2種類)で柵とマットレスの隙間を確認したところ、同等品と同程度であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、使用者が取扱説明書及び本体表示で使用が禁止されている生後18か月未満の乳児に使用した状態を目を離したため、わずかに広がった柵とマットレスとの隙間に乳児の全身が落ち込み、自力脱出できずに窒息したものと推定される。なお、取扱説明書には、「生後18か月未満の子供には、絶対に使用しない。重大な事故につながるおそれがある。」、「使用条件を満たさないベッド(幅100cm未満)では絶対に使用しない。」、「ベッドフェンスとマットレスにすき間があると大変危険である。」、「必ず保護者の監督の下で使用する。」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2020/02/03)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201901107 2019-2148 2019/12/17 (事故発生地) 千葉県	介護ベッド	当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○事故発生時、当該製品の電源プラグは壁コンセントに接続されていた。○電源コードは、電源プラグから11cmの位置で断線して溶融痕が生じ、断線部から負荷側に約7cmにわたって被覆が焼損していた。○断線部は通常の使用において屈曲等の外力の加わる位置ではなかった。○断線部のほかに芯線の損傷、乱れは認められず、焼損していない部分の被覆に亀裂、損傷等は認められなかった。○電源プラグの栓刃及びコンセントの差込口に異常は認められなかった。○電源コードを新品に交換したところ、本体は正常に動作した。●当該製品は、電源コードの溶融痕以外に異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力の加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/02/03)
A201901130 2019-2181 2020/01/03 (事故発生地) 茨城県	ドア	事務所で当該製品のドアハンドルを引いて入ろうとしたところ、ドアハンドルが外れ、転落、負傷した。 (重傷)	○使用者が当該製品の室外側ドアハンドルを左手で引いて事務所内に入ろうとしたところ、ドアハンドルが外れ、右肩から玄関ポーチ下に落下した。○風が強い日はドアが風であおられ、開いた先に設置してある自動販売機にドアハンドルが当たることがあったとの申出内容であった。○室外側ドアハンドルに固定されていた軸の先端部(M5のねじ加工)が2本とも破断し、ハンドルの下側が左側に傾き、ドア板は台座との境界部左上がへこんでいた。○自動販売機とドアハンドルが接触する箇所に痕跡が認められた。○破断していた下側の軸は左右両方に亀裂の起点が認められ、左側の破面に腐食が認められた。○破断した軸に異常な金属成分は検出されなかった。○同等品で再現実験(あおり衝撃試験15回及び耐久試験28万回)を実施した結果、ドアハンドルの傾きは再現されたが、框部のへこみ及び軸の破断は再現されなかった。●当該製品は、事故発生以前から風であおられていたことで、開いた先に設置されていた自動販売機にドアハンドルがぶつかった強い衝撃により、内部の軸に亀裂が生じ、その後の使用で亀裂が進展し、最終的に破断して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/02/07)
A201901230 2019-2380 2020/02/29 (事故発生地) 北海道	除雪機(歩行型)	使用者が当該製品の回転部(オーガ)に巻き込まれた状態で発見され、死亡が確認された。 (死亡)	○当該製品は、エンジンキーが「入」になっており、変速レバーが中立位置、走行クラッチレバー(デッドマンクラッチ)が入った状態で、エンジン回転調節レバー(オーガの回転速度を調整)が最低速位置となっていた。○当該製品の走行クラッチレバーは、ロープで縛られ固定されていた。○当該製品の動作(前進、後進、転回等)に問題はなく、オーガのシャフト1本が折れていた以外に破損等はなかった。●当該製品のエンジンをかけた状態で走行クラッチレバーが切れないようロープで固定し、除雪クラッチレバーを「入」、エンジン回転調節レバーを最低速位置とした状態のまま、何らかの理由で使用者が前方のオーガ部に移動した際に誤ってオーガに巻き込まれたために事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び注意ラベルには、「回転中は除雪部に近づかない。」、「回転部に手、足、顔を近づけない。」、「近づく場合はエンジンを停止する。」、「点検の場合は各クラッチを切り、エンジンを停止して行う。」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2020/03/17)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201901257 2020-0005 2019/12/13 (事故発生地) 大阪府	介護ベッド用手すり	当該製品の隙間に右腕が挟まった状態で発見され、負傷していた。 (重傷)	○使用者が就寝しようと介護ベッドへ近づいて座ろうとした際にふらつき、右手で当該製品を持つようとした際にバランスを崩し、当該製品の隙間に右腕が肩まで入って抜けなくなった。○当該製品は、介護ベッドに取り付けられた差込式サイドレール（転落防止柵）であり、介護ベッドの指定品であった。○当該製品に変形、破損等の異常は認められなかった。○当該製品の取付け状態に異常は認められなかった。○使用されていた介護ベッドと当該製品はJIS認証品ではないが、JIS T 9254「在宅用電動介護ベッド」の寸法構造要求（直径120mmの治具が隙間を通過できない）を満たしていた。○取扱説明書には、「ベッドからの乗り降り時に当該製品へ寄り掛かると傷害や生命の危険がある。」、「自力で危険な状態から回避することができない方が使用する際は、事故を防止するために隙間をクッション材や毛布などで埋める。」旨、記載されており、本体表示には、「隙間に注意する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、使用者が介護ベッドに座ろうとした際にバランスを崩して転倒し、当該製品の隙間に右腕が入って抜けなくなったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/03/26)
A201901261 2020-0008 2020/03/12 (事故発生地) 神奈川県	脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）	作業現場で当該製品をはしごとして使用中、転落し、左足を負傷した。 (重傷)	○使用者は、荷物（約11.5kg）を背中に担いで、はしご状態の当該製品を高さ約2mまで登ったところ、中央部のヒンジ部が折れ曲がったことでバランスを崩して臀部から床面に転落し、左大腿骨を骨折した。○当該製品は、片側の開き止め金具のフック部が引っ張られるように変形し、フックを掛ける固定ピンが引き抜かれるように外れていた。○下から3段目の踏さんの裏面に打痕があったことから、裏面使用されていたと考えられた。○支柱、踏さん、中央のヒンジ部、もう一方の開き止め金具等に、使用時についたとみられる細かい傷が認められたが折損等の異常は認められず、ヒンジ部が180度以上開いた痕跡は認められなかった。○当該製品と寸法、硬度及び材質がほぼ同じ類似品を使用してSG基準（CPSA 0015「住宅用金属製脚立」）に規定する強度試験を行ったところ、基準を満たしていた。○類似品を裏面使用で開き止め金具を片側ロックさせた条件で昇降試験を行った結果、開き止め金具のフック部が破損し、その破壊状態は当該製品の破損状態に酷似していた。●当該製品は、開き止め金具が片側だけロックされた状態で裏面側が使用されたため、開き止め金具が破損して折り畳まれ、使用者が転落したものと推定される。なお、本体には、「裏面での使用を禁止する。」、「はしご状態で使用するときは、両側の開き止め金具を確実にロックする。」旨、記載されていた。 (E1)	(受付:2020/03/26)
A202000093 2020-0200 2020/04/24 (事故発生地) 滋賀県	脚立（伸縮式、はしご兼用、アルミニウム合金製）	当該製品を脚立として使用中、転倒し、右手首を負傷した。 (重傷)	○使用者は、当該製品の下から2段目の左右両側の踏さんにまたがって乗り、使用者がかがんだ状態から立ち上がろうと体重移動した際、右側の支柱が折れ曲がってバランスを崩し、右側に転落して右手首を骨折したとの申出内容であった。○当該製品は、支柱が最下段の踏さん取付け部付近で内側に折れ曲がっていた。○同等品の踏さんに3,000N（耐荷重の3倍）を加える強度試験を実施したところ、踏さんは破損しなかった。○横倒した同等品の支柱の端に、125cmの高さから60kgの重りを落下させたところ、当該製品と同じ破損状態になった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は支柱が内側に折れていたこと及び支柱の強度に異常は認められなかったことから、使用者が作業中にバランスを崩して転落し、倒れた当該製品の支柱に接触したものと推定される。 (F2)	(受付:2020/05/12)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000128 2020-0255 2020/03/22 (事故発生地) 愛知県	引戸 (玄関用)	子供が当該製品の障子を閉めたところ、枠と障子の間に左手指を挟み、負傷した。 (重傷)	○当該製品は障子 2 枚式の引戸で、室外側から見て、右側の障子を開閉しており、室外側面に棒状の把手が取り付けられていた。○当該製品の外觀に異常はなく、継続使用されていた。○使用者 (子供) が室外側から障子を閉めた際に左手の小指が挟まれたと推定されたが、事故発生時の詳細な状況は不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F 2)	(受付:2020/05/27)
A202000164 2020-0318 2020/05/03 (事故発生地) 大阪府	ダストスタンド	当該製品を組み立て中、左手のひらを負傷した。 (重傷)	○使用者は、通信販売で購入し、事故発生当日に届いた当該製品を組み立て中、左手を負傷した。○使用者は、当該製品を組み立て説明書どおりの手順で X 型の A パーツを床に置き、継手挿入部にパイプ状の B パーツを差し込んだが、奥まで入らず固定されなかったため A パーツを左手で持ち、右手で B パーツに力を加えて押し込もうとした際、B パーツが滑って A パーツを持っていた左手のひらに刺さった。○当該製品の各部に、傷や破損等の異常は認められなかった。●当該製品に異常は認められず、使用者が X 型の部品にパイプ状の部品を接続する際、組立説明書で指定された木づち等の道具を使用せず、X 型の部品を手で押さえてパイプ状の部品に力を入れて押し込んだため、パイプ状の部品が滑った際、手のひらに刺さったものと推定される。なお、組立説明書には、「A パーツを継手の挿入部が上向きになるように床へ置き、挿入部にパイプ状の B パーツを 4 本垂直に軽く差し込み、別の A パーツの挿入部に B パーツを差し込んだ後、必ず木づち等の道具を使用し、軽くたたいて固定させる。」旨、記載されている。 (E 2)	(受付:2020/06/11)
A202000168 2020-0320 2020/05/28 (事故発生地) 兵庫県	脚立 (はしご兼用、アルミニウム合金製)	作業現場で当該製品を使用中、転落し、右手首を負傷した。 (重傷)	○使用者が内装下地の取付作業のため、当該製品を脚立状態で設置し、天板にまたがって上から 1 段目の踏ざんに両足で乗り、作業していたところ、片側の支柱が曲がり転倒したとの申出内容であった。○使用者が当該製品に乗ってドライバーで作業していた際に、壁面 (作業面) を強く押したかもしれないとの使用者証言があった。○当該製品は、昇降面の左右の支柱端部が最下段踏ざん取付部を支点に、通常使用時の荷重方向とは異なる内側方向へ変形していた。○当該製品は、S G 基準 (C P S A 0 0 1 5 「住宅用金属製脚立」) に適合していた。○当該製品の支柱の寸法、肉厚及び硬さに異常は認められなかった。●当該製品の強度、寸法等に異常は認められず、支柱端部が使用時における荷重方向とは異なる内側方向に変形していたことから、使用者が当該製品の天板にまたがり作業をしていた際に作業していた壁面を強く押すなどしてバランスを崩して転倒したものと推定される。なお、取扱説明書には、「作業中、脚立の上で壁や物を無理に押ししたり、引いたりしない。反動で脚立が不安定になり、転倒や転落の恐れがある。」旨、記載されている。 (E 2)	(受付:2020/06/12)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000176 2020-0344 2020/03/31 (事故発生地) 岐阜県	草刈機	倉庫で当該製品を整備中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を傾けて修理した後、エンジンを始動したところ、エンジン下部から炎が上がった。○燃料タンクのキャップ内側にパッキンが取り付けられていなかった。○事故発生時と同様に、燃料タンクに半分ほど燃料を入れ、当該製品を傾けて揺すった場合、キャップ通気口からエンジン下部に燃料が漏れると考えられた。○燃料タンク及びタンクから出ているパイプ部分並びにキャブレターのガスケット部分に燃料漏れは認められなかった。○当該製品の部品交換等のメンテナンスは使用者が行っていた。●当該製品は、燃料タンクのキャップ内側にパッキンが取り付けられていなかったため、事故発生直前の当該製品を傾けた修理で、キャップ部分からエンジン下部に燃料が漏れ、エンジン始動時に発生した何らかの火花が漏れた燃料に引火したものと推定される。	(受付:2020/06/17)
A202000219 2020-0430 2020/06/14 (事故発生地) 京都府	介護ベッド用すり	使用者(70歳代)が当該製品のアームの上に身体が乗っている状態で発見され、病院に搬送後、入院中に死亡した。	○使用者は、当該製品のアーム部に右足の付け根が当たるようにしてアーム部の上に身体が乗った体勢で発見され、搬送先で右足切断の手術後、心臓に血栓ができて死亡した。○使用者は一人暮らしをしており、事故発生時の状況は不明であった。○当該製品の各部隙間寸法等は、J I S T 9 2 5 4「在宅用電動介護用ベッド」に適合している。○当該製品や取付状態に異常は認められなかった。○当該製品のアーム上部に身体が拘束されるような隙間や突起は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/07/03)
A202000276 2020-0533 2020/06/26 (事故発生地) 千葉県	脚立(三脚、アルミニウム合金製)	当該製品を使用中、転落し、負傷した。	○使用者は、斜面の雑草を刈るために両手で草刈機(約10kg)を持って当該製品の天板を含む上から4段目付近に乗って雑草を刈り取っていたところ、転落したとの申出内容であった。○後支柱は昇降面から見て右側に、支柱の中央付近から折れ曲がっていた。○前支柱左側の上から4段目と5段目の間の副支柱に打痕が認められた。○後支柱の長さ調整金具に異常は認められなかった。○曲がっていた後支柱近傍の寸法、肉厚、硬度及び金属組成に異常は認められなかった。○当該製品はSG基準及び軽金属製品協会基準に適合した製品であった。○取扱説明書には、「脚立の上でチェーンソーやトリマーなど身体の安定が得られない道具は使用しない。」旨、記載されていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の後支柱は昇降面から見て右側に曲がり、その近傍の肉厚、硬さ及び金属組成に異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/07/21)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000426 2020-0770 2020/08/06 (事故発生地) 京都府	踏み台（スチール製）	当該製品を使用中、転倒し、右手首を負傷した。	○使用者は、高さ2.4mに位置する玄関ポーチの照明器具の電球を交換するため当該製品の2段目まで上がった際、製品が転倒して転落し、右手首を複雑骨折した。○玄関の床面は、玄関ポーチ外床用タイルで、凸凹はなかった。○当該製品は、昇降面から見て右側手前の脚部フレームが内側に曲がっていた。○当該製品の支柱の左側面に傷が複数認められた。○支柱の肉厚及び寸法に異常は認められなかった。○当該型式品はSG基準（CP SA 0015「住宅用金属製脚立」）の認証は受けていないが、脚部内曲げ試験で、最大使用質量100kg仕様の基準に適合している。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の支柱強度に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/09/11)
A202000431 2020-0828 2020/08/29 (事故発生地) 神奈川県	踏み台（樹脂製）	当該製品を使用中、転倒し、左手首を負傷した。	○当該製品は、天板高さが22cmのポリプロピレン製の折り畳み式踏み台であった。○当該製品は、側面板及び前面板が破損していた。○樹脂製踏み台の場合、段差解消や腰掛けとして使用し、天板に衝撃が加わると側面板と前面板が破損することがあるが、当該製品は、事故発生時に台所で通常の踏み台として使用しており、天板に衝撃が加わる使い方はしていなかったとの申出内容であった。○破損した側面板の外側面に白化が認められ、内側に折れ曲がり破損していることから、横向きに倒れた当該製品に上方から衝撃が加わった可能性が認められた。○側面板及び前面板に成形不良はなく、破面に異物混入等の欠陥も認められなかった。○当該製品は、耐荷重100kgと表示されている製品であったが、同等品で静荷重試験を実施した結果、400kgfに耐える強度を有していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に破損に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/09/14)
A202000473 2020-0913 2020/09/09 (事故発生地) 群馬県	踏み台（アルミニウム合金製）	工場で当該製品を使用中、転倒し、右足を負傷した。	○使用者が当該製品を使用していた際、当該製品の下から2段目の踏ざんに足を掛けたときに突然当該製品の支柱が折れ、床に身体の右側を強打した。○昇降面右側の支柱が、最下段の踏ざん取付部の直下で破断していた。○破断した支柱の側面内側の破断部にくぼみが生じており、支柱端部は通常使用における荷重方向とは異なる内側方向へ破断していることが認められた。○支柱材の寸法及び肉厚に異常は認められなかった。○同等品を用いてSG基準（CP SA 0015「住宅用金属製脚立」）で規定されている踏ざんの鉛直方向の強度試験及び支柱端部の内曲げ強度試験を行った結果、基準を満たしていた。○同等品を用いて、踏ざんが鉛直方向になるように倒した状態で設置し、踏み台の上側の支柱端部に地上約1.4mの高さから、約50kgのおもりを落下して破損状態を確認したところ、支柱端部周辺に当該製品と類似した状態が認められた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の支柱の寸法及び強度に異常は認められず、支柱端部が通常使用における荷重方向とは異なる内側方向に破損していたことから、使用者が当該製品で作業中にバランスを崩して転倒したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/10/01)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000626 2020-1207 2020/10/31 (事故発生地) 岡山県	草刈機	使用者が当該製品を操作していたところ、当該製品が他の人に当たり、病院へ搬送後、死亡が確認された。	○事故発生時の詳細な状況は確認できなかった。○当該製品は、確認できなかった。○警察によると、当該製品に異常は認められなかった。○警察によると、使用者は近づいてしまった被害者に気付かずに、使用者が当該製品の刈刃の回転を停止させず振り返り、刈刃が被害者に当たってしまったとのこと。●当該製品に異常は認められないことから、使用者が近づいてしまった被害者に気付かずに、当該製品の刈刃の回転を停止させず振り返り、刈刃が被害者に当たってしまったものと推定される。なお、取扱説明書には、「危険区域に人や動物が入ったときは、エンジンを停止し、刈刃を停止させる。」旨が、本体表示には、「作業中は1.5m以内に人、動物を近づけない。」旨、記載されていた。	(受付:2020/11/27)
A202000667 2020-1284 2020/11/13 (事故発生地) 神奈川県	脚立(アルミニウム合金製)	当該製品を使用中、転落し、右手首を負傷した。	○使用者が右頭上の高所の壁の寸法を計測する際、当該製品の下から2段目の踏みざんに右足を乗せ、下から3段目の踏みざんに左足を乗せたところ、身体が昇降面に対して左側へ転倒した。○使用者によれば、事故発生後に当該製品を確認すると、支柱が曲がっており、昇降面右側はガラス張りであったため、とっさに左側へ身体をひねったのかもしれないとの申出内容であった。○当該製品の支柱に、左側へ倒れた際に下側となる箇所には打痕や傷が認められ、その傷の間隔は事故発生場所の左側に位置していた階段の段差の間隔に近い寸法であった。○当該製品は、SG基準(CPSA 0015「住宅用金属製脚立」)に適合していた。○当該製品の支柱の寸法、肉厚及び硬さに異常は認められなかった。○同等品を用いて階段側に倒れたことを想定した再現試験を実施した結果、当該製品と酷似した傷や変形が生じた。○右頭上の高所の壁の寸法を測るためには、右支柱から身体を乗り出す必要があると判断された。●当該製品の支柱の寸法、肉厚及び硬さに異常は認められず、階段に衝突した痕跡が認められたことから、使用者が当該製品に乗って作業した際にバランスを崩して転倒したものと考えられる。なお、取扱説明書には、「脚立の支柱から身体を乗り出すとバランスをくずして、転倒や転落の恐れがある。」旨、記載されている。	(受付:2020/12/11)
A202000734 2020-1397 2020/12/15 (事故発生地) 新潟県	除雪機(歩行型)	事業所で使用者が当該製品を使用中、当該製品の排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右手指を負傷した。	○事故発生時、オーガ及びブロワが回転していたか確認していないが、停止していると思い、排雪口(シューター)に手を入れたところ、ブロワに手を巻き込まれたとの使用者の申出内容であった。○当該製品は、走行クラッチレバーが「入」状態で除雪クラッチレバーを「入」にすることでオーガ及びブロワの回転が保持され、走行クラッチレバー又は除雪クラッチレバーを「切」にすることで、オーガ及びブロワの回転が停止する歩行型の除雪機で、エンジンが稼働中に排雪口のシュータカバーを開いた際にエンジンを停止させるためのインターロックとしてシュータカバースイッチが設けられていた。○当該製品に排雪口の雪詰まりを解消するための雪かき棒が付属していたが、事故発生時、使用者は雪かき棒を使用していなかった。○事故発生後、使用者の同僚が確認したところ、当該製品のエンジンは停止しておらず、走行クラッチレバーは「切」状態であった。○当該製品の走行及び除雪クラッチレバーに異常は認められなかった。○当該製品を所有している会社は、当該製品を購入後、当該製品のメンテナンスを実施したことはなかった。○使用者が所属している除雪作業を委託されていた会社は、事故発生前から、シュータカバーを開いてもエンジンが停止しない状態であることを認識していた。●使用者が排雪口に詰まった雪を付属の雪かき棒を使用せずに直接手で除去したため、排雪口内部のブロワに触れ、負傷したものと推定されるが、管理者が、当該製品に適切なメンテナンスを行っていなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。なお、取扱説明書には、「詰まった雪や異物を取り除くときはエンジンを停止して備え付けの雪かき棒を使用する。」旨、記載されている。	(受付:2021/01/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000778 2020-1480 2021/01/04 (事故発生地) 新潟県	除雪機（歩行型）	当該製品が作動中、手指を負傷した。 (重傷)	○事故発生時、当該製品のエンジンを掛けた状態で走行クラッチの「入」「切」動作を確認するため、使用者自身で当該製品の走行部を調整するためにカバー内部に手を入れたところ、回転体に接触し、負傷したとの申出内容であった。○事故発生後、販売店の担当者が当該製品を確認したところ、走行ベルトの摩耗以外の不具合は認められなかった。○当該型式品のカバーはボルトで固定されており、エンジンが稼働中、エンジンブリーが常時回転し、走行クラッチレバーが「入」状態であれば走行ベルト及び各ブリーが回転する仕様であった。○使用者は、カバー内部に回転体があることを認識しており、エンジンを止めるつもりはなかった旨、証言している。●当該製品のエンジンを掛けた状態で、ボルトで固定されたカバーを外してカバー内部に手を入れたため、回転体に触れ、負傷したものと推定される。なお、取扱説明書には、「除雪機のベルト交換、点検整備をするときはエンジンを停止する。」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2021/01/18)
A202000798 2020-1504 2020/12/17 (事故発生地) 長野県	除雪機（歩行型）	当該製品が作動中、使用者が当該製品の回転部（オーガ）に巻き込まれ、足を負傷した。 (重傷)	○使用者は、当該製品のエンジンを掛けたままオーガクラッチレバーを「切」にしてオーガ部に移動した際、オーガに足が巻き込まれて負傷したとの申出内容であった。○当該製品は、オーガクラッチレバーを確実に「切」に操作したときに通常3～5秒でオーガが停止するよう設定されているが、ブレーキワイヤーが調整不良の場合又はオーガシューが劣化していた場合、オーガの停止に遅延が生じる構造であった。○警察の検分では、オーガクラッチレバーを「切」にした際、オーガは停止し、当該製品の機能に特段の不具合は認められなかった。●当該製品は、使用者がオーガ部に接近した際、オーガが回転していたため、使用者が体のバランスを崩すなどでオーガに足を巻き込まれ、負傷したものと推定される。なお、取扱説明書には、「回転部分に手を触れる場合は、必ずエンジンを止め、エンジンキーを外して、不意の始動による事故を防ぐ。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2021/01/21)
A202000903 2020-1689 2021/01/03 (事故発生地) 愛知県	床材（木製）	当該製品で足を滑らせ、転倒し、足を負傷した。 (重傷)	○当該事故は、新築した家に入居して1か月後の事故であった。○転倒場所は居間から出た廊下部分で、他の家族も滑り易さを感じていた場所であった。○事故発生時、使用者は靴下を履いていた。○転倒場所に小さなへこみ跡が2か所あり、工務店が蟻（ろう）で補修していた場所であった。○転倒場所は、事故発生後に家人が拭き取り掃除を行っており、滑り易さは特に感じられなかった。○ポータブル摩擦計で測定した静摩擦係数は、他の場所と違いはなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の転倒箇所は、小さなへこみ修理時の蟻（ろう）等により滑り易くなっていた可能性が考えられるが、表面を拭き取った後の滑り易さは、他の箇所と違いは認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2021/02/19)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900396 2019-0952 2019/03/25 (事故発生地) 山梨県	自転車	当該製品で上り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、右手首を負傷した。	○使用者がなだらかな上り坂を走行していたところ、前輪にロックが掛かり、後輪が持ち上がり、当該製品から投げ出されるように転倒した。○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式であったが、ハンドルロックのケースは破損していなかった。○前泥よけの後方に屈曲した痕が、前泥よけ後方フラップの内側に破れが認められた。○前泥よけを前ホークに固定するL字金具が車輪回転方向に変形していた。○前泥よけステーが左右共に車輪回転方向に変形しており、左側ステーの外側に白い異物が付着し、内側に擦れ痕が認められた。○前輪のスポーク左側3本に変形があり、2本に異物が付着していた。○前ホークが車体後方に変形し、左前ホーク足の内側に傷が認められた。○当該製品はBAAに適合していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のホーク及び前輪のスポークの変形や傷の状態から、前輪に異物が巻き込まれて前輪がロックしたため、後輪が持ち上がり、使用者が投げ出されるように転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/08/19)
A201900605 2019-1334 2015/06/24 (事故発生地) 不明	自転車	当該製品で走行中、転倒し、左腕を負傷した。	○使用者が、当該製品で砂道を走行中に転倒し、左腕を骨折した。○事故発生以前に使用者の友達から後輪が振れていると言われていた。○当該製品の後輪のスポークは、サークル錠のかんぬきが接触する位置で変形しており、スポークの変形位置と後輪の振れの位置がほぼ一致していた。○当該製品の後輪に振れが認められたが、走行試験で正常に走行可能であった。○当該製品の装着部品は、正常に組み付けられており、転倒に至るような異常は認められなかった。○当該製品と同型の車輪を用いた強度試験(BAA基準)を行い、規格を満たしていることを確認した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/10/11)
A201900698 2019-1457 2009/05/27 (事故発生地) 不明	自転車	当該製品で段差を降りたところ、後タイヤに泥よけが巻き込まれ、泥よけを外そうとして右手指を負傷した。	○当該製品で歩道と車道の段差を降りたところ、後泥よけが後タイヤに接触して刺さり巻き込まれたため、刺さった金属製の泥よけ体を外そうとした際、右手中指に裂傷を負ったとの使用者の申出内容であった。○当該製品の後泥よけは、事故発生後に修理されていた。○当該製品の後泥よけは、泥よけステー取付部付近が変形して一部に亀裂が認められ、上ブリッジ取付部の後方に大きなへこみがあり、中央部が盛り上がっていた。○当該製品の後泥よけの先端部を覆っている塩化ビニル製のキャップは脱落していた。○当該製品の後輪の取付状態やブレーキ及びベルトの調整に問題は認められなかった。○当該製品の後泥よけが修理された状態で、後輪の10cm高さからの落下試験及び5kmの走行試験を実施したが、異常は認められなかった。○当該製品の泥よけの強度は、BAA基準を満たしていた。○同等品の泥よけ先端部の状態を確認したところ、泥よけ体の通常手が触れる部分に鋭利な箇所は認められなかった。○後泥よけの亀裂発生部や塩化ビニル製のキャップが脱落した後泥よけの先端部は鋭利であった。●当該製品に異常は認められず、後泥よけがタイヤに巻き込まれた原因は特定できなかったが、使用者が巻き込まれた泥よけ体を後タイヤから外そうとしたときに、金属製の泥よけ体破損部の鋭利な端部で手を切ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/10/25)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201901135 2019-2192 2020/01/18 (事故発生地) 埼玉県	自転車（フレーム）	当該製品で走行中、自転車に接触し、転倒、左足を負傷した。（A201901136と同一事故） (重傷)	○事故発生時、使用者は当該製品を組み付けた車両で、横幅3m位の砂利道を車間1m程度で他車と縦走していた。○使用者が加速したタイミングで前車が減速したためタイヤが接触し、転倒した。○当該製品、前ホーク及びその他各部に異常は認められなかった。○当該車両は使用者が組み立てたが、正しく組み立てられていた。●当該製品に異常は認められないことから、使用者が前車と十分な車間距離をとらずに走行していたところ、使用者が加速したタイミングで前車が減速したためタイヤが接触して転倒したものと推定される。 (E2)	(受付:2020/02/10)
A201901136 2019-2193 2020/01/18 (事故発生地) 埼玉県	自転車（前ホーク）	当該製品で走行中、自転車に接触し、転倒、左足を負傷した。（A201901135と同一事故） (重傷)	○事故発生時、使用者は当該製品を組み付けた車両で、横幅3m位の砂利道を車間1m程度で他車と縦走していた。○使用者が加速したタイミングで前車が減速したためタイヤが接触し、転倒した。○当該製品、フレーム及びその他各部に異常は認められない。○当該車両は使用者が組み立てたが、正しく組み立てられていた。●当該製品に異常は認められないことから、使用者が前車と十分な車間距離をとらずに走行していたところ、使用者が加速したタイミングで前車が減速したためタイヤが接触して転倒したものと推定される。 (E2)	(受付:2020/02/10)
A201901158 2019-2254 2019/11/11 (事故発生地) 群馬県	自転車	当該製品で走行中、電柱に衝突し、負傷した。 (重傷)	○使用者が当該製品で下り坂を走行していたところ、電柱に衝突し、負傷したとの申出内容であった。○前ホークは、ホークステムの付け根付近で破断しており、破断面は前方から後方にかけて引き延ばされた様相であった。○ハンドルバーの前面及び下パイプの下側に擦過痕が認められた。○ヘッドパイプを分解し、ハンドルバー側及び前ホーク側のリテーナーの回転性を確認したところ、円滑であり、異常は認められなかった。○ブレーキ、ペダル及びギヤの動作に異常は認められなかった。○一般財団法人自転車産業振興協会が実施した、炭素繊維強化プラスチック製の自転車の損傷及び耐久性に関する調査において、自転車を固定し、前輪に重量100kgのトロリーを時速10kmで衝突させる衝突試験の結果、ホークステムが破断し、前輪が下パイプの下側に接触する当該製品の破損状態と酷似する事例が認められた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の前ホークは前方から後方にかけて引き延ばされたように破断していたことから、走行中に電柱に衝突したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/02/17)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201901238 2019-2394 2020/02/17 (事故発生地) 静岡県	自転車	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左手指を負傷した。	○当該製品は、前ホークが大きく後方に曲がっていた。○下玉押しに、前方からの衝撃などで生じる圧痕が認められた。○前輪のスポークに、変形は認められなかった。○前ブレーキは、ワイヤーのさびが著しく、ワイヤーの動きが悪く、ブレーキ操作がしにくい状態であった。○前輪はがたついていたが、回転はスムーズであり、ハブダイナモの内部にロックした痕跡は認められなかった。○当該製品と同型式品の前ホークを用いて、JIS D 9313-4「自転車-第4部：車体部の試験方法」に基づいて前ホークの各種強度試験を行った結果、基準を満たしていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に前輪がロックした痕跡は認められず、前ホークは後方に大きく変形しており、下玉押しには衝突等で前方から大きな力が加わった際に生じる圧痕が認められたことから、事故発生時に何らかの障害物へ衝突したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/03/19)
A202000079 2020-0168 2016/10/14 (事故発生地) 滋賀県	電動アシスト自転車	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、左足を負傷した。	○使用者が、当該製品で走行中につま先がペダルから滑ったような感覚があった後、バランスを崩し転倒した。○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であったが、ハンドルロックのケースは破損していなかった。○当該製品のペダルの回転性は正常であり、ペダルの踏面に異常な摩耗はなく、同型新品の踏面の硬度と比べて顕著な差異は認められなかった。○ハンドルロック、連動ワイヤー及びサークルロックの作動は正常であった。○サークルロックのかんぬきの摺動は円滑で、正常に上まで戻った。○その他の構成部品に、走行性能に影響を及ぼす要因及び痕跡は認められなかった。●当該製品のペダルに異常は認められず、ハンドルロック、連動ワイヤー及びサークルロックの作動は正常であり、走行に影響を及ぼす要因は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/27)
A202000083 2020-0177 2020/04/11 (事故発生地) 宮城県	車いす	施設で当該製品に使用者(80歳代)を乗せて、車いす用体重計に乗せようとしたところ、転倒し、負傷した。	○介助者が、使用者の乗車した当該製品を体重計に乗せるため前輪を上げる(浮かす)操作をした後、当該製品を前進しようとしたところ、当該製品が大きく傾き使用者が転落した。○施設は、当該製品を購入以来点検しておらず、前輪のがたつきの有無も確認していなかった。○前輪を本体に固定するパッキンは弾性が弱く劣化していたが、その他の各部に異常は認められなかった。○当該型式品の前後輪は構造上経時的な緩みが発生するため、日常的な点検及び整備が必要な仕様であった。●当該製品は、購入以来点検がされておらず、前輪を本体に固定するパッキンが劣化して固定力が弱まっていたため、当該製品を体重計に乗せるため前輪を上げる動作を行ったことで前輪が脱落し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用する前には、必ず毎回点検する。」旨、記載されている。	(受付:2020/04/30)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000104 2020-0220 2018/06/19 (事故発生地) 静岡県	歩行補助車	当該製品を使用中、転倒し、手首を負傷した。 (重傷)	○当該製品のハンドブレーキは、上に引き上げると後輪にブレーキが掛かるアルミパイプ製のブレーキレバーで、右側端部が破断していた。○当該製品のハンドブレーキを握って立ち上がる時、ハンドブレーキが破断したため、バランスを崩して転倒したとの申出内容であった。○ハンドブレーキの破断面は、ねじれて破断した形状であった。○ハンドブレーキ左側に下方向の力が加わると、構造上、ハンドブレーキ右側端部がねじれる状態になった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、使用者が当該製品のハンドブレーキを握って立ち上がる等、ハンドブレーキに通常加わらない下向きの外力を繰り返し加えたため、ハンドブレーキに亀裂が生じて破断し、転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/05/18)
A202000147 2020-0291 2020/01/04 (事故発生地) 静岡県	歩行補助車	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、転倒し、右足を負傷した。 (重傷)	○当該製品で道路を横断する際、前輪の車輪が速く動き、当該製品とともに右側に転倒したとの申出内容であった。○使用者は自立歩行が可能で、転倒場所は傾斜路ではなかった。○当該製品は、フレームにゆがみはなく、車輪は全て地面と接触していた。○傾斜路における自主試験において、速度が急に速くなることはなかった。○JIS T 9263「福祉用具ー歩行補助具ーシルバーカー」の安定性試験及びハンドル負荷時安定性試験を満たしていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/06/04)
A202000156 2020-0306 2020/06/02 (事故発生地) 三重県	自転車	使用者(70歳代)が当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けたが、沿道の並木に衝突し、転倒、胸部を負傷した。 (重傷)	○事故発生時、当該製品のブレーキが固かったとの申出内容であった。○当該製品は、衝突により前かご、前ホーク及び前輪が変形し、前ブレーキが操作できなかった。○変形した前かご、前ホーク及び前輪を部品交換し、前ブレーキの操作を行ったが、前ブレーキレバーの操作は容易で、異常は認められなかった。○後ブレーキレバーの操作は容易で、異常は認められなかった。○前かご、前ホーク及び前輪を部品交換した当該製品で、JIS D 9301「一般用自転車」に基づく制動試験(乾燥時)を実施した結果、両方のブレーキを使用した制動距離及び後ブレーキを使用した制動距離ともに基準を満たしていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の前後のブレーキに異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/06/09)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000163 2020-0317 2020/04/01 (事故発生地) 神奈川県	電動アシスト自転車	当該製品に乗車し、立ち漕ぎをしていたところ、右ペダルが脱落し、転倒、負傷した。	○当該製品の使用期間は5日であった。○当該製品の右ペダルは脱落しており、右クランクのペダル締結部の雌ねじ3～4山のねじ山に損傷が認められた。○右ペダルの雄ねじのねじ精度に異常は認められなかった。○左ペダルはフランジとクランクの間に隙間が認められ、手で緩む程度の固定状態であった。○同等品のクランクに事業者が規定するトルク(35N・m)でペダルを締め付けた際は、クランクのペダル締結部表面全周に圧痕が付いたが、当該製品の右クランクは全周の約1/3、左クランクは全周の1/2しか圧痕が付いていなかった。●当該製品は、販売店がクランクにペダルを組み付ける際に、ペダルの締め付けが不十分であったため、使用中に緩みが発生し、右ペダルが右クランクから抜け落ち、使用者がバランスを崩して転倒し、事故に至ったものと推定される。なお、事業者が販売店に配布しているペダル組立説明書には、「ペダルを締め付けトルク35～45N・mで締め付ける。」旨が、保証書には、新車点検時に「ペダルの固定をチェックする。」旨、記載されている。	(受付:2020/06/11)
A202000233 2020-0452 2017/05/19 (事故発生地) 滋賀県	電動アシスト自転車	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し左足を負傷した。	○使用者は、市道を走行中に、道路に埋められている金属製の蓋の上でタイヤが横滑りし、バランスを崩し転倒した。○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であったが、ハンドルロックのケースは破損していなかった。○使用者は、本人の不注意であるとの申出であった。○当該製品の前輪及び後輪の回転に異常は認められなかった。○前輪タイヤのトレッド面に著しい摩耗が認められた。○当該製品を用いた試験員による走行試験(直線、スラローム、発進及び停止)で異常は認められなかった。○当該製品のハンドルロック、運動ワイヤー及びサークルロックの作動は正常であった。○取扱説明書には、「鉄板やマンホールなど、滑りやすいところでは乗らない。」「スリップして、転倒によるけがのおそれがある。」旨、警告として記載されている。●当該製品は、長年の使用により前タイヤのトレッド面が摩耗しており、滑りやすい金属製の蓋の上を走行したことによりタイヤが滑り、転倒したものと推定されるが、当該製品の機構部品に異常は認められず、走行試験においても異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/07/07)
A202000369 2020-0698 2020/08/03 (事故発生地) 長野県	電動車いす(ハンドル形)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○夕方にコードリールを用い、駐輪場で当該製品を充電したところ、深夜に火災が発生した。○使用者は当該製品のハンドル下部の樹脂製ポケット部分に金属製の灰皿を置いており、充電前にたばこを吸っていた。○当該製品は、外郭及びシートが焼失し、金属フレームが露出していた。○コードリールのコンセントに差し込まれた電源プラグは、外火により焼損した状態で、本体の電源コード配線にも断線は認められなかった。○バッテリーは外郭が溶融しているのみで、接続端子に出火の痕跡は認められなかった。○座面下の制御基板に出火の痕跡は認められず、メモリーの履歴に火災につながる異常な記録は認められなかった。○モーター配線の1本が断線し、フレームに溶融痕が生じていたが、モーター配線は樹脂製保護チューブで保護されていることから、走行時の振動で損傷する可能性は低く、火災熱により保護チューブが溶融し、短絡したものと考えられた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火につながる痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/18)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日年 月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000411 2020-0785 2020/08/19 (事故発生地) 京都府	電動車いす（ジョイスティック形）	当該製品を使用中、駅のホームから転落し、負傷した。 (重傷)	○使用者は、当該製品に乗って駅の改札階からエレベーター内へ前進で入り、ホーム階で後ろの扉が開いたため後退でエレベーターから降り、右側1番線の電車に乗るため左旋回したところ、後ろ向きのまま2番線側の線路へ転落した。○当該製品は、フレームの介助ハンドルが変形しており、キャスターに前後左右のがたつきが認められたが、走行動作に異常は認められなかった。○介助ハンドルが変形していることより、当該製品は後ろ向きに線路に転落したものと推定された。○走行ブレーキ及び駐車ブレーキの引き具合に異常は認められなかった。○当該製品は、継続使用されているため確認できなかった。○使用者は事故発生前に飲酒していた。●当該製品は、走行動作及びブレーキ性能に異常が認められず、事故発生前に飲酒していた使用者が駅のホームで後退した際に誤って線路へ転落したものと推定される。なお、取扱説明書には、「お酒を飲んだときは運転しない。」旨、警告表示されている。 (E1)	(受付:2020/09/04)
A202000516 2020-1015 2020/03/02 (事故発生地) 沖縄県	電動アシスト自転車	当該製品で走行中、前輪を段差に乗り上げたところ、転倒し、負傷した。 (重傷)	○小雨の降り始めに当該製品で横断歩道を渡り、歩道との段差を乗り越えたときに前輪が滑り、転倒した。○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、ハンドルロックのケースは割れておらず、ハンドルロック及びサークルロックの作動並びにインジケーターの表示に異常は認められなかった。○荷台の一部とペダルに若干の擦れ跡のようなものが認められたが、前かご、握り、ペダル等に目立った変形や擦過痕は認められなかった。○前輪にゆがみ等はなく、回転は円滑で異常は認められなかった。○前タイヤに、極度の摩耗や偏摩耗は認められなかった。○3cm前後の段差を含む路上を、降雨時を含め5日間、上り下り及び斜め進入を交え走行したが、横滑りの原因と結びつく異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の各部に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/10/19)
A202000611 2020-1178 2020/11/02 (事故発生地) 東京都	電動車いす（ジョイスティック形）	使用者（70歳代）が当該製品で下り坂を走行中、当該製品が止まらず、前方の電柱を蹴って停止させ、右足を負傷した。 (重傷)	○下り坂を走行中、車道に停止した自動車为了避免のため、ジョイスティック方式の操作レバーから手を離したが、当該製品が止まらなかったとの申出内容であった。○当該製品を走行試験したところ、操作レバーに引っ掛かり等の異常はなく、操作レバーから手を離すと、制動が掛かり停止した。○傾斜路における降坂制動距離は、JIS基準を満たしていた。○エラー履歴に制動に係るエラーは記録されていなかった。○当該型式品は、JIS規格に定められた耐ノイズ試験を満たしていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の制動性能に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/11/19)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000643 2020-1241 2020/04/20 (事故発生地) 千葉県	自転車用クランク	当該製品を装着した自転車で行中、転倒し、負傷した。(A202000739と同一事故) (重傷)	○公園内のタイルとコンクリートが混ざった平坦なぬれた通路を走行中、左に曲がろうとしたところ、タイヤが滑るようになり、曲がれずに転倒した。○当該製品の外觀に異常は認められず、回転に異常は認められなかった。○自転車の外觀は使用に伴う汚れは認められたが、大きな変形及び傷は認められなかった。○3名の被験者でぬれた路面を時速約20kmで左に曲がる再現試験をした結果、走行性能が著しく低い等の異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/12/04)
A202000697 2020-1349 2020/11/25 (事故発生地) 神奈川県	車いす	施設で当該製品に乗車中、当該製品に装着されたベルトが両脇の下から胸部に掛かり、胸部が圧迫され、死亡した。 (死亡)	○当該製品のシートから滑り落ち、腰を固定するベルトで両脇下から胸部を締め付けられた状態で死亡している使用者を施設職員が発見し、救助のためベルトのバックルのボタンを押して外そうとしたが、固くて押せなかったため、ベルトを切断して救助した。○当該製品に変形等の異常は認められず、ベルトの取付状態に異常は認められなかった。○当該製品の座面に他社製の滑り止め機能が付いた敷物が正常に敷かれていたが、敷物は当該製品の座面から滑り落ちてはいなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、何らかの原因で使用者の身体が前方にずり落ちてしまったため、腰を固定するベルトが両脇の下から胸部に掛かり圧迫される状態となって事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/12/21)
A202000739 2020-1400 2020/04/20 (事故発生地) 千葉県	自転車	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。(A202000643と同一事故) (重傷)	○公園内のタイルとコンクリートが混ざった平坦なぬれた通路を走行中、左に曲がろうとしたところ、タイヤが滑るようになり、曲がれずに転倒した。○当該製品の外觀は使用に伴う汚れは認められたが、大きな変形及び傷は認められなかった。○3名の被験者でぬれた路面の上を時速約20kmで左に曲がる再現試験をした結果、走行性能が著しく低い等の異常は認められなかった。○タイヤのトレッドパターンははっきり残っており、摩耗等はしていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2021/01/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201900119 2019-0277 2019/03/00 (事故発生地) 兵庫県	手袋	施設で当該製品を使用中、手に皮膚障害を発症した。	○使用者は、当該製品を被介護者の入浴補助や排せつ物の処理及び介護業務全般で使用していた。○当該製品から抽出された製品由来の成分として酸化防止剤と可塑剤が検出された。○当該製品から製品に由来しない成分として化粧品及び洗剤が検出された。○使用者への成分パッチテストでは、当該製品由来の成分は全て陰性を示し、当該製品に由来しない成分のメトキシケイヒ酸エチルヘキシルで偽陽性（実質陰性）を示した。○取扱説明書には、「異常を感じたら使用を中止し、医師に相談する。」、「体質によってはアレルギー反応を示すことがある。」旨、注意表示されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品から抽出された成分でのパッチテストで製品由来の物質は全て陰性となったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/05/21)
A201900121 2019-0334 2019/05/12 (事故発生地) 青森県	バッテリー（リチウムイオン、草刈機用）	当該製品を充電器で充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A201900122と同一事故）	○当該製品は、事故発生の約3時間前から充電器に接続した状態であった。○当該製品の樹脂製外郭はほぼ溶融し、内蔵の円筒形リチウムイオン電池セル5個のうち1個のみが焼損した状態で残存しており、その他4個の電池セルは確認できなかった。○残存する電池セルは焼損しており、電池セル内部の電極体を取り出して確認したところ、著しく損傷した負極銅箔及び焼残物が認められた。○当該製品の基板は全体的に焼損していたが、基材に局所的な焼損は認められなかった。○当該製品を接続していた充電器は、当該製品との接続部を中心に焼損しており、基板上の過充電保護に使われていた制御用トランジスター付近に焦げが認められ、一部の部品が脱落し、平滑用コンデンサーの容量抜けが認められた。○不具合のある平滑用コンデンサーを実装した充電器で同等品を充電したところ、同等品に瞬間的な過電圧が継続して印加され、充電開始から14時間後に同等品の電池セルから出火した。○当該製品は、各電池セルの過充電保護機能を有し、充電器と同様に制御用トランジスターが使われていた。●当該製品は、接続していた充電器に不具合があったため、過電圧が入力されて制御用トランジスターが短絡故障し、過充電保護機能が働かず充電が継続し、過充電状態になった内蔵の円筒形リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/05/22)
A201900534 2019-1214 2019/08/05 (事故発生地) 山口県	バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）	車両の荷台で当該製品を電動工具に装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は電動工具に取り付けた状態で置かれていた。○当該製品は樹脂製外郭表面に溶融が認められたが、内側に溶融は認められなかった。○当該製品は、内部の円筒形リチウムイオン電池セル及び基板に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/09/30)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201901029 2019-2025 2019/12/07 (事故発生地) 東京都	スプレー缶（洗浄剤）	当該製品を使用して、エアコンを清掃中、エアコンを焼損する火災が発生した。（A201900959と同一事故）	○使用者が当該製品を運転停止中のエアコンに数十秒間噴射したところ、エアコンから出火した。○エアコンは樹脂製外郭の一部、ファンモーター周辺の樹脂製部品等が焼損していたものの、電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の噴射剤には可燃性ガス（LPガス）が使用されていた。○当該製品の外観に破損等は認められなかった。○同等品を用いて、金属製バット内に約30秒間ガスを噴射して着火したところ、炎が消火するまでに約40秒を要した。●使用者が当該製品をエアコンに噴射したため、当該製品に含まれる可燃性ガスがエアコン内部に滞留し、静電気等の火花が可燃性ガスに引火して、エアコンを焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/01/17)
A202000011 2020-0046 2020/03/17 (事故発生地) 愛知県	バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）	作業場で当該製品を電動工具に装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A202000010と同一事故）	○当該製品は、電動工具に装着された状態で床に置かれており、電動工具のスイッチはオフの状態であった。○当該製品は樹脂製外郭が焼損していたが、内蔵の円筒形リチウムイオン電池セル10個、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/06)
A202000064 2020-0142 2020/04/19 (事故発生地) 千葉県	バッテリー（リチウムポリマー、模型用）	当該製品を他社製の充電器に接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が、当該製品とは別のバッテリーの充電が完了後、当該製品を充電器に接続して充電を開始したところ、当該製品から出火した。○使用者は当該製品が膨張していることを認識していたほか、事故発生時、当該製品のバランスコネクタは充電器に接続されていなかった。○当該製品は充電ケーブル及びコネクタを除き、著しく焼損し、樹脂製外郭はほぼ焼失していた。○焼損した充電器のバランスコネクタポートに、当該製品とは別のバランスコネクタが接続されていた。○バッテリーのバランスコネクタをバランスコネクタポートに接続し、充電器に接続されるバッテリーの電圧が検出されなければ、充電を開始しない仕様であった。●使用者が当該製品の膨張を認識していたにもかかわらず、充電器に別のバッテリーのバランスコネクタを接続して充電したため、充電器が充電電圧を正常に検知できず、過充電されたことで異常発熱し、焼損したものと推定される。なお、当該製品の取扱説明書には、「バッテリーの変形、液漏れ、変色、コードの被覆損傷、その他の異常に気付いたときは使用しない。」旨記載されていたほか、充電器の取扱説明書には、「リチウム系バッテリーの充電時には必ずバランスコネクタを充電器本体に接続する。接続しないで充電するとバッテリー、充電器が破損するだけでなく、火災などの事故になるので十分注意する。」旨、記載されている。	(受付:2020/04/22)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000209 2020-0412 2020/06/12 (事故発生地) 千葉県	バッテリー（リチウムイオン、草刈機用）	当該製品を充電器で充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A202000208と同一事故）	○当該製品を中心に焼損しており、充電器側の焼損は少なかった。○内蔵のリチウムイオン電池セル5個のうち4個が破裂して電極体が飛び出しており、外部に飛散していた。○基板の焼損は著しく、電気部品が脱落し、銅箔パターンの一部が焼失していた。○事故発生時に使用していた充電器は、平滑用コンデンサーに容量の低下が認められ、充電制御用トランジスターが短絡故障して端子付近に焼損が認められた。○充電器は、基板部品の不具合により、充電中のバッテリーが発火するため、無償交換を行うリコールを実施している。●当該製品は、接続していた充電器に不具合があったため、過電圧が入力されて制御用トランジスターが短絡故障し、過充電保護機能が働かず、充電が継続し、過充電状態になった内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/06/29)
A202000381 2020-0738 2020/05/08 (事故発生地) 北海道	耕うん機（歩行型）	使用者（70歳代）が当該製品の爪部に巻き込まれた状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。	○当該製品の機体寸法は全長2,050mm、全幅725mm、全高1,130mmで、重量は標準ロータリー付で230kgであり、変速「1」の速度は13.1m/分、変速「2」の速度は19.7m/分である。○通報者が当該製品を発見した際は、エンジンが掛かっている状態であり、通報を受けて到着した救急隊がエンジンを切った。○事故発生時の当該製品の主な操作レバーは、救急隊の救出時の操作及び事業者を確認した製品仕様から、主クラッチレバー「入」、主変速レバー「1、2」、ロータリー変速レバー「高速」、デュアル変速レバー「高速」に操作されていたと推定された。○当該製品は燃料が入った状態でバッテリーも上がっていない。○現場検証時に当該製品の動作状況を確認した結果、エンジンをかけると動作し、部品の破損はなかった。○事故発生現場の状況は、畑を一列耕したところで当該製品が左に流れるように止まっていた。○使用者の息子によれば、使用者はロータリーを回転させた状態で方向転換（Uターン）を行おうとした際に転倒等したことでロータリーに巻き込まれた可能性があるとの証言があった。○取扱説明書には、「回転している爪に注意。ハンドル部を持ち上げ旋回するとき、足下及び周囲に十分注意しないと回転する爪に巻き込まれるおそれがある。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、使用者が当該製品の方向転換（Uターン）を行おうとした際に転倒等の何らかの要因によって当該製品の下敷きとなり、ロータリーの耕うん爪に巻き込まれて事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/25)
A202000508 2020-0994 2020/09/17 (事故発生地) 不明	靴（スニーカー）	当該製品を履いて坂道を歩行中、転倒し、手首を負傷した。	○雨の日に当該製品を履いて坂道を歩行中、グレーチング上で滑って転倒したとの使用者からの申出内容であった。○当該製品のゴム製の靴底に汚れ及び摩耗が認められたが、靴底の意匠に著しい摩耗、変形及び破損は認められなかった。○JIS T 8106「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用して、当該製品、同等品及び他社類似品の靴底の乾燥状態及び湿潤状態（蒸留水）におけるステンレス板上での動摩擦係数を測定したところ、大きな差異は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品、同等品及び他社類似品の滑りやすさは同等程度であり、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/10/15)

製品区分： 06.身のまわり品

No. 0093

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202000770 2020-1454 2020/12/14 (事故発生地) 愛知県	湯たんぼ	当該製品を使用して就寝中、左足に火傷を負った。 (重 傷)	○当該製品は1. 2 Lのポリエチレン製の湯たんぼで、専用カバー付きであった。○使用者は、湯を入れて専用カバーで包んだ当該製品を、布団の中に入れてそのまま就寝し、左足に低温火傷を負っていた。○当該製品及び専用カバーの外観に破損等の異常は認められなかった。●当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品を布団の中に入れてそのまま就寝していたため、当該製品に足が触れ、低温火傷を負ったものと推定される。なお、注口キャップ上面及び取扱説明書には、「低温火傷防止のため、就寝前に布団から出す。」旨、記載されている。 (E 2)	(受付:2021/01/14)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000177 2020-0353 2019/12/14 (事故発生地) 大阪府	エアゾール缶（消臭剤）	当該製品をトイレ内で使用していたところ、爆発する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災 重傷)	○当該製品は、溶剤としてLPG（ブタン、プロパン）が使用され、エチルアルコールを含む消臭スプレーである。○使用者がトイレ内で約1時間の間に当該製品を約15回プッシュしたところ、爆発して足元付近から炎が立ち上がった。○トイレ内の床面が焦げ、当該製品を含む同等品の上部の樹脂部が焼損し、トイレの扉は破損し、住居の1階と2階の窓ガラスが割れた。○当該製品に漏れ等の異常は認められなかった。○トイレ内にセラミックヒーターがあり、事故発生当日に初めて使用された。○トイレ内の電気製品は、セラミックヒーター、温水洗浄便座、照明及び携帯電話があり、セラミックヒーターのフィルターが焼損していたが、その他の異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、使用者が狭い室内で当該製品を約15回プッシュしたことにより高濃度の可燃性ガスが床面付近に滞留し、何らかの着火源により引火して爆発したと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/06/18)
A202000275 2020-0532 2020/06/01 (事故発生地) 神奈川県	エアゾール缶（食用油）	調理中に当該製品を使用したところ、周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災)	○使用者は、ガスこんろで調理中のフライパンに当該製品を噴射した。○当該製品の缶体及びノズルに破損等はなく、正常に噴射可能であった。○噴射剤の可燃性ガス（LPG）がフライパン内に滞留した状態で、ガスこんろの火を点火し、フライパンを傾けるとフライパン内で火災が発生した。○噴射剤のガス種によらず、噴射された油がガスこんろの火に直接接触することにより引火して、大きな火災が発生した。●使用者が噴射剤に可燃性ガスを使用した当該製品を点火したガスこんろ上のフライパンに向けて噴射したため、噴射された可燃性ガス又は霧状の油にガスこんろの火が引火したものと推定される。なお、当該製品のパッケージには、「炎や火気の近くで使用しない。」、「熱くなった耐熱皿や調理器具には使用しない。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2020/07/21)
A202000320 2020-0609 2019/09/23 (事故発生地) 大阪府	かみそり（替刃式）	当該製品の替刃を交換中、右手指を負傷した。 (重傷)	○使用者は刃を保護する内キャップを付けずに、刃が露出した状態で本体から引き抜こうとして手を負傷した。○当該製品は、樹脂製アタッチメントをねじることで本体から着脱できる構造であり、樹脂製アタッチメントに刃が固定されていた。○刃にがたつきは認められず、樹脂製アタッチメントと本体との着脱に異常は認められなかった。○刃に赤さびが発生しており、付属の内キャップは装着されていなかった。○使用者は、過去に当該製品の刃を交換したことがあるが、事故発生時は交換方法を忘れていたとの申出内容であった。●当該製品の刃を交換する際、使用者が内キャップを付けずに刃を本体から引き抜こうとしたため、露出した刃で手を負傷したものと推定される。なお、取扱説明書には、「刃部に内キャップを取り付けて交換作業を行う。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2020/08/04)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900564 2019-1276 2019/08/08 (事故発生地) 青森県	運動器具（EMS機器）	当該製品を使用中、転倒し、右肩を負傷した。 (重傷)	○使用者が当該製品を装着して、家事をしながら使用していると、急に電流が走ったような刺激があり、前の壁に激突して転倒した。○当該製品の出力電圧及び出力電流を測定した結果、日本ホームヘルス機器協会がJIS規格を基にした家庭用EMS機器の安全性に関する自主基準を満たしていた。○当該製品は、最大電圧及び最大電流ともに当該製品の規格値以下であり、異常は認められなかった。○電極パッド貼付け面は、臀部の電極パッドに左右両側ともにヨレが認められた。○取扱説明書には、「本品の使用中は歩いたり、走ったりしない。」、「電極パッドは皮膚に密着させる。貼り付けた場所に隙間があると、電極パッド全面に電気が均一に流れないため、刺激を強く感じることもある。」旨、記載されている。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の出力電圧や出力電流に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2019/10/07)
A202000072 2020-0039 2020/03/21 (事故発生地) 愛知県	運動器具（ルームランナー）	当該製品を折り畳んだ状態で移動中、歩行板が開き、右足指を負傷した。 (重傷)	○当該製品は、支柱左側のロックピンを歩行板側面の穴に差し込み、歩行板を立てた状態に固定していた。○ロックピンは、歩行板側面の穴に正しく挿入でき、挿入状態を保つロックばねも機能しており、異常は認められなかった。○歩行板を立てた状態で固定した後、歩行板及びハンドルを左右に動かしてもロックピンは外れなかった。○ロックピンを正しく挿入せず、中途半端に挿入した場合、ハンドルを持って移動したときに、ロックピンが外れて、歩行板が落下する場合があった。○取扱説明書には、「歩行板が確実にロックされていることを確認してから手を離す。」旨、記載されており、本体にも「折り畳み時はロックピンで走行板を固定する。」旨のラベルが貼付されていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、歩行板を折り畳んだ際に、ロックピンを正しく挿入していなかったため、移動時にロックピンが外れ、歩行板が落下したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/04/23)
A202000118 2020-0248 2020/03/24 (事故発生地) 千葉県	テレビゲーム機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は事故発生時、省電力状態であった。○当該製品は、背面の電源コード接続部を中心に焼損しており、接続されていた他社製電源コードのコネクター一部が焼損し、カシメ部及び電源コードの芯線の断線部に熔融痕が認められたが、カシメ部は残存していた。○背面部に設置されていた電源ユニットの基板の一部が焼損していたが、基材の欠損、穴空き等の出火の痕跡は認められず、メイン基板、ハードディスク等、その他の電気部品にも出火の痕跡は認められなかった。●当該製品本体に出火の痕跡が認められず、当該製品に接続されていた他社製電源コードのコネクター接続金具と芯線のカシメ部に熔融痕が認められたことから、当該部位で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2020/05/25)

